令和８年第４回安平町議会定例会会議録（第１号）

令和８年６月23日（火曜日）午前10時00分開会

１　招集年月日　　令和８年６月23日（火曜日）

２　招集の場所　　安平町議会　議場

３　出席議員（12名）

議席番号

１番　三　浦　恵美子	２番　吉　岡　政　昭	３番　反　町　　恵
４番　箱　崎　英　輔	５番　内　藤　圭　子	６番　神　野　祐　太
７番　山　村　哲　也	８番　工　藤　秀　一	９番　鳥　越　真由美
10番　梅　森　敬　仁	11番　高　山　正　人	12番　小笠原　直　治

４　地方自治法第121条第１項の規定により、説明のため会議に出席した者

町　　長	及　川　秀一郎
教　育　長	井　内　　聖
代表監査委員	小　川　誠　一

５　町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

副　　町　　長　田　中　一　省

総務課

総務担当課長　岡　　康　弘　情報担当課長　池　田　恵　司

政策推進課

財政担当課長　木　林　一　雄　企画担当課長　木　村　　誠

税務住民課

税務戸籍担当課長　奥　田　浩　司　生活環境担当課長　佐々木　智　紀

産業振興課

産業振興担当課長　森　池　和　哉

建設課

土木公園担当課長　塩　谷　慎　嗣　施設担当課長　伊　藤　富美雄

健康福祉課

国保介護担当課長　阿　部　充　幸　健康福祉担当課長　小板橋　憲　仁

水道課

水道担当課長　谷　村　英　俊　下水道担当課長　佐々木　貴　之

住民サービス課　兼　商工観光課

総合支所長　　山　口　　崇

６　教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

教育委員会
　学校教育担当次長　佐々木　英　生　教育委員会課長補佐　武　田　一　倫

7　職務のため出席した議会事務局職員
　事　務　局　長　石　塚　一　哉　主　幹　鈴　木　慎　二

○　議 事 日 程　（第１号）

日程番号	議案番号	付　議　案　件
日程第１		会議録署名議員の指名
日程第２		議長諸般事項報告
日程第３		会期の決定
日程第４	報 告 第 １ 号	例月出納検査報告について
日程第５		行政報告
日程第６		令和8年度町政執行方針
日程第７		令和8年度教育行政執行方針
日程第８		一般質問
日程第９	報 告 第 ２ 号	令和７年度安平町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第10	選 挙 第 １ 号	安平町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
日程第11	諮 問 第 １ 号	人権擁護委員の推薦について
日程第12	議 案 第 １ 号	安平町副町長の選任の同意について
日程第13	議 案 第 ２ 号	安平町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14	議 案 第 ３ 号	安平町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15	議 案 第 ４ 号	安平町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16	議 案 第 ５ 号	安平町基金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17	議 案 第 ６ 号	道の駅あびらＤ51ステーションの指定管理者の指定について
日程第18	議 案 第 ７ 号	財産の取得について（学習用タブレット端末更新事業）
日程第19	議 案 第 ８ 号	令和８年度安平町一般会計補正予算（第１号）について
日程第20	議 案 第 ９ 号	令和８年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について

日程第21	議案第 10 号	令和８年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）について
日程第22	議案第 11 号	令和８年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について
日程第23	意見案第１号	地方財政の充実・強化に関する意見書（案）について
日程第24	意見案第２号	イランへの軍事行動の即時停止と外交による平和的解決を求める意見書（案）について
日程第25	意見案第３号	急騰する奨学金の金利に対する負担額軽減を求める意見書（案）について
日程第26	意見案第４号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）について
日程第27		議員派遣の件について
日程第28		総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第29		経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第30		議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出について

○　本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名　～　日程第８　一般質問

○　会議録署名議員

議長は、本定例会の会議録署名議員に次の２人を指名した。

２　番	吉　岡　政　昭
６　番	神　野　祐　太

会　議　の　顛　末

◎　議長あいさつ

〔議長起立〕

○議長（小笠原直治君）　おはようございます。議長の小笠原直治です。令和８年第４回安平町議会定例会の開会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。旧早来町議会と旧追分町議会が合併し、安平町議会として20年が経ちました。この間、新生安平町の進化と発展と町民の暮らしの支えに議会が貢献、町政の一役を担ってきたところは町民の皆様に評価を得られているだろうと思っています。私を含め各議員は４月の町議会選挙を経て、議員としてこの議場に立っています。私たちの一挙手一投足に注視しています。また、多くの町民に注視される立場を臨まなければならないだろうと思います。これからの４年間は安平町議会の歴史のさらなるページを積み重ねていきたいと思っています。私は議会は言論の府であり、議員相互の自由な討論による合議を形成する場であることを強く認識し、運営していきたいと考えています。各議員の特段の協力をお願い申し上げ、以上、開会にあたりあいさつとさせていただきます。それでは座らせていただきます。なお、本定例会から議会における服装については、ノーネクタイなど軽装での出席を認めておりますので暑い場合は上着を脱いだり水分を補給していただくなど各自で体調管理をしていただくようにお願いします。会議に入る前に本定例会において教育委員会社会教育担当次長に代わり社会教育グループの武田課長補佐が出席していますことをご報告いたします。また、報道機関からの申し出により本会議において議場内での撮影を許可していますことを合わせてご報告いたします。

〔開会・開議　午前１０時００分〕

◎　開会・開議宣告、議事日程の報告

○議長（小笠原直治君）　只今の出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、只今から令和８年第４回安平町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

◎　日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（小笠原直治君）　日程第１、**会議録署名議員の指名**を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって

２番　　吉　岡　政　昭　議員
６番　　神　野　祐　太　議員　　を指名致します。

◎　日程第２　議長諸般事項報告（委員会報告含む）

○議長（小笠原直治君）　日程第２、**議長諸般事項報告**を行います。
本年３月定例会以降における議長の諸般事項報告は、お手元に配布のとおりでありますので説明を省略させていただきます。
次に各委員長から閉会中に行われた所管事務調査等の報告の申し出がありますのでこれを許します。はじめに議会運営委員会の所掌事務調査報告をお願いします。

〔三浦議会運営委員長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。
○議会運営委員長（三浦恵美子君）　三浦です。よろしくお願いします。

令和８年６月16日

安平町議会議長　小笠原　直治　　様

議会運営委員会
委員長　三浦　恵美子

所　掌　事　務　調　査　報　告　書

本委員会は、閉会中所掌事務調査のため委員会を開催したので、安平町議会会議規則第76条の規定により報告します。

記

１　調査目的　　所掌事務調査

⑴　事　　件　　令和８年第４回安平町議会定例会の議事運営について

⑵　日　　時　　令和８年６月16日（火）９時55～11時40分

⑶　場　　所　　安平町総合庁舎　議員控室

⑷ 出席委員　　三浦委員長、神野副委員長、高山委員、箱崎委員、梅森委員

⑸ 委 員 外　　小笠原議長

⑹ 説 明 員　　田中副町長

⑺ 事 務 局　　石塚事務局長、鈴木主幹

⑻ 結　　果　　令和８年第４回安平町議会定例会の招集に伴い本委員会を開催し、田中副町長から今定例会提出案件の概要について説明を受けた後、議会提出案件及び審議の方法など議会運営のための所要の協議を行い委員会を終了しました。

協議の内容については別紙のとおりです。

別　紙

議会運営委員会協議決定（確認）事項

１　付議案件

（１）町長提出案件について　13件（①行政報告及び⑥執行方針は除く）

①行政報告　　２件（町職員の懲戒処分に係る再発防止等に向けた取組について、サイバーセキュリティを確保するための方針「安平町情報セキュリティ基本方針」の策定について）

②報告案件　　１件（専決処分事項の報告について（令和７年度安平町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について））

③補正予算　　４件（一般会計、３事業特別会計）

④条例制定改廃　４件

○一部改正４件（安平町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、安平町職員の給与に関する条例の一部

を改正する条例の制定について、安平町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、安平町基金条例の一部を改正する条例の制定について）

⑤その他案件　　４件（人権擁護委員の推薦について、安平町副町長の選任の同意について、道の駅あびらＤ51ステーションの指定管理者の指定について､財産の取得について(学習用タブレット端末更新事業）

⑥執行方針　　２件（令和８年度町政執行方針、令和８年度教育行政執行方針）

（２）議会提出案件について　　10 件

①報告案件　　１件（例月出納検査報告）

②選挙　　１件（安平町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について）

③意見案件　　４件（別紙のとおり）

④その他議決を要するもの　４件（議員派遣の件、各委員会閉会中の継続調査申し出３件）

２　会期について

会期は６月 23 日（火）から 24 日（水）までの２日間とし、25 日（木）を予備日とすることに決定しました。

３　議事日程について

本委員会開催までに意見書案の提出が４件あったので、これを日程に追加した議事日程を開会当日に配布することとし、更に議会開催日前までに追加議案及び意見書の提出があれば、議長と協議のうえその件数を追加した議事日程を開会当日に配布することに決定しました。

４　一般質問について

別紙通告書のとおり９人の議員から19件の通告がありました。

一議員 質問・答弁を合わせて１時間の時間制限があるので、制限時間目前に質問した結果、答弁の最中に１時間を超えるということがないよう、また、質問内容が重複するなどの理由がある場合を除き通告内容については必ず質問を行い、内容を逸脱せず、質問・答弁とも簡潔に行っていただきますようお願いします。

なお、今回吉岡議員からフリップ２枚の使用願いがあり、議長が使用を許可しています。

５　安平町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

本件については、先例により地方自治法第118条第２項の規定による指名推選により行うこととし､指名の方法については議長が候補者を指名し当選人を決定することにしました。

６　人権擁護委員の推薦に伴う諮問について

人権擁護委員の推薦に伴う諮問については、提案説明を受け質疑を行った後、先例により暫時休憩を取り議員控室において全議員による意見調整を行い､その結果に基づく答申書を作成･配布した後、会議を再開し討論を省略して採決を行うことに決定しました。

７　議会の服装（クールビズの実施）について

これまで同様、６月議会からノーネクタイなど、原則として軽装で出席して差し支えないものと決定しました。

８　議場内における撮影許可について

報道機関より、行政執行方針において撮影許可の願いがあり、議長がこれを許可しています。

○議会運営委員長（三浦恵美子君）　以上です

○議長（小笠原直治君）　ご苦労様でした。

次に各一部事務組合議会の報告について関係議員より報告願います。はじめに安平・厚真行政事務組合議会の報告をお願いします。

〔内藤安平・厚真行政事務組合議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。

○安平・厚真行政事務組合議員（内藤圭子君）　ご報告をいたします。

「資料朗読」

令和８年５月１日

安平町議会議長　小笠原　直治　様

安平・厚真行政事務組合議会議員　内藤　圭子

同　反町　恵

安平・厚真行政事務組合議会報告書

過日開催された安平・厚真行政事務組合議会定例会について、前組合議会議員からの引継ぎにより、次のとおり議会の概要を報告します。

記

１　会 議 名　　令和８年第１回　安平・厚真行政事務組合議会定例会

２　開 催 日　　令和８年３月２日（金）午前10時

３　開催場所　　安平町総合庁舎議員控室

４　経　　過　　議長の開会・開議宣告の後、議事日程に従って議事が進められ、行政報告及び令和８年度組合行政執行方針及び定期監査の結果報告等を行い、その後、発議３件、議案３件について審議を行いました。

５　付議事件及び審議結果

⑴　発議第１号　議会の委任による組合長の専決処分事項の指定について
原案可決

※地方自治法第180条第１項の規定により、新たに組合長の専決処分事項の指定を行うもの。

⑵　発議第２号　安平・厚真行政事務組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について　**原案可決**

※標準町村議会会議規則の一部が改正されたことに伴い、条文の規定の整理を行うもの。

⑶　発議第３号　安平・厚真行政事務組合議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について　**原案可決**

※標準町村議会会議規則の一部が改正されたことに伴い、条文の規定の整理を行うもの。

⑷　議案第１号　安平・厚真行政事務組合例規集整備事業に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について　**原案可決**

※組合例規集整備事業の実施に伴い、関係条例を安平町に準じて変更するため

制定するもの

⑸　議案第２号　令和７年度安平・厚真行政事務組合会計補正予算（第２号）について　原案可決

※今回の補正は、施設整備工事費の決定により、歳入歳出予算の総額からそれぞれ５万５千円を減額し、歳入歳出予算の総額を２億8731万５千円とするもの。

⑷　議案第３号　令和８年度安平・厚真行政事務組合会計予算について　原案可決

※令和８年度予算は、対前年度比104.4％、1317万４千円増の総額３億1053万１千円とするもの。

歳出の款ごとの主な増減額の内容は、１款 議会費は前年度同額、２款 総務費は定期昇給及び組合例規の全見直しなどにより205万６千円の減額、３款 衛生費は、委託料及び施設整備工事費や管理備品の増等などにより1694万２千円の増額、４款 公債費は、起債償還金の減により171万２千円の減額、５款 予備費は前年同額。

歳入は、１款　　分担金及び負担金は710万８千円の増額（安平町432万３千円の増額、厚真町278万５千円の増額）、２款 使用料及び手数料は、有料ごみ袋の減等により68万１千円の減額、３款 財産収入は、鉄くずやアルミ缶の単価アップが見込まれるため14万２千円の増額、４款 繰入金は施設整備繰入金696万５千円を減額、５款 繰越金は科目設定、６款 諸収入はペットボトル有償入札拠出金の増により17万円の増額、７款 繰入金は塵芥処理場変圧器交換事業債の増が見込まれるため1340万円を増額した。

令和８年３月２日に行われた分については以前の議員さんから引き継いだということで書面のとおりとなっています。

令和８年５月26日

安平町議会議長　小笠原 直治　様

安平・厚真行政事務組合議会議員　内藤 圭子
同　反町　恵

安平・厚真行政事務組合議会報告書

過日開催された安平・厚真行政事務組合議会臨時会に出席したので、次のとおり議会の概要を報告します。

記

1　会 議 名　　令和８年第２回安平・厚真行政事務組合議会臨時会

2　開 催 日　　令和８年５月25日（月）午前10時

3　開催場所　　安平町総合庁舎　議員控室

4　経　　過　　改選期により議長不在のため、副議長が議長の職務を行い、開会・開議宣告の後、議事日程に従って議事が進められ、仮議席の指定、会議録署名議員の指名が行われ、引き続き議長の選挙を行いました。その後、当選人が議長となり、臨時会の会期を１日と決定し、議席の指定を行い、議案１件について審議を行いました。

5　付議事件及び審議結果

⑴　選挙第１号　安平・厚真行政事務組合議会議長の選挙について

当　　選

※指名推選により内藤圭子（ないとうけいこ）氏（安平町議会議員）を議長に選出しました。

⑵　議案第１号　安平・厚真行政事務組合監査委員の選任の同意について

同意可決

※議会議員から選出される監査委員に、小川誠一（おがわせいいち）氏の選任に同意しました。

○安平・厚真行政事務組合議員（内藤圭子君）　以上です。

○議長（小笠原直治君）　次に胆振東部消防組合議会の報告をお願いします。

〔神野胆振東部消防組合議会議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　神野議員。

○胆振東部消防組合議会議員（神野祐太君）　ご報告いたします。

令和８年５月１日

安平町議会議長　小笠原　直治　様

胆振東部消防組合議会議員　鳥越　真由美
同　神野　祐太

胆 振 東 部 消 防 組 合 議 会 報 告 書

過日開催された胆振東部消防組合議会定例会について、前組合議会議員からの引継ぎにより、次のとおり議会の概要を報告します。

記

１　会 議 名　　令和８年第１回胆振東部消防組合議会定例会

２　開 催 日　　令和８年３月27日（金）午前10時

３　開催場所　　消防本部新庁舎（２階　消防団研修室）

４　経　　過　　議長の開会・開議宣告のあと議事日程に従って議事が進められ、はじめに行政報告及び施政方針行い、議員１名の一般質問のあと、議案７件、報告１件について審議を行いました。

５　付議事件及び審議結果

（１）　議案第１号　令和７年度胆振東部消防組合補正予算（第５号）について

原案可決

※歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,819万８千円を減額し、予算の総額を23億4,549万１千円とするもので、歳出補正の主な内容は執行残の減額等、事業確定による執行残の整理を行なうもの、歳入補正の主な内容は、歳出執行残の整理に伴う各町分担金等の減額を行うもの。

（２）議案第２号　胆振東部消防組合公告式条例の一部改正について

原案可決

※新庁舎への移転による消防本部前掲示場の住所変更により、条例の一部を改正するもの。

（３）　議案第３号　胆振東部消防組合本部及び消防署の設置に関する条例の一部改正について

原案可決

※新庁舎への移転による消防本部の住所変更により、条例の一部を改正するもの。

（４） 議案第４号　胆振東部消防組合職員の旅費に関する条例の一部改正について

原案可決

※職員の宿泊料を一夜につき9,800円から11,500円に改正するため、条例の一部を改正するもの。

（５） 議案第５号　胆振東部消防組合消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部改正について

原案可決

※消防団員の宿泊料を一夜につき9,800円から11,500円に改正するため、条例の一部を改正するもの。

（６） 議案第６号　胆振東部消防組合の議会議員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

原案可決

※消防組合議会議員の宿泊料を一夜につき 9,800 円から 11,500 円に改正するため、条例の一部を改正するもの。

（７）議案第７号　令和８年度胆振東部消防組合予算について

原案可決

※令和８年度予算は、対前年度比 161.1％、８億 8,884 万１千円減の総額 14 億 5,651 万円とするもの。

歳出、１款 議会費と２款 監査委員費は前年同額、３款 消防費は厚真消防施設費の積立金の減及び鵡川消防施設費の工事請負費の減などにより９億5,206万８千円を減額。４款 公債費は、消防本部及び厚真支署一時借入金の利子償還金等で6,322万７千円の増額、５款 予備費は前年同額。

なお、令和８年度の各組合構成町の分担金は次のとおり。

○令和８年度　構成町分担金

（単位：千円）

年度／構成町	令和７年度	令和８年度	増　減	対　比
安　平　町	290,286	344,891	54,605	18.8％
厚　真　町	226,716	284,878	58,162	25.7％

むかわ町	332,046	394,243	62,197	18.7%
計	849,048	1,024,012	174,964	20.6%

（８）報告第１号　現金出納例月検査の結果報告について

報告済

※　　監査委員から２月27日に実施した令和７年度11～１月分の現金出納例月検査の結果報告があり、その写しの配付をもって議会への報告としたもの。

詳細につきましては別紙をご参照ください。
続きまして５月に行われた臨時会についてご報告いたします。

令和８年５月 26 日

安平町議会議長　小笠原　直治　様

胆振東部消防組合議会議員　鳥越　真由美
同　神野　祐太

胆 振 東 部 消 防 組 合 議 会 報 告 書

過日開催された胆振東部消防組合議会臨時会に出席したので、次のとおり議会の概要を報告します。

記

１　会 議 名　　令和８年第１回胆振東部消防組合議会臨時会
２　開 催 日　　令和８年５月 19 日（火）午後２時開議
３　開催場所　　消防本部新庁舎（２階消防団）
４　経　　過　　議長の開会・開議宣告のあと議事日程に従って議事が進められ、副議長の選挙を行い、監査委員の選任同意のあと議案３件について審議を行いました。

５　付議事件及び審議結果
（１）　選挙第１号　胆振東部消防組合議会副議長の選挙について

当　　選

※大松（おおまつ）　紀美子（きみこ）氏（むかわ町議会議員）を副議長に選出しました。

（２） 同意第１号　胆振東部消防組合監査委員の選任について議会に同意を求める件

原案同意

※神野（こめかみの）　祐太（ゆうた）氏(安平町議会議員)の選任に同意しました。

（３） 議案第１号　財産の取得について（高規格救急車）

原案可決

※指名競争入札により、高規格救急自動車を取得し、消防署安平支署に配置するため議会の議決を得るもの。

（４） 議案第２号　財産の取得について（消防ポンプ自動車）

原案可決

※指名競争入札により、消防ポンプ自動車を取得し、消防署鵡川支署に配置するため議会の議決を得るもの。

（５） 議案第３号　財産の無償譲渡について（消防ポンプ自動車）

原案可決

※次の財産を厚真町へ無償譲渡するため議会の議決を得るもの。

①普通財産（建物）
　胆振東部消防組合消防本部（署）厚真支署・厚真消防団合同庁舎

②普通財産（建物）
　消防署厚真支署車庫

③土地
　勇払郡厚真町錦町47番地の３（使用状況　待機宿舎敷地）

④土地
　勇払郡厚真町錦町47番地の５（使用状況　待機宿舎専用道路）

○胆振東部消防組合議会議員（神野祐太君）　以上です。

○議長（小笠原直治君）　続いて胆振東部日高西部衛生組合議会の報告をお願いします。

〔山村胆振東部日高西部衛生組合議会議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　山村議員。

○胆振東部日高西部衛生組合議会（山村哲也君）　ご報告いたします。

令和８年５月１日

安平町議会議長　小笠原 直治　様

胆振東部日高西部衛生組合議会議員　吉岡 政昭
同　山村 哲也

胆振東部日高西部衛生組合議会報告書

過日開催された胆振東部日高西部衛生組合議会定例会について、前組合議会議員からの引継ぎにより、次のとおり議会の概要を報告します。

記

１　会 議 名　　令和８年第１回胆振東部日高西部衛生組合議会定例会

２　開 催 日　　令和８年３月18日（水）午前10時

３　開催場所　　むかわ町産業会館　第１研修室

４　経　　過　　議長の開会・開議宣告の後、議事日程に従って議事が進められ、議案２件について審議を行いました。

５　付議事件及び審議結果

（１）議案第１号　胆振東部日高西部衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

原案可決

※令和７年における人事院勧告による改正内容を踏まえ、その施行に関し必要な事項を定め、条例を制定するもの。

（２）議案第２号　令和８年度胆振東部日高西部衛生組合一般会計予算

原案可決

※令和８年度予算は、歳入歳出予算の総額を１億7,251万円と定めるとともに、一時借入金の最高額を1,500万円と定めるもの。

なお、各構成町の負担金は次のとおり

（次ページへ続く）

○令和８年度　構成町負担金

（単位：千円）

年度／構成町	令和７年度	令和８年度	増　減	対　比
安　平　町	19,211	20,024	813	4.2%
厚　真　町	12,812	13,391	579	4.5%
むかわ町	20,188	20,875	687	3.4%
日　高　町	27,034	24,845	▲2,189	▲8.1%
平　取　町	25,777	24,377	▲1,400	▲5.4%
計	105,022	103,512	▲1,510	▲1.4%

こちら３月定例会の報告となっていますので前任者からの引き継ぎにより別紙のとおりとなっています。ご確認ください。

令和８年６月４日

安平町議会議長　小笠原 直治　様

胆振東部日高西部衛生組合議会議員　吉岡 政昭
同　山村 哲也

胆振東部日高西部衛生組合議会報告書

過日開催された胆振東部日高西部衛生組合議会臨時会に出席したので、次のとおり議会の概要を報告します。

記

１　会 議 名　　令和８年第１回胆振東部日高西部衛生組合議会臨時会

２　開 催 日　　令和８年５月29日（金）午後２時

３　開催場所　　むかわ町産業会館　第１研修室

４　経　　過　　年長者である吉岡議員が臨時議長となり、開会・開議宣告の後、会議録署名議員の指名、議長選挙を行いました。その後、当選人

が議長となり副議長選挙及び議席の指定を行い、臨時会の会期を１日限りと決定しました。

５　付議事件及び審議結果

（１）　選挙第１号　胆振東部日高西部衛生組合議会議長の選挙

当　　選

当選人　津川（つがわ）　篤（あつし）　議員（むかわ町議会）

（２）　選挙第２号　胆振東部日高西部衛生組合議会副議長の選挙

当　　選

当選人　蔦（つた）　　守（まもる）　議員（日高町議会）

○胆振東部日高西部衛生組合議会（山村哲也君）　以上です。

○議長（小笠原直治君）　ご苦労様でした。以上で諸般事項の報告を終わります。

◎　日程第３　会期の決定

○議長（小笠原直治君）　日程第３、**会期の決定**を議題と致します。

お諮り致します。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員長報告のとおり本日６月23日から24日までの２日間とし、25日を予備日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　異議なしと認めます。従って本定例会の会期は**６月23日から６月24日までの２日間**に決定いたしました。なお、25日を予備日といたします。

◎　日程第４　報告第１号

○議長（小笠原直治君）　日程第４、報告第１号**例月出納検査報告について**は、

既にお手元に配付のとおりでありますので、以上で報告済みと致します。

◎　日程第５　行政報告

○議長（小笠原直治君）　日程第５、**行政報告**を行います。町長から発言の申し出がありますのでこれを許可いたします。

〔及川町長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　町長。

○町長（及川秀一郎君）　皆さんおはようございます。令和８年第４回安平町定例議会にご参集の議員の皆さま大変ご苦労様です。また、傍聴席にお越しいただいた皆様、そしてあびらチャンネルで議会中継をご覧いただいています町民の皆様におかれましてもどうぞよろしくお願いします。

それでは早速ですが令和８年第３回安平町議会臨時会以降の行政事項２件についてご報告を申し上げさせていただきたいと存じます。

１件目、町職員の懲戒処分に係る再発防止等に向けた取り組みについてです。本年４月12日に執行された安平町議会議員選挙において、当時教育委員会事務局の次長職にあった職員が、自身のＳＮＳ（ＬＩＮＥ）アカウントを通じ、特定の候補者について反対し、または特定の候補者について紹介者もしくは投票を依頼する文面を複数の町民及び町職員に対して送信した事実を認定し、当該職員に対して、地方公務員法及び町条例・規則に基づき、５月11日付けで停職２か月の懲戒処分を行うとともに、同職員に対して教育委員会事務局の出向を解く人事発令を行いました。このことは民主主義の根幹である町議会議員選挙への町職員による不適切な介入事案であると極めて重く受け止めるもので、誠に遺憾であり、当人による送付文面において失礼な用語とともに氏名が掲載された方はもちろんのこと、町民の皆様をはじめ、議員各位に多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことに対し、心より深くお詫び申し上げます。去る５月15日の議会全員協議会にて詳細をご説明し、頂戴した質疑・ご意見を踏まえ、現時点における再発防止に向けた取り組み状況及び本町の考え方を以下のとおりご報告します。（１）公益通報制度、安平町公益通報に関する規程の再周知について。今回の事案の発覚が、被処分職員からメッセージを受領した町職員から内部告発がなされなかったことについて、議員各位からは「公益通報制度の周知・理解の徹底さが不足しているのではないか」とのご指摘をいただきました。町ではこれらのご指摘を重く受け止めており、５月22日に開催した課長職による「庁内会議」を

通じて、全職員に対して改めて公益通報制度を周知いたしました。今後定期的な周知のほか、必要に応じて理解度の確認も行ってまいります。（２）安平町人事監理委員会による安平町職員法令遵守マニュアルの見直し等について。町職員による汚職事件の教訓から平成27年に設置された副町長を主宰者とする安平町人事監理委員会が作成した安平町職員法令遵守マニュアルについて、５月22日に開催した定例会の席上、これまでマニュアルには地方公務員法や公職選挙法に基づく公務員の政治的行為や地位利用による選挙運動等の禁止事項について記載がないことを受け、今回の事件を踏まえ、次の（３）に記載する職員研修での内容なども反映させて追加改正することとしています。また、当該定例会議では、公務員倫理の醸成と徹底とともに、グループ会議や上司との定期的な個人面談の実施など風通しの良い職場づくりを推進していくことも確認しています。（３）公務員の政治的行為や地位利用による選挙運動の禁止に係る職員研修について。町が毎年計画的に実施している職員研修では、従来公務員の政治的行為や地位利用による選挙運動の禁止に関する分野を取り上げたことがなく、職員による内部告発がなかった理由として禁止行為に関する知識不足も一因であった可能性があることから、本年７月31日に弁護士として自治体任期付職員に任用された経験を持つ外部講師を招いた法令遵守に関する職員研修を開催し、この点を補完してまいります。（４）公職選挙法違反の疑いに関する刑事責任の判断について。今回の事案について、町においては地方公務員法に基づく懲戒処分を行うにあたり、送信事実及びその内容について調査を行い、公務員としての服務規律に違反する行為に該当するかどうかについて事実認定及び立証を行ったところです。一方、公職選挙法違反の成否については、捜査権限を有しない町が最終的に認定・立証すべき事項ではなく、捜査機関において判断されるべきものと整理いたしました。これに対し、議員各位からは「全送信対象者への調査が行われておらず、全容解明に向けた事実認定が不足しているのではないか」、「町として刑事訴訟法第239条第２項に基づく告発義務が存在するのではないか」といったご指摘をいただきました。町といたしましては、議会全員協議会においてご答弁申し上げたとおり、メッセージを受信した町職員へのアンケート結果等を踏まえ、公職選挙法第136条の２に規定する地位利用による選挙運動に抵触する可能性を否定できないものと判断しています。このため、去る５月25日に苫小牧警察署を訪問し、事実関係及び法令適用の考え方について事前相談を行ったところです。町といたしましては、本件の刑事責任の有無について独自に結論づけるのではなく、捜査機関の判断を仰ぐことが適当であると考えており、今後は顧問弁護士による法的助言も踏まえ必要な対応を進めてまいります。（５）町長等の管理・監督者責任について。今回の事件の発生により行政に対する不安と不信感を与え、町民の皆様の信頼を損なうこととなったことに鑑み、被処分職員の最高責任者及び任命権者である町長及び教育長について、当該事件の責任を明確にするため、本定例会にお

いて安平町長等の給与等に関する条例の一部改正案として、最高責任者である町長及び当時の任命権者である教育委員会も実務における責任者である教育長において７月１日からの１か月100分の10をそれぞれ減額する提案をさせていただいております。今回発生した事件は、公務員に求められる政治的中立性を損なう極めて不適切なもので、町政に対する信頼失墜はもちろんのこと、安平町全体の名誉を傷つけるものであります。失われた信頼の回復に向け、職員一丸となって真摯に取り組んでまいる所存であり、今回の取組について必要に応じて議会へ報告させていただきます。以上、町職員の懲戒処分に係る再発防止及び信頼回復に向けた取組についてご報告いたします。

次に２件目、サイバーセキュリティを確保するための方針「安平町情報セキュリティ基本方針」の策定について。安平町は、令和５年８月に「安平町デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）推進計画書」を策定し、デジタル技術を活用した便利で快適に暮らせるまちの実現を目指しているところです。デジタル技術を最大限利活用することは、住民の利便性の向上やデジタル技術やＡＩ等の活用による業務の効率化が可能となる一方、町民の財産、プライバシー等の保護及び適切な事務の運営を図り、職員及び行政事務に対する町民の信頼を確保する必要があります。この度、地方自治法の一部を改正する法律により、普通地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、サイバーセキュリティを確保するための方針を定め、公表することが義務づけられたことに伴い、本町においても策定作業を行い、改正地方自治法第 244 条の６第１項に規定する方針に位置づけを公表しております。以上、サイバーセキュリティを確保するための方針「安平町情報セキュリティ基本方針」の策定についてご報告いたします。

以上、行政報告２件を申し上げさせていただきました。次に先に本定例会に私どもの方からご提案をさせていただいています案件についてご説明を申し上げます。先ほど三浦議会運営委員長からのご報告がありましたとおり、報告案件１件、人事案件２件、条例案件４件でその内訳は条例の一部改正が４件となっています。さらに補正予算案件が４件、その他の案件として道の駅あびらD51 ステーションの指定管理者の指定が１件、財産の取得が１件の総計 13 件についてご提案をさせていただいているところです。

最初に報告案件１件ですが、令和７年度安平町一般会計繰越明許費の繰越計算書の報告についてです。

次に人事案件２件ですが、こちらは１件目、人権擁護委員の推薦についてです。こちらは任期満了に伴う人権擁護委員として小野寺捷氏を推薦したいので人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるため提案するものです。次２件目です。安平町副町長の選任の同意についてです。こちらは安平町副町長として木林一雄氏を選任したいので地方自治法 162 条の規定により議会の同意を求めるため提案するものです。

次に条例案件４件ですが、まず１件目、安平町長等の給与に関する条例の

一部を改正する条例の制定についてです。こちらは先ほど行政報告させていただきました本年４月 12 日に執行された安平町議会議員選挙における町職員のＳＮＳアカウントを通じた投票依頼等の非違行為により町政に対する信頼を損なうこととなったことに鑑み、町政の責任者である町長及び当該職員配属時の任命権者である教育委員会の実務責任者である教育長の当該事件の責任を明確にするものとし、町長及び教育長において令和８年７月１日から同年７月 31 日までそれぞれ給料月額を減額するため、この条例の制定について提案するものです。次２件目です。安平町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。こちらは令和７年８月７日付け人事院勧告に基づき一般職の職員の給与に関する法律が改正され、通勤のための自動車等を使用する職員に支給する通勤手当の支給上限額を引き上げるとともに、新たに駐車場等にかかる通勤手当を支給することができるよう所要の改正を行うためこの条例の制定について提案するものです。次に３件目です。安平町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてです。こちらは印鑑登録証明書の交付申請の添付書類に特定在留カードまたは特別永住者証明書を加えるもの及び電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の改正に伴い、参照元法令の号番号が変わったことによりこの条例について提案するものです。次に４件目、安平町基金条例の一部を改正する条例の制定についてです。こちらは学校教育施設の整備に活用するべく必要な事項を定めるため、この条例の制定について提案するものです。

次に補正予算４件です。まず１件目、令和８年度安平町一般会計補正予算（第１号）についてです。歳入歳出それぞれ７億 3829 万 5000 円を追加し、歳入歳出総額 97 億 8642 万 8000 円とするものです。次２件目です。令和８年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）についてです。歳入歳出それぞれ 578 万円を追加し、歳入歳出総額８億 5493 万 9000 円とするものです。次３件目、令和８年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）についてです。歳入歳出それぞれ 126 万 5000 円を追加し、歳入歳出総額２億 1787 万 2000 円とするものです。次に４件目、令和８年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）についてです。まず保険事業勘定です。歳入歳出それぞれ２億 4994 万 9000 円を追加し、歳入歳出総額 11 億 8563 万 2000 円とするものです。次に介護サービス事業勘定ですが、歳入歳出それぞれ 369 万 5000 円を追加し、歳入歳出総額 1257 万 2000 円とするものです。

次にその他の案件２件です。１件目、道の駅あびらＤ51 ステーションの指定管理者の指定についてです。こちらは道の駅あびらＤ51 ステーションの指定管理者を指定するため、安平町公の施設にかかる指定管理者の指定の手続き等に関する条例第７条第１項の規定により提案するものです。次に２件目、財産の取得について。こちらは学習用タブレット端末更新事業です。財産の取得をするため、地方自治法第 96 条第１項第８号及び安平町議会の議決に付

すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定により提案するものです。

これら提案事項の具体的な内容等についてはそれぞれ上程されました段階で副町長または担当課長、担当次長等から詳しくご説明を申し上げます。

以上、私どもの方から提案しました案件を説明させていただきましたので、ご審議の上ご決定賜りますようよろしくお願いします。また、事務的な事項に関することについては別添配布した事務報告書をご参照願います。補足することは特にありませんのでどうぞよろしくお願いします。

○議長（小笠原直治君）　町長からの行政報告等が終わりましたが、行政報告に対して質疑があれば１議員１回に限り内容を確認程度の質疑を認めます。質疑はありませんか。

〔吉岡議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　吉岡議員。

○２番（吉岡政昭君）　１回ということですが、その１回の中身はいくつか質問してもよかったという理解で質問します。まず、公益通報制度に関しての説明がありましたが、私の調べたところでは、公益通報制度の中には職員がそういう不正な事実を知った時に上司に町長並びに担当課に報告しなければならないという義務はなかったはずです。あるのであれば具体的に示してほしいと思います。しかし一方では、安平町職員の懲戒処分等に関する規則の中に非違行為を承知したにも関わらず、事実を隠蔽し、またはこれを容認した場合は懲戒処分等を行うものとするという規定があります。そこで確認しますが、今回の件で 20 名の職員がそういう事実が伝えられたわけです。不本意だった職員もいるかと思いますが、それにも関わらずそのことを報告した職員が何人いたのか。それから報告対象は当然総務課長とか副町長、町長レベルだと思いますが、報告することになっているのにしなかった職員は何人いたか。そしてした職員は何人いてしなかった職員は何名いて、しなかった職員に対して懲戒処分が下されたのかどうか。その事実を確認したいと思います。それから次ですが、地位利用の解釈についてですが、前回の全員協議会の時に渡された資料の中には、地位利用として処分された職員が他自治体にありますが、その中で目を引いたのは静岡県島田市の戒告処分ですが、その事案はこう書いていますね。これは町で発行してくれた資料ですよ。指揮監督下にある者に対し特定の候補者への投票を依頼したということです。それぞれ 20 名の職員にこの教育次長がいろいろ反対する行為だけでなくて入れるなという行為ですから。反対なんてレベルではないでしょ。いずれにしてもそういう依頼をした相手は教育次長の指揮監督下によったものだったのかどうか。厳密にいうとこれを地位利用の法律上の解釈として厳密に限

定してあります。一般的に上司だから副町長とか町長だから直接の指揮監督下になくても地位利用だとなるかとはそれは裁判上では議論があるところだそうです。要は改めて確認しますが、この委員会次長の指揮監督下にあったものかどうか。その点が確認させてください。それから今回メールを受け取った職員の名前を教えてほしいとここでもお願いしまして、また、担当課長にも直接要請しました。これはそれぞれの理由がありましてこれは断られました。そこで２つ聞きたいのは今回警察の調査の時にこの職員の名前の開示を求められたかどうかですね。だから警察に聞けばわかるかどうかっていう話になるのですが、併せて議会で個々人に聞いたらダメだという言い方だったけれども、議会の議決として氏名の開示を求めた場合は開示するのかどうかということです。それから次ですが、今回常識的には当たり前のことかもしれませんが、ハッと思った表現がありました。それは町長が朗読された文章の中で民主主義の根幹である町議会議員選挙への町職員による不適切な介入という表現です。民主主義の根幹というつまり議会制民主主義の根幹を介入したと。この事実に対する評価、それからそれによって一部町民の中に犠牲者という自覚で受け止めている人もいるはずですが、議会制民主主義となると一般的に不適切な介入があったとなるとそれは別な言い方をすれば選挙の公平さが毀損されたと。議会制民主主義が毀損されたという問題になります。そうするとその事実から誰が被害者なんだということです。それで今回の問題で前回の全員協議会の時の説明とは今回違うのです。どこが違うかと言ったら先ほど言いましたように今回の事件を民主主義の根幹である町議会選挙への不適切な介入と言っているわけです。だから民主主義の根幹に対して介入した毀損したとなりますと単数ではないはずです。被害者はね。被害者かもしれないけれどもでも被害届を出したところで立証できるかと。そのために何票減ったという形で立証できるかというとそれはできないと思います。漠然とはわかりますよ。減ったんだろうと。だけど何票減った、どこの誰々さんがそのために入れなかったとして立証できるかという問題になった時には立証できないはずだと。しかし、そのために状況的に選挙の公平さが毀損されたという状況は私は確認できると思います。そのためにもし被害者だというのであれば町民全員、有権者全員が被害者というべきであると思うし、その中でさらに限定して被害者を挙げることができるかという問題です。その点を確認したいと思います。最後です。今回前回の中で再発防止に向けた取り組みが一応提起されました。なぜ一応かというと議長が意見を求めた時に事実確認程度の質問をしてくれとのことです。確認程度。これも私確認程度のつもりだけれども。議論がそこで認められていない。こういうやり方もあるんじゃないか。それはそうだというような議論が認められていないということです。大事な提案であるけれども尤もだという提案も含まれているけれども議会の中で議論されない。そういう中での説明です。だから私は実は前回の全員協議会の時に５月 15 日の時に町長は再発防止策を

速やかに講じますと謝罪した後で町民の皆さんに謝罪しますと言った後に再発防止策を速やかに講じますと約束したわけです。しかし、速やかな策はもしこれだけだとしたら議論のない決意というか心づもりに過ぎません。しかしこれをもし仮に全員協議会のところでやるとすることになれば、私は全員協議会は本会議の機能を代替するものではないと。これは書いてある本に書いてあります。議員必携ですね。その中に書いてあるのは全員協議会は本会議の機能を代替するものではない。あるいは議員にとって行政の内容あるいは提出案件について理解を深める機会にもなっているけれども、本会議には委員会と同様の事実審議となることがないよう節度をもって運用すべきだとも議員必携に書かれています。だから私はメールで要請しました。これは議案として提出してほしいと。そうしたら意見交換できるし。だけど行政報告の中だと一方的に説明してこうやりますから了解してくれってだけじゃないですか。だからそういう意味で改めて審議がどういう形で今後展開されるかわかりませんが、この今回の議会制民主主義の根幹である町議会選挙への不当な介入、事案、これを全体的に議論できる場を改めて設定してほしいと希望しときます。以上です。

〔岡総務担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君）　メモを一応取りましたがかなり長かったので答弁漏れがあればご指摘いただければと思います。まず安平町の町職員の懲戒処分等に関する規則中に非違行為を隠蔽した職員に対する規定があって、それに対するご質問で隠蔽して要は総務課に対してその事実を報告した職員は何人いたのかというご質問でした。これは全員協議会でお話したとおり残念ながら20名の職員のうち我々に報告した人間はいないというものになります。これに対する懲戒処分はお話がありましたが、まずそもそもの我々の考え方とすれば吉岡議員がおっしゃるとおり非違行為を隠蔽したと疑念を持とうとすればメッセージを受領した職員について誰ひとり公益通報しなかったというのは非違行為、違法行為を黙認したのではないかという感情になることは理解できなくはございません。ただ今回被処分者から事情聴取をした先の送付先のリストに基づいて全員協議会に配布したアンケート調査を行った際に職員にこれに正直に応じてくれていまして、また、アンケート結果から二次的な拡散も現在確認されておらず、これら20名について非通報であったことをもって隠匿、隠蔽と我々は判断しなかったというものです。２つ目、地位利用の解釈ということで静岡県の島田市の実例について我々の資料に基づいて吉岡議員からご質問がありました。こちらの案件については、その時の説明でも申し上げたとおり看護学校の教師である方が自分の生徒に対してこの方に投票してほしいという申し入れをしたものに対し、先に

警察が公職選挙法で罰金刑を被せた後に市として懲戒処分をした事例です。今回の当該職員から職員２０名に対してメッセージの送信が行われた中に指揮監督の者がいたかどうかについては基本的にその本人のお友達ということでメッセージが送られていた部分が主たるものでして、大変恐縮ですが指揮監督者があったかどうかについては本人の特定につながるものがあるのでこちらでは答弁を差し控えたいと思います。３点目ですが、メールを受け取った職員の氏名を公表してほしいと吉岡議員からは５月 15 日の全員協議会の質疑の中でも、また、終わった後に私に対して個人的にお話もいただきましたが、その時の基本的には変わっておらず、結論として今回受信した職員から公益通報等が行われなかったことは本当に組織として重く受け止めていますが、このアンケートに素直に応じてくれた職員の協力行為についてこれを処分するとか氏名を公表するといった行為を行うことが今後において不祥事調査にそれをやってしまうと職員として誰一人協力することはないだろうと推測していまして、今回の件については我々の方からは公表する予定はありません。また、警察の方から求められたかについては、これは捜査協力ですのでご答弁は差し控えたいと思います。それに関連して議会の方で開示の議決がなされれば応じますかという質問でしたが、議会の開示の議決がどういったものなのか。議会の方での発議になるのか、当方からの議案になるのかが分かれるかと思いますが、町長執行部からの提案はあくまで地方自治法 96 条１項、２項に基づく議案の提案になりますのでその要件には該当しないと思いますから、議会の方での議決はもしかすると議会の方での整理になろうかと思います。そのご判断がいただいた段階での検討になろうかと思います。５つ目ですが、議会制民主主義の根幹である選挙への介入ということで前回のご説明のトーンと違うのではないかというお話でしたが、こちらは町長の行政報告については、全員協議会５月 15 日の冒頭の議会の議長のあいさつの中にもそのような文言がありましたのでそのように記載をしているところです。ちょっとご質問の趣旨が掴み兼ねていたのですが、この介入に関する感じ方というご質問だったかと思います。職員による議会制民主主義の根幹である選挙への介入というものへの感じ方をどう感じているかというものですが、これはまさしく地方公務員法上の中立性公平性、あと町民の信頼失墜に基づいて今回は我々職員を処分したものでして、その処分の内容が処分そのものが介入に関する感じ方と受け止めていただければと思います。町民全体が被害者ではないかというお話もありました。単純に投票を指定することだけが被害ではなくて町民全体に与えた影響が大きいのではないかという吉岡議員からのご質問でしたので、それはそのとおりです。よって地方公務員法上で処分したものです。最後再発防止についてこの行政報告では確認程度の質問に対してもっと議論ができる場が設けられるべきではないかというお話ですが、先ほど前段で申し上げましたが、議決事件は地方自治法第 96 条で、また、まちづくり基本条例で議決すべき

案件が決められていまして、今回の案件について町の対応、姿勢といったのを議決するという事件に該当するものではないと町長執行部では認識をしているものでして、必要があれば行政報告をしますし、議会からのお求めがあれば当然同様の全員協議会等の開催も検討できるかと思います。長くなりましたが答弁とさせていただきます。

○議長（小笠原直治君）　他に質疑はありませんか。

〔反町議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　反町議員。

○３番（反町恵君）　町民からは町長と教育長への懲罰が軽すぎるのではないかという意見が出ています。それから被害者への謝罪はどうなっているのかの確認が出ています。それから６月 17 日付けで町長宛、６月 19 日付けで議会宛に文書が提出されていると思います。これについての報告が今回なかったのですが、これについて報告をしないのかをお聞きしたいと思います。

〔岡総務担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君）　町民からの処分の重すぎる軽すぎるはこれは条例で今回上程をしていますし、事務方からお答えできるものではないと感じていますので町長の方からになろうかと思います。２つ目の町民に対する謝罪ですが、こちらは全員協議会の場で該当者もいらっしゃたのもあり、その他議員ではない方でいらっしゃればその方に町長の方がお詫びに行っています。あと６月 17 日、19 日の文書が町長宛のものについて受領していまして、こちらについてこの場で何か言及するということがなかったのがおかしいのではないかということでしょうか。まずいただいた文書については現在検討中ですので、検討中のものを議会でお話しするということはないし、行政報告を作って皆様にお配りしたのはそれより以前ですので、その内容を説明したものです。

〔及川町長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　町長。

○町長（及川秀一郎君）　３点質問があったと思います。私と教育長の処分が甘すぎるのではないかという町民の声をおっしゃっていました。私は非常にこうした案件は重い案件だとは先ほど行政報告の中でも申し上げさせていただきました。安平町においてもこれまで懲戒処分がいくつかありまして、取

り扱いの過去の事例等も参酌しながら停職処分を過去に３か月、案件は違いますがそういうことがあって、その際の処分内容と今回は同程度と期間的には懲戒処分停職３か月でしたけれども、今回２か月ですが、でも処分内容は100分の10で同じく合わせていただきました。謝罪については当然反対すべきものだったり、当選させてほしいものということで全体的には４名いらっしゃっていますので、それぞれ場所は違いますし、話す内容等もいろいろ変わりますが、ご本人にお会いして謝罪はさせていただいています。文書の関係は先ほど総務担当課長が答弁したとおり日付で何の文書を指しているかまでは明確ではなかったかもしれませんが、この案件ということで我々もわかりますので、そういったことについては今朝も朝一で打ち合わせもさせていただいて検討している最中ですので、この行政報告、現時点でと先ほども行政報告の中でも申し上げさせていただいたので、その時点での内容で先ほどは行政報告させていただいたところです。

○議長（小笠原直治君）　議会議長宛に６月19日に陳情として上がってきています。私の判断として不受理としました。以上です。他に質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　少し確認ですが、まず公職選挙法の関係では警察当局に相談されていて、その後何か返答があったかが１点と町長との管理監督者についてのこの決定事項１か月間100分の10減額が決定したのは過去の事例を踏まえてでいいのか。それともその他に何か基準があったのか。これで町民の皆さんにご納得いただけるご説明等ができるというご判断なのかお願いします。

〔岡総務担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君）　１件目の公職選挙法の関係ですが、行政報告にも記載のとおり５月25日に苫小牧警察署へ出向きまして、こちら公職選挙法の136条の２地位利用に該当するかどうか疑義があるということで事前の相談を行っています。結果としては、警察ではこの事前相談に対し法令に抵触するしない、またこれに基づき捜査するしないといった回答、判断はしないという回答をいただいています。町としては本事案について公職選挙法上の処分は行っていますが全員協議会の際も全容の解明ができていないのではないかというご質疑をいただいて、町の調査領域ではないとお答えさせてい

ただいていますが、独自にそれを結論づけるべきではなく、捜査関係の判断を仰ぐことが適当と判断していますので、現在町の顧問弁護士に対して刑事訴訟法上の239条の第２項の規定に基づく告発の方法といったものの調整をさせていただいています。なお、当然ですが町が告発をするしないに関わらず捜査当局が捜査をすることは十分に可能性があるだろうなと感じていますし、それこそどなたかが行為がありましたという告発があれば捜査が動いてくるのかなと考えますが、仮に町に対して捜査協力があれば町として全面的に協力していく予定です。

〔及川町長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　町長。

○町長（及川秀一郎君）　２件目の部分については私の方からになります。これ決定したのかということですが、当然この過去の事例だったり全員協議会でご説明した全国事例だったり、今回処分を下した職員に対する処分の量刑についても全国事例等も参考にさせていただいていますが、申し上げたとおり決した軽いものではないという２か月の停職処分、これは非違行為者の職員ですが、無給になる部分も含めてですが、私についても過去の事例を参考にさせていただきながら今回条例の一部改正の中でご提案させていただいていますので、議会の皆様方にご決定をいただければと思っています。

○議長（小笠原直治君）　他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　なければこれで行政報告を終わります。

◎　日程第６　町政執行方針

○議長（小笠原直治君）　日程第６、**令和８年度町政執行方針**を行います。それでは執行方針の説明のため、町長から発言の申し出がありますのでこれを許可します。

〔及川町長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　町長。

○町長（及川秀一郎君）　資料朗読。

令和８年度　町政執行方針

令和８年第４回安平町議会定例会の開会にあたり、町政執行において私自身３期目となります向こう４年間に向けた所信と施策の一端を述べさせていただきたいと存じます。

はじめに

北海道胆振東部地震から更なる復興の歩みを進め、長引くコロナ禍から日常生活を取り戻すことが使命となった２期目の４年間、私は「震災とコロナ禍を乗り越え未来へ飛躍するふるさとづくり」をテーマに町政運営を預かってまいりました。まさに二重の困難を乗り越え、町が本来の活力を取り戻す重要な期間でありましたが、みなさまのご理解やご支援、ご協力により、この間は４年連続で社会人口の増加を果たすことができたうえ、令和７年12月には人口が前年の同時期に比べて20名増加に転じるなど、重要施策として掲げてきました「人口確保対策」の分野では成果が見え始めた４年間となりました。

また、令和４年度からは当町への観光客が年間90万人台に回復し、道の駅では令和７年６月11日に開業後約６年間で来場者400万人を達成、初夏の菜の花シーズンには約７万人の方々が来訪するなど、交流人口や関係人口の面でも増加の傾向が見られました。加えて、子育て・教育分野では義務教育学校として早来学園を開校、人づくり・コミュニティ分野では防災機能を備えた複合施設として早来公民館を改修、健康・福祉分野では地域医療体制構築のために各種支援事業を実施するなど、第２期目の公約の約９割を着実に進めることができました。

日頃より町政運営にご支援ご協力いただいております町民のみなさま、各関係団体、事業者のみなさまに対しましては、改めてこの場を借りて心より感謝申し上げます。

さて、一方で、当町を取り巻く社会情勢に目を向けますと、国際情勢の緊迫化に伴う物資不足や物価高騰が長期化しており、ライフラインの維持や公共施設の管理運営など、自治体経営に多大な影響を及ぼしています。また、国全体で進行する人口減少は、労働力不足や医療・介護サービスの供給体制の維持といった課題を深刻化させており、北海道内においてはJR北海道による黄色線区の維持存続が危ぶまれているなど、多方面にわたり課題が山積し、当町においても予断を許さない状況が続いております。

このように、先の見通しが極めて難しく、自治体による創意工夫が一層求めら

れる局面の中、これからの４年間再び安平町長として重責を担わせていただくこととなりました。改めて、与えられた使命と責任の重さを再認識いたしますとともに、第３期におきましては「合併 20 年の節目を迎え、町の課題解決と幸福度を高めるふるさとづくり」をテーマに、地域と民間の力を結集しながら必要な施策を着実に進め、安平町のまちづくりの推進に向けて全力で町政運営に尽くしてまいります。

最重要政策について

先行きが不透明な時代に町政運営の舵取りを担うにあたっては、数ある施策の中から優先順位を定め、着実に推進していくことが重要です。この認識のもと、今後４年間の最重要政策として次の３項目を掲げ、まちづくりの主役である町民のみなさまとともに着実に実行してまいります。

１．第３次安平町総合計画の策定と遂行

2017（平成 29）年度より推進してまいりました『第２次安平町総合計画』は、今年度をもって計画期間の最終年度を迎えます。すでに、令和７年度に実施した「安平町まちづくり町民アンケート」を皮切りに、様々な場面におきまして意見集約や議論等を進めておりますが、これらの結果を踏まえて現計画の取り組みを総括するとともに、今年度中に『第３次安平町総合計画』の策定を進め、今後の町政運営の指針としてまいります。

２．人口確保対策の展開

公営住宅の解体跡地や民間企業の社員住宅跡地について、民間賃貸住宅の建設誘導や新たな住宅地の分譲地化を検討するとともに、地域における就業や雇用促進策もセットで展開し、住居と就労のバランスに配慮した人口確保策を進めてまいります。

３．ゼロカーボンの推進

環境に配慮したエネルギー政策が世界的に重視されている中、震災を経験した当町としてエネルギーの地産地消が重要であるとの認識に立ち、民間の活力を取り込みながら発電・蓄電設備の導入や電力供給体制の構築を図るなど、官民連携によりゼロカーボンの実現をめざしてまいります。

第２次安平町総合計画に基づく主要施策

次に、私が掲げた公約について、第２次安平町総合計画の体系に合わせて述べさせていただきます。

Ⅰ　子育て・教育

【子どもが飛躍する環境を整えます】

（１）　追分地区の教育環境につきましては、住民や学校関係者による議論を踏まえ、財政負担とのバランスを考慮しながら、魅力ある環境の整備に向けて検討を進めてまいります。

（２）　児童生徒の増加により教室が不足する早来学園については、今後の推移などを見ながら最適な教室確保のあり方について検討を進めてまいります。

（３）　園児・児童生徒数のバランスを視野に、早来地区から追分地区への通学を可能とする「小規模特認校」制度の実施を検討してまいります。

（４）　地域学校協働本部を基盤に、地域人材や関係団体と連携し、少子化の中でも子どもたちの体験活動や学習活動を支える体制を構築してまいります。

（５）　地域住民の文化・スポーツ活動を支える運営団体等に対して必要な支援内容や仕組みを具体的に検討し、継続的に支援してまいります。

（６）　子育て世代への支援の一環として、「こども誰でも通園制度」を導入し、家庭での子育て負担の軽減と子どもの育ちの支援を進めてまいります。

Ⅱ　人づくり・コミュニティ

【地域コミュニティを守ります】

（１）　猛暑化する環境変化に伴い、防災拠点の役場庁舎や地区集会所・自治会館などについて、クーリングシェルターとしての利活用も想定しながら計画的にエアコン設置を進めてまいります。

（２）　安平・遠浅地区で進められている地区別計画協働実行プランへの支援を継続し、地域が主体となって考案・実践する地域活動を継続的に展開してまいります。また、旧安平小学校跡地の活用について地域からの提案を元に検討を進めてまいります。

（３）　蒸気機関車「D51 320」をはじめとした鉄道資源については、我が国、及び北海道の発展を支えてきた貴重な炭鉄港文化の象徴として民間企業やボランティア等と連携しながら適切な保存と活用に努めてまいります。

①道の駅に併設している鉄道資料館で蒸気機関車を屋内外へ出し入れする牽引方法について、将来的な更新手段を検討していきます。

②旧鉄道資料館や配置車両の保存・活用方法を検討し、地域固有の文化財や郷土資料の伝承に注力します。

Ⅲ　経済・産業

【産業の活性化・雇用の創出・農業振興を図ります】

（１）　働き手を求める事業者と求職者の交流や地元学生の就労支援を充実させるため、就職マッチングを創発する協議会を開設し、地域雇用の促進に取り組んでまいります。

①地域活性化起業人と連携し、町内での雇用促進を支える「仮称　あびら雇用創発協議会」の設立に向けた準備を進めます。

②追分高等学校の魅力化事業として、安平町内の企業に卒業生が就職できる取り組みを進めます。

（２）　持続可能な馬産業の発展と地域振興に着目し、得られたふるさと納税などの寄付金を各種インフラ整備へ優先活用する仕組みづくりを進めてまいります。

①町内の軽種馬企業との連携を深め、馬産地の振興や関係人口の拡大につながる企画を検討していきます。

②胆振・日高の馬産地１市４町で連携協定を締結した民間企業等とも連携を図りながら、競馬ファン向けのふるさと納税返礼品やサービスの開発を継続的に実施していきます。

③軽種馬の搬送車や観光車両等の往来増加を背景に整備が求められている遠浅酪農２号線について、寄付金等の活用も視野に入れながら工期の短縮をめざしていきます。

（３）　安平町の特色である環境にやさしい農業や有機農業の取組みを引き続き支援し、基幹産業である農業の力を最大限に引き出してまいります。

（４）　化学肥料や農薬等を抑制する環境保全型農業の拡大を継続支援するとともに、オーガニック宣言を元に有機農業推進協議会の運営を支援してまいります。

（５）　昨年度、来場者400万人を突破した道の駅については、引き続き観光団体等との連携により情報発信や通年イベントに注力し、集客や滞在化に努めるとともに、来訪者の町内回遊を促し、町内商店街や地域経済への波及効果へつなげてまいります。

（６）　道の駅と民間ワイナリーとの連携を深めるなど、チーズをはじめとする地場素材を付加価値化した特産品開発や販路開拓を支援してまいります。

Ⅳ　健康・福祉

【高齢化に負けない地域をつくります】

（１） 地域住民の保健衛生の向上と医療の確保を図るため、医療機関の安定した経営及び運営を支援し、地域の診療体制の存続と充実に努めてまいります。

（２） 介護福祉士資格の取得やキャリアアップの支援など介護職の裾野拡大に資する取り組みを継続してまいります。

①居宅介護支援事業所の体制強化を図るため、不足している介護支援専門員（ケアマネージャー）の確保策を具体的に検討します。

②安定的な介護事業体制を構築するため、新たな居宅介護事業所の開設に対する支援制度を検討するとともに、介護職員の研修費助成などの支援を講じ、介護人材の確保に努めます。

（３） 感染症や疾病予防の観点から、高齢者や児童生徒を対象にインフルエンザや新型コロナウイルス、肺炎球菌や帯状疱疹ウイルスなど各種ワクチンの接種機会を継続して町独自に拡大し、町民の健康寿命の向上に努めてまいります。

（４） 健康寿命延伸のため、高齢者自身が機能維持に取り組める事業を展開するとともに、機能低下後も自分らしい生活を再構築できるよう、町民同士がつながり支えあう共助のしくみづくりを推進してまいります。

（５） 令和10年度末に閉鎖予定の室蘭開発建設部胆振農業事務所について、町への移管後、社会福祉協議会やシルバー人材センターなど高齢者関連団体の拠点施設として活用する検討を進めてまいります。

Ⅴ 生活環境・生活基盤

【誰もが安心して暮らせる環境を整備します】

（１） 官民連携で再生可能エネルギーの導入・利活用を進めるとともに、あわせて高断熱・省エネ住宅の普及を支援し、ゼロカーボンの取り組みを推進してまいります。

①地域エネルギー会社と連携し、昨年度採択された重点対策加速化事業を着実に進めていきます。

②早来大町の旧早来中学校仮設校舎跡の分譲地をZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）基準を建築条件とするスマートエコタウンとして分譲販売します。

③省エネルギー性能の高い良質な住宅の供給と子育て世代の定住促進を同時に図るため、追分地区においてもスマートエコタウンの分譲地整備について検討します。

（２） 太陽光発電施設の設置に関する条例の改正や景観条例の制定を含めた検討を行い、促進地域と抑制地域の明確化を図ってまいります。

（３） 町有地の有効活用を念頭に、近隣への進出企業通勤者等を主要ターゲットとした民間アパート建設を支援してまいります。

（４） 町道・橋梁や上下水道設備等インフラ設備の老朽化対策は、住民要望や緊急度等を総合的に勘案したうえで計画的に補修や補強工事を行ってまいります。

（５） 高齢者などの交通弱者が安心して利用できるよう、鉄道やバス、ハイヤーなど各種移動手段の特性を効果的に組み合わせ、公共交通体系の更なる充実を目指してまいります。

①地区によって利用者が減少しているデマンドバスについて、利便性向上に向けた取り組みを進めます。

②デマンドバスやハイヤーの受付・配車管理の効率化や将来的な人材不足に対応するため、AI等を活用したシステムの開発、導入を進めます。

（６） いわゆる黄色線区としてJR北海道から単独では維持困難とされている室蘭線について、国や北海道、ならびに沿線自治体と連携しながら、存続に向けて引き続き協議してまいります。

Ⅵ 行財政運営

【町民の「役に立つ場所」を築きます】

（１） 商工会が所有する「ふれあいセンターい・ぶ・き」を町へ移管した場合の用途、及び周辺の公共施設との機能分担や統廃合に関する検討を進め、行政改革に努めてまいります。

（２） 気象の変化や少子化を背景に利用者が減少している追分プール、屋外スケートリンク、安平山スキー場等の公共施設について、関係団体等との協議を踏まえながら休止・廃止を含めた開設方法の見直しを検討してまいります。

（３） 安平町デジタル・トランスフォーメーション推進計画の着実な実行を図るとともに、将来的に役場職員が大幅に減少することを見据え、デジタル技術を活用した各種手続きの簡素化、窓口のワンストップ化について継続して検討してまいります。

むすび

本議会の冒頭において、令和８年度の施策及び今後４年間の町政執行に臨む私の所信の一端を申し述べさせていただきました。

今期は、第２次安平町総合計画を総括し、新たな指針となる第３次安平町総合計画を策定・実行する重要な期間となります。今年度は、現計画の最終年度として掲げた施策を漏れなく完遂するとともに、町民のみなさまや議会との対話を通じ、令和９年度から始まる将来像を定めてまいります。

本町の持続可能な発展に向け、実効性のある施策を着実に推進してまいりますので、町民のみなさまをはじめ、議員のみなさまのご理解とご協力をお願い申し

上げ、私の３期目における町政執行方針の結びとさせていただきます。

○議長（小笠原直治君）　以上で令和８年度町政執行方針を終わります。

◎　日程第７　教育行政執行方針

○議長（小笠原直治君）　日程第７、**令和８年度教育行政執行方針**を行います。
説明のため教育長から発言の申し出がありますのでこれを許可します。

〔井内教育長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　教育長。
○教育長（井内聖君）　資料朗読

令和８年度教育行政執行方針

令和８年第４回安平町議会定例会の開会にあたり、私の所信と教育行政の執行に関する基本的な考え方並びに施策の一端について申し上げます。

はじめに

第４期安平町生涯学習計画「きょういく」は、「豊かな人が育つまち～自分をつくる、自分を生きる～」を基本理念に掲げ、学校教育のみならず、家庭教育、社会教育、文化、スポーツ、地域活動など、安平町で行われるあらゆる学びを、生涯にわたる「きょういく」として捉え、一人ひとりの育ちと学びを支えるまちづくりを進める計画として策定されました。

安平町ではこれまで、「子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）」の実践をはじめ、質の高い幼児教育・保育の推進、社会に開かれた教育課程の充実、あびら教育プランの導入と展開、部活動の地域展開による地域クラブ活動への移行など、地域とともに学びを支える取り組みを進めてまいりました。また「あびら教育プラン」につきましては、これまでの放課後における探究的な学びの実践を基盤としながら、学校教育と社会教育を通した「遊び・学び・挑戦」の循環を大切にし、子どもから大人まで、一人ひとりが自分らしく生きることを支える安平町

全体の教育理念・学びの枠組みとして、再整理いたしました。

令和８年度においては、多様な背景や価値観を持つ人々がともに学び合い、支え合いながら学びを深めていくことができるよう、平和教育や多文化共生、文化財保護などの基本的な考え方を整理するとともに、世代を超えて、地域と学校、放課後や生涯学習活動など、それぞれの学びがゆるやかにつながり合う環境づくりを進めてまいります。

学校教育においては、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を推進し、子どもたちが主体的に学び続けることのできる探究的な学びの充実を図ってまいります。また、個別に配慮が必要な児童生徒への育ちと学びの機会を保障するための体制を構築してまいります。

教育環境整備については、追分地区・早来地区の教育環境について検討を進めるとともに、気候変動や利用者の減少等により課題がみられる社会体育施設の見直しを検討してまいります。

本年度の教育行政執行方針につきましては、第４期安平町生涯学習計画「きょういく」の考え方に基づき、従来の「学校教育」「社会教育」という行政分野ごとの整理ではなく、「知ることを学ぶ」「行動することを学ぶ」「共に生きることを学ぶ」「らしく生きることを学ぶ」という「学び」の視点から施策を整理しております。

学校教育と社会教育が「学び」を軸にゆるやかにつながり合い、「遊び・学び・挑戦」の循環を通して、すべての世代の人々が自分らしく生きることができる教育環境づくりを進めてまいります。

１．知ることを学ぶ

（１）こどもまんなか社会に向けた機運醸成

「子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）」の実践自治体として、様々な場面や方法で子どもの意見を聞く機会を設けるとともに、子ども自身が心身の状態と向き合い、主体的に休養を選択できる環境づくりとして「子ども休暇制度」を導入いたします。

（２）子育て・教育にかかる支援

保護者の育児負担の軽減を図るとともに、すべての子どもの育ちを支える良質な成育環境を整備するため「こども誰でも通園制度」を導入いたします。

（３）幼児教育・保育

「あびら教育プラン」のスタートとなる幼児教育を小学校以降へつなげていくため、５歳児と小学校１年生の２年間を焦点化した幼保小架け橋プログラムの充実を図ります。

（４）初等前期中等教育（小・中学校）
学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るため、ICTの活用や他校の実践を参考にしながら、教師が主体的に授業改善に取り組めるよう、指導・助言と研修機会の充実を図ります。
教育課程の柔軟な編成を可能とする授業時数特例校制度を活用し、安平町の特色である「あびら教育プラン」に基づく探究的な学びを学校教育において展開してまいります。
（５）追分高等学校の魅力化
北海道教育委員会による地学協働まちづくり推進事業である「北海道MA＋CHプロジェクト」に取り組むとともに、就学や資格取得に関わる支援の継続、安平町誘致企業会ならびに安平町に関係する企業との接点を増やす取り組みなどを通して、追分高等学校の魅力化を進めてまいります。

２．行動することを学ぶ

（１）社会課題・地域課題解決のための行動や参画
町民一人ひとりの好奇心や関心から町民の社会参加の機会をつくる「共遊（きょうゆう）」事業を通して、人と人との交流や新たな学びにつなげながら、地域や社会への関心を広げてまいります。
（２）レジリエンスと平和のための教育
安平町がこれまで生涯学習計画や教育目標で掲げてきた平和教育の考え方をより明確に整理し、平和の概念やその教育的意義を町全体で共有するため、基本的な考え方と方向性を整理した「平和教育推進方針（仮称）」を策定いたします。
平和と命の尊さについて学び、深く考える機会として、被爆体験伝承者等派遣事業を活用し、広く児童生徒および町民を対象とした平和教育事業を実施いたします。

３．共に生きることを学ぶ

（１）町民活動・社会貢献活動への参加
学校を核とした地域づくり活動となる「あびらコラボセンター（仮称）」の設置へ向けて、先進地域から学ぶとともに地域学校協働活動に取り組むコーディネーター養成講座を実施いたします。
（２）異なる文化的背景を持つ人々との交流
就業や移住等により異なる文化的背景を持つ人々との関わりが増えていくことから、特定の交流相手との関係に限らず、地域で出会う多様な人々との関わりも含めて、多文化共生の考え方と方向性を整理した「社会教育における多文化共生推進方針（仮称）」を策定いたします。
（３）子ども・若者が安全に暮らせる環境づくり
個別に配慮が必要な児童生徒や家庭の養育支援の充実に取り組むため、スクールソーシャルワーカーを配置いたします。また、心身の不調等により登校が難しい

児童生徒の育ちと学びを支えるため、「校内支援センター」を設置いたします。受け入れ超過がみられる早来地区の放課後児童クラブについては、第2学童の開設や移動児童館などの検討を進めてまいります。

４．らしく生きることを学ぶ

（１）スポーツや文化を通した学び

令和8年度から始まる平日を含めた学校部活動の地域展開への完全移行を支えるとともに、学童期に限らず幼少期から高齢者まで生涯にわたってスポーツや文化に触れられる環境づくりに取り組んでまいります。

（２）文化的資源へのアクセス

蒸気機関車「D51 320号機」をはじめ、先人たちが築き上げてきた指定文化財や多様な歴史資源等の文化保護と活用に際し、今後のあり方と方向性を整理した「安平町文化財保護推進方針（仮称）」を策定します。

また、SLの保存活用は広域的な歴史資源である日本遺産「炭鉄港」との関連性を踏まえ、民間保有の文化財との連携も含めて地域内外に開かれた資源として位置づけ、取り組んでまいります。

（３）ライフステージに応じた学び

子ども家庭センターと連携して就学前および学齢期の子育て世代を対象にした子育て講座を実施いたします。また、成人や高齢者を対象に、大学や町外社会教育施設と連携した学びを「ふれあい大学」等で展開し、生涯にわたり、外に開かれた学びの機会をつくります。

５．学びを支える環境づくり

（１）学校教育施設の整備検討

児童生徒数の増加により教室が不足する早来学園については、今後の推移などを見ながら、最適な教室確保のあり方について検討を進めます。また、追分地区の学校については、安平町学校施設等長寿命化計画を踏まえつつ、昨年度策定された追分地区の学校のコンセプトである「つくる、つながる、まなばさる」に基づき、魅力ある環境の整備に向けた検討を進めてまいります。

（２）社会教育施設の見直し

気象の変化や少子化を背景に利用者が減少している追分プール、屋外スケートリンク、安平山スキー場等の公共施設について、関係団体等との協議を踏まえながら休止・廃止を含めた開設方法の見直しを検討してまいります。

（３）小規模特認校制度の検討

園児・児童生徒数のバランスを視野に、小規模の教育環境の特性を生かしつつ、一定規模の集団を維持し、教育活動の安定的実施を図るため、早来地区から追分地区への通学を可能とする「小規模特認校」制度の実施を検討してまいります。

（４）学びを支える大人への支援

子どもたちの育ちや学びを支えるために、教職員のみならず、地域住民、保護者、

地域クラブ活動指導者など、多様な大人たちが学び合いながら協働する関係づくりを進めるとともに、研修機会や対話の場の充実等、学びを支える大人たちを支援する環境づくりを進めてまいります。

以上、令和８年度の教育行政の執行に関する基本的な考え方並びに施策の一端について申し上げました。

引き続き、町民の皆様、町議会議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、教育行政執行方針とさせていただきます。

○議長（小笠原直治君）　以上で令和８年度教育行政執行方針を終わります。

◎　日程第８　一般質問

○議長（小笠原直治君）　日程第８、**一般質問**を行います。確認のため申し上げます。一般質問は１議員質問と答弁を合わせて１時間以内の時間制限があります。また、議会運営委員長から報告のとおり、通告内容を逸脱せず簡潔に行うようお願いします。理事者側の答弁もそのようにお願いします。議員の皆様には質問内容が重複するなどの理由がある場合を除き、通告内容については必ず質問を行いますよう重ねてお願い申し上げます。また、議場の前後に残時間を掲示していますので、時間内に質問及び答弁を終えるようお願いします。なお、議会運営委員会の報告にもありましたとおり通告２番の吉岡議員の一般質問でフリップの使用を許可しています。

それでは通告順に発言を許しますが 12 時過ぎとなりましたら一旦休憩を挟みますので予めご了承願います。11 番高山議員の一般質問を許します。

【通告№.１　11 番　高山　正人】

〔高山議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　高山議員。

○11 番（高山正人君）　11 番高山です。私は町道及び周辺の環境整備について質問をさせていただきます。町民が一番困っていると思われる町道の補修と町道周辺と公共施設周辺の環境整備（草刈り）について以下伺います。（１）町道路面性状調査及び舗装長寿命化修繕計画に基づき町道の整備を行っているか。また、進捗状況について伺います。

〔塩谷土木公園担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　土木公園担当課長。

○土木公園担当課長（塩谷慎嗣君）　令和４年度に道路施設修繕計画を策定しましたが、これは平成 26 年度の道路ストック総点検の中で実施した路面性状調査のデータが平成 30 年の北海道胆振東部地震によって変化が生じたことから改めて路面性状調査及び舗装長寿命化修繕計画の更新業務を行ったものです。計画の概要については、令和５年 11 月 22 日の全員協議会でご説明申し上げましたが、町道 497 路線、約 312 ㎞ある町道の中から主要な道路で概ね道路幅員 7.5m、舗装２層以上の３３路線、約 64 ㎞を抽出し、期間については令和６年度から 15 年度までの 10 年間財源については社会資本整備総合交付金を活用し実施する予定となっています。ご質問の計画に基づき町道の整備を行っているかについては、計画に基づき令和６年度に早来市街３条線舗装修繕工事を実施していますが、これ以降計画に基づく工事は行っていませんので進捗状況については停滞していることになります。

〔高山議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　高山議員お待ちください。事務局は時計を止めてください。一般質問の途中ですが、ここで午後１時まで休憩とします。

（休憩開始　１１５６）
（休憩終了　１３００）

○議長（小笠原直治君）　休憩を解いて会議を続けます。午前中に引き続き高山議員の一般質問を続けます。事務局は議員の質問が再開したら時計を動かしてください。それでは高山議員質問を続けてください。

〔高山議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　高山議員。

○11 番（高山正人君）　11 番高山です。午前中の課長からの答弁をいただき私の質問の仕方がまずかったのか先へ聞こうと思うものも多少入っているのかなという感じはしています。ただ、ここでお示しいただいた 33 路線と言いながらこの実施計画の中では 24 という計画で 10 年間 11 億程度という当初の予算計画なんだというところ、自分もよく見てきてこの国に対しての補

助金に充てにできる路線といっていいのか、場所がこの提示されている部分だと考えていますが、他に町道まだまだたくさんありまして、この大きな通り、幅広い２層になっている基準を満たしているものを国では補助金を出すということですが、それ以外である町道といった狭いまたは薄いといった場所はすごい距離数がまだ残っていると。町民の方からよく言われることは地先のところが一番まずいということをよく言っておられます。当然言われたのを見に行けばかなり酷いと。じゃあこれいつになったらできるんだと。やってくれるのかというお話はよく言われます。であれば、こういったところもどれぐらいかかるか積算をしているのかどうか。また、こういう計画があるのかどうかその辺についてお聞きします。

〔塩谷土木公園担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　土木公園担当課長。

○土木公園担当課長（塩谷慎嗣君）　今のご質問で地先ということでよく言われる団地内道路みたいなイメージかなとは思うのですが、一応町道無数にありましてこれを全て修繕できるかといったらなかなかできないかなと考えています。なのでできるだけ悪いところから直すような感じで考えていますので、計画があるかと言われたら計画はありません。毎年のように業者にお願いしたり町の担当者が現地を見ながら酷いところ、修繕が必要なところを抽出してそこで当該年度の予算の中で修繕できるものであれば修繕してしまうと。予算がなければ次年度の実施計画なり予算の時に計上しまして、次年度以降整備をしていくような形にしています。

〔高山議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　高山議員。

○11 番（高山正人君）　私この道路についてはしょっちゅう質問させていただいて４年前にも似たようなことを質問した経緯があって、それをずっと議事録を見まして今回どのような回答が来るのかなと聞いてみようと思って一般質問をしているわけですが、結果的にはもう計画ができない。やるとすれば壊れているところを思ったところを金額に合わせてそれに倣った形で補修をしていく以外は手はないんだと。計画立てる以前の問題でそこにやらなくちゃならない場所がありすぎて予算の取りようがないってこれは現実なんだと私も思います。見ていてどれだけやったかなって距離を見ていると毎年同じような金額で補修されているというのはよくわかっているのですが、でもこの調子じゃ全然進まない感じがするんですよ。これは本当にいつまで経ってもこの問題は解決ができない。次のことをやろうと思うからいろんな予算を他にもいっぱい付けるけれども、今暮らしている人たちが今どうやった

らいいのか、どう快適に生きられるのか、ライフラインが一番大事だと私はいつも言っていますから。ここのところが何とか少しでもよくなればとは思うのですが、予算立てとしては非常にここはなかなか付けてもらえない状態なのだろうと思うのです。今年の予算を見てもそのとおりだし。やっていますといえばやっているのです。やっていないことはない。でもどう考えてもこのままでは追いついていかない。だから何とかして計画を立ててもらいたいし予算の獲得もしてもらいたい。今現状で困っているところを解決する意味では国にももっと働きかけないといけないと思っていますけれども。これは町としてどういう解決方法があるのか。どうすればいいのかって協議されているか伺います。

〔塩谷土木公園担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　土木公園担当課長。

○土木公園担当課長（塩谷慎嗣君）　解決に向けての協議についてはなかなか難しい問題でして、今年酷いところがあってじゃあこの計画どおりにそのままいけるのかと言ったらなかなかいけない部分があって、翌年度見てみたらまた別なところが壊れている可能性もありまして、計画に載っけて整備していくのは修繕に関しては難しいところがあります。先ほどの計画立てていないと言ってしまったのですが、例えばの話、街中の歩道とか歩道の整備特定に計画を立てられる部分もあります。ただ、車道に関してはなかなか計画を立てるのが難しい部分があって、そこについては未計画でおりますが、ここはやはり地先の声を聞きながら実施している部分もありますので、優先順位的にいけば皆さんの声も聞きながら我々も現地を見ますが、皆さんの声を聞きながらその中で今年度実施するもの、翌年度に回すものと分けている状況です。

〔高山議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　高山議員。

○11番（高山正人君）　非常に苦労していることはよくわかっています。当然検討していかなければいけない部分は地先の部分も協議しながらということでやっておられるのはよくわかります。ただ、誰が次にどう決めたらこうなっているのかってよく聞かれることなのです。はっきり言って。地先一番先に次ここやってくれたんだって。順位がないから誰かがここだと言ったらここになるのかって。要は決まりがないからそこの雰囲気でここやっぱり酷いよねって、酷い順番が決まっていないから。酷い順番が決まっていればここ一番悪いって決定されているんだって。だったら次あんたのところ３番目だからその次の次だっていう形になればいいのだけども、そうではなくて毎年

毎年どこかわからない。一応前の年おかしかったから予算付けろっていうやり方をされてもいつまで経っても皆クレーム来るのは一緒なのですよ。苦労しているのはわかるのです。でも住民は同じように生活していてなんであそこだ。なんてところだってなっちゃうわけです。次はあんたのところに来るのはいつぐらいだよねってもっと目安があるならじゃあ我慢するかとなるのですが、そうではないので、やってくれ、頼んでくれってよく言われますよ。一応言いに行きますよ。だからといってすぐできるわけではない。この苦労はよくわかるので、ちょっと悪いけどお金かかってもいいからどれぐらいの計画立てているかこういう状態だっていうことを説明できるものがないと今年ここだって来年どこよってわからんってこんな話ではなくて、正直計画があってこのように国からの補助金の場合はこの路線を 10 年間でこれだけって決めてくれるのよ。でも町道は決めていないとなっちゃうと歩道は考えているからあるかもしれないけど町道皆使っているから。でも計画ぐらい作ってくれないと示しがつかないのではないかって思うのです。予算で大変だって毎年同じことをずっと言っていますから増やしてくれと言ったってなかなか増えないのも現状です。でもある程度住民の皆さんに理解されるようにわかってもらえるような形をどこかで作っていかないとなんかあの人だけいいよなってやってくれてってなっちゃうわけですよ。だからここのところを解決する方法としては年次計画はこうだよってこういう予定で何年までかかっちゃうけどちょっとずつでもいいけどこれで理解してもらえないかっていう話をしていかないと、こっちも同じことを繰り返し言わざるを得なくて辛い思いをするのは私ではなくて住民であり担当者も困っているって。これはどこかでもうちょっと頑張ってくれよと言われてしまうので、これは町長が一番この財布の紐を握っていますからどう考えるかは一番大事なことだと思うのですがその辺について伺います。

〔塩谷土木公園担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　土木公園担当課長。

○土木公園担当課長（塩谷慎嗣君）　住民の方も声をあげられる方もいますし声をあげたくても声をあげない方もおりますので、そこをどうやっていくのか我々も現地見ながら優先順位を決めるというか優先順位というのは計画上の優先順位ではなくてあくまで予算上の優先順位を立てまして、それを毎年のように繰り返していく形でやらせていただいています。その予算というのはあるのですが、予算の範囲内で考えるわけですが、一番いいのは国から交付金なり補助金がたくさん下りてきて各自治体がその補助金なり交付金なり使いながらどんどん整備していく形になればいいかなと思いますが、なかなかそこメニュー的に修繕が難しくて最初の質問の時にありました舗装の修繕計画があってこれもメニューに載っている計画ですので、これは活用で

きればと計画を立てていったのですが、如何せん実施するにあたっても舗装事業って難しいところがあって、実際工事にかかる時に試験をやるのですが、試験をやった結果状態が良ければそこまで舗装は要らないんじゃないのとなってしまってこの舗装圧の変更などをしなければならないとか手続きが複雑でなかなかうまくいかない事業です。できれば交付金なりの中で自由に自分たちの考える中でやりなさいという交付金があれば一番いいのでしょうけれども、今現在自由度の利く交付金はないので、であればもし計画を立ててやっていくのであればまた全てが町の単独費を使いながらやっていくということで、ここについても毎年のように財政当局で予算を立ててやっていくわけですが、この範囲内の中で実施していくしかない部分はありますので、そこはご理解いただければとは思っています。

〔及川町長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　町長。

○町長（及川秀一郎君）　高山議員から私に対する町長の考え方もということでしたので、まず町道だったり町道に付随する歩道だったり、それも町道だけでなく道道、国道、高速道も含めてさまざまな道路関係の要望については主に苫小牧の総合開発期成会を通じながら総合振興局だったり室蘭開発建設部、先般も行ってきましたけれども札幌の方でも道局だったり要望に行っています。中央要望も道路関係の委員にもなっているのでまさしく中央要望の際にはそれぞれ国交省含めて道局含めて行きながら、これは安平町だけの要望ではありません。北海道の実情は高山議員がおっしゃったような実態はどこの町も同様ですので、またさらに追い打ちをかけるように物価高騰、資材高騰といったことがあって同じ予算確保ではなくて例え１割増の予算を国から確保しても事業費が２割伸びてしまえば道路整備が例年より短くなってしまう実態もあるのが現状です。ただ、それを甘んじているわけではなく、そういった要望が行っていますけれども、使い勝手のいい制度ができたり、それが時限で区切られてくる部分もあるのです。そこを延長をかける要望だったり防災の関係もそうですが、そういったところも要望しながら実際実現してきている部分もありますし、それも活用しながら整備している部分もあります。また、交付金を活用しても採択率が非常に低いのは以前の質問でも答弁させていただいていますが、逆に執行方針の中でも言わせていただいていますが、自主財源の確保も大事になってきますので、ふるさと納税だったり企業版のふるさと納税といったところの手当ができれば一般財源の少しそこに充当する部分が確保できますから。そういったところを独自の町単費でやっていくべきものに充てていくといったことをしていかなければなかなか今の課題というのは簡単に解決できるものではないかなと思っていますし、また、声の大きい人ではなく今塩谷課長が答弁したとおり自治会長会

議だったり、地域との声、議会の皆様方の声といった声をいただきながら現地も確認し、総合計画の実施計画の中で３か年、総合計画策定年は４か年の場合もありますけれども、そこをローリングって見直しをしていきながら１回目の答弁と重なりますが、傷み方が急激に進んでいる場所もあったり、修繕だけでは済まなくて抜本的にやらなければならない場所も出てきますので、そういったところは優先順位を立てながら誰かが声を大きい方がということではなく、そこは公平な形でやらせていただきながら全ての計画を全て100 路線以上計画に落とし込むことは可能であってもまた実態がそれに伴わなかったり、調査自体が仕事になってしまって本末転倒になることは避けなければならないと思っていますので、逆にそういったことを全ておわかりの上で質問いただいているとは思っていますが、改めてこういった機会を通じて町民の多くの方も期待されていると思いますので、そういったこともご説明させていただきながら引き続き先ほど申し上げたような国に対する、北海道に対する、また、自助努力も重ねてまいりたいと考えています。

〔高山議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　高山議員。

○11 番（高山正人君）　町長おっしゃるとおり毎年毎年これは苦しい戦いを町を運営していく上で予算がなければなかなかできないってこれはやりたくてもできないって当然金がなければできないってことになりますので非常にそこのところはよくわかっちゃうのですよ。当然ですから。だから自主財源も増やさなければいけないっていうのも現実的ですし、中央要望や道に要望することは間違いなくやっていかないと。やり続けないといけないことも現実であることは確かなのです。だから苦しい答弁ではることは間違いないと。ただ、町民の皆さんはやっていただきたいという意向は常に直してほしいという意向はあるということは理解していただけるものと思っています。また、非常にここ最近道路事情が悪くて担当する課の方々も忙しいという俗に言う人員不足。これもっと大変なんだろうと思うのです。課長が本来であれば課長職でおられなくなる状態のはずなのに課長を引き受けていただかないといけないという諸事情自体がウチの町内での大きな問題であることも現実だと思いますし、当然その分人手を何とか確保しなければならないし、技術を持っているものはなかなか簡単に民間に行く方が多くて行政側に来る理屈が非常に薄くなっているので、非常に厳しい状態はよくわかるのです。でも構成上は何とかしてその人員確保は必要性が出てくるだろうと思うのです。今で困っているのですからますますこの先塩谷課長にずっと課長になっていてくれというわけにはいかないのでね。その他若い技術者も必要になってくるのが今困っている状態の一つで原因は一つでも皆さんのために頑張るためにも職員の増員というのは絶対的に必要な部分、逆に言うとこれ

すごい欠点なんだなと思っているのですが、人材確保のやり方を課長とも話をさせてもらったのだけど、ちょっと違った形の人員の募集をかけてでも職員技術者を採用する方向性がないのかについてもお伺いできればと思います。

〔塩谷土木公園担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　土木公園担当課長。

○土木公園担当課長（塩谷慎嗣君）　今高山議員がおっしゃったとおり人手不足が顕著に表れている状況なのですが、私課長を続けているのも人員不足の一つであると。ここ１、２年で中間職、主幹クラスの人が１人、２人と辞めてしまって今新人が１、２年前に２人入ってきたのですが、今育てている最中であると。なのでちょうど建設課の中では中間クラスがいないということでここはすごく厳しい状況ではあるけれども私もここ最近現場に復帰したというか、現場に出ながら仕事を進めている状況で若い人たちと一緒に現場に向かってやっています。あと職員が不足しているということで総務課を通じて職員募集を毎年掲げているわけです。技術屋を募集する形でやっていますが、新人、例えば高校を卒業、大学を卒業した方の募集だったり、中途採用でＩターン、Ｕターンなどかけて一生懸命やっているのですがなかなか人が手を挙げてくれない状況。これがウチの町だけなのかといったらそうではなくて全国的に悩みを抱えている状況であると。北海道も各市町村で人を募集するのですが人が来ていただけないということでさまざま問題はあるのでしょうけれどもなかなか公務員離れも一つのあれなのかなと。民間さんの方が給与が高いとかいろんなことがあって募集しても集まらない。よくインターネットで調べるとホワイトカラーとかブルーカラーとかあるのですが我々ブルーの方ですが、一般の大学生の方にアンケートを取っても土木屋というイメージが全然ない、行くつもりもないという話もちらほら見ます。なので全体的にこの技術屋不足は顕著に表れていて、今大学生とかで技術系行っている方はほぼ民間さんに行ってしまうのかなと。残りは国とか各都道府県庁とか大きな市に大体目が行ってしまうということで我々のような弱小の小さい町は手を挙げてくれないのが現状かなと思っています。ただ、このままこの状態が続くわけにもいかず、これからも職員募集は続けていかなければならないし、我々も他の人にお願いしてそういう方がいないかも確認しながら、もしそういう方がいて少しでも興味がある方は声をかけていきたいと考えています。

〔及川町長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　町長。

○町長（及川秀一郎君）　従来のやり方でずっと募集していることではなく、ホームページでもご覧いただいておわかりだと思いますが、一般職だけでなく技術職、専門職、さまざま当然土木も含まれて募集の仕方もいろいろと工夫させていただいていますし、総務だけでなく一緒に技術職員も実際に学校に訪問し、実際安平町の現状だったり仕事っぷりも説明させていただいて、今年度の新規採用にもつながっている部分がありますので、そういったことを丁寧にやっていきながら同時並行ですが設計業務といったものを育てていくものも時間がかかることですが、もうスタートさせて中間の部分をどうするかの課題が待ったなしですので、そこを如何に外部に委託をかける部分も含めてやらないといつまで経っても 50 台から 60 台近い技術職の方が役職定年になって今回のようなケースが出てきてしまっていることもありますので、並行立てしながらいろいろなことを今同時に対策的に打っていますので、できれば早く結果出せるようにとは思っていますが、そこについては対応を総務とも連携、現場と学校とも連携を図りながらやらせていただいているところです。

〔高山議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　高山議員。

○11 番（高山正人君）　努力はしている。間違いない。苦しんでいるのも間違いない。いろいろ方策を考えていると。ある程度のところの中間職がいないというのは民間にお願いしなければいけない部分も当然増えてくるのかなと。それでないとやっていけないのが現状ですので、それは私も理解できますので、できる限り技術者を登用できる、職員を登用できる形になっていけるよう私も願っている現状でして、これ先に１問目が午前中だったもので変速に自分の頭の中もリニューアルしてしまって申し訳なかったのですが、逆に言うと次に移ってまた元に戻りたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは（２）に移らせていただきます。計画上示されている危険度の高い道路から修繕を行うか工事を施工する順序について伺います。

〔塩谷土木公園担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　土木公園担当課長。

○土木公園担当課長（塩谷慎嗣君）　議員には申し訳ないですが、私の答弁もいろいろと考えてなるべく分散するようにしたのですが、どうしても重なっていますところが何か所か出てきてしまうのでそこだけはご理解いただければと思います。路面性状調査及び舗装長寿命化修繕計画業務は危険度を判定するための計画ではなく、健全度を診断するための業務になります。点検の内容ですが、ひび割れ率、轍ぼれ量、平坦性及びＩＲＩと。このＩＲＩとは

縦断的な凹凸のことで乗り心地を評価する指標のことを言いますが、これらを測定し判定するものです。工事の優先順位を決める方法として一つはひび割れ率、轍ぼれ、平坦性の数値を使ってＭＣＩという維持管理指数を算出する方法でこのＭＣＩが5.0以上であれば良好な状態なのですが、3.0以下になると早急な修繕が必要な数字になる判断と、もう一つはＩＲＩを判断材料とするもので縦断的な凹凸が8.0と大きくなると極端に乗り心地が悪くなることでして、8.0以上の路線が対象になっています。令和６年度に実施した交付金事業である保障修繕工事はＭＣＩが3.0以下である11路線とＩＲＩが8.0以上の２路線の計13路線の中から早来市街３条線及び湯ノ沢富岡線をピックアップし、交付金の内示において減額された関係で早来市街３条線のみ実施したところです。工事の順番については近接する路線を組み合わせ、遠浅酪農２号線を除く残りの11路線から抽出し実施することになりますが、計画自体が10年ごとにローリングすることから次の計画見直しで路線数が増えたりランク外の路線が優先路線になったりする場合があります。

〔高山議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　高山議員。

○11番（高山正人君）　これ一般的に言うとどういう数値なのか、どこがどれだけ酷いのかってわかりにくい。解説が書いてあったので素人ながらでもわかる気はするのですが、要素的にひび割れとか凹凸といった自分たちが感じる車に乗っていてとかそんな感じでここは酷いなとかっていうところでわかるようになってきたのですが、10年これが全部直るのかなと不安もありき、これ国がやるからきっと全部やってくれるのかなと思ったのですが、この辺はまだ次の質問があるのでその後にすることにして、次（３）になります。計画は令和６年度から令和15年度までとされていますが、令和６年度と令和７年度の実施状況について伺います。

〔塩谷土木公園担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　土木公園担当課長。

○土木公園担当課長（塩谷慎嗣君）　ここが先ほど申しました重複するところでして大変申し訳ありません。令和６年度については早来市街３条線を行っており、令和７年度については実績なしです。

〔高山議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　高山議員。

○11番（高山正人君）　ここで不安が出てくるのですよ。結果的に10年の計算

で２つ予定をしていたけど１つになった。これで言うとズレが出てきたもう最初から。この残りがちゃんとあとで追って返してくれるのかやってくれるのか。これまた不安だよなという気がしています。やってくれればいいかなと。これはこっちからのただの要望かもしれませんがぜひともやっていただけるようにしていただきたいと思いますので、次行きます。

（４）計画以外突発的な修繕が必要な場合、計画を始めた令和６年度、令和７年度でどれぐらいあったのか。また、予備費を使うことがあったのか伺います。

〔塩谷土木公園担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　土木公園担当課長。

○土木公園担当課長（塩谷慎嗣君）　修繕計画に基づかない修繕の中でポットホールなどの突発的な修繕については令和６年度約190万円、令和７年度約420万円となっています。６年度と７年度の金額の違いについては７年度は特に冬期間に舗装面が出ていることが多かったため、ポットホールができやすかったと分析しています。ちなみにポットホールのような緊急的な修繕以外にも春と秋に舗装修繕業務を行っており、令和６年度は約1500万円、令和７年度は約2000万円の実績があります。ここで答弁書を作ったのですが予備費を使うことがあったのかについて記述が抜けていましたので予備費は使っていません。

〔高山議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　高山議員。

○11番（高山正人君）　いつも春先になるともう大変なことになってどこを走っていいのかわからないぐらい穴があいた、ズレているっていっぱいありましたよね。当然この金額だけで頑張っているということはすごいのか逆にいうとこれで収まっているのかどうか非常に疑問で、また同じところ次の年になったらまた同じになっているってこれ現状かなと思うのですよ。剥がれにくい、また、そこ壊れやすい。本当に根本的に修繕の仕方を変えない限りここ毎年穴があいて毎年水が溜まって毎年亀裂が入っているってなんかこの繰り返しだなと。本当に要点はわかってあそこだってきっとわかってらっしゃる担当者が皆だと思うし、業者の方もきっとあそこだなって阿吽の呼吸ぐらい同じところを直されているのかなと思うのです。これはお金のかけ方が損という言い方は変ですが、できれば直した方が安く済むのではないかと。修繕をずっと繰り返して同じ金額に辿り着くのではないかという気もする。財政上厳しいから無理だからこうやっているだけであってこれ10年経ったらこの修繕費、この道路ここまで直るよねっていう感じもしないでもない。だ

から同じ箇所が毎年直さなければならないんだったら真面目に直そうよって気がするのですが、この辺についてのお考えお願いします。

〔塩谷土木公園担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　土木公園担当課長。

○土木公園担当課長（塩谷慎嗣君）　そのとおりでして毎年春先になるとポットホールが出来やすくなって、ここ数年見ると国道とか北海道の道道もかなり穴が酷くなってきているイメージです。ここポットホールのあく場所必ずここだという場所もあるのですが、転々とすることがありますので、ここはパトロールをかけながらポットホールをみつけると穴を塞ぐことを繰り返しています。お気づきかもしれませんが胆振東部地震が終わった後あたりからパンクの事故が結構あって毎年議会で報告させていただいていて損害賠償でやったのです。ここ数年２，３年あまり損害賠償の話をしていないと思うのですが、ここ力を入れて修繕しています。技術的にポットホールがあかないようにできないのかということでおっしゃられますけども一応ポットホールの修繕に関しては常温母材というもので簡易的な舗装を用いて穴を塞いでいきまして、これ耐久性がそんなにあるものではありませんので、また穴があくことがあります。なのでこの後に先ほど説明した業者さんによる修繕業務ということで毎年春と秋でやるのですが、ここで完璧に穴を塞いでいくやり方を繰り返しているということです。ただ、修繕と言いましても予算に限りがありますので部分的な修繕を繰り返している状況です。これがある程度スパン的に長く修繕を続けていけば最終的に綺麗な舗装になるのではないかと思うのですが、やはりこのワンスパン工事するにしても数千万円という事業費がかなりかかりますので、あちこち穴あいている部分も手薄になってしまうことがあるということでできるだけパンク事故とか車に対して被害を与えないとか、歩いている方が躓いて転ぶということをなるべくないような形で毎年修繕を繰り返しています。

〔及川町長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　町長。

○町長（及川秀一郎君）　これもまさしくポットホールみたいなものが町道の中で一番わかりやすいのは遠浅酪農２号線もそうですが、ノーザンホースパークマラソンであそこをやる前に必ず穴がないか、ランナーが転んだりケガしたら困るので確認を全部やってくれているのです。担当者もさらに小さいところも含めて手作業でしていくのですが、そこを今相当な事業として整備をして拡幅含めて整備していく。抜本対策をすることによってその作業とかお金も他の町道だったり枝線に回っていくといったこともやっていかなけれ

ばいつまで経っても解決しないというのはおっしゃったとおりなのですが、そういったこともやらせていただいている。今塩谷課長が答弁した胆振東部地震の話が出ました。昨年度初めて胆振東部地震の復旧復興の要望はこれまでずっと震災以降やってきましたが、一定程度そこの復興も大きなものが終わったということ。しかしながら逆に安平町でいけば先送りしてきたものもインフラ整備であるだろうと。まだそこのダメージが残っていることが原因もありますから、ですから国、北海道に対して殊更胆振東部３町として以前のような復興の財源を上乗せしてくれという要望の趣旨ではなく、逆に復興までには相当まだ時間がかかるものなんだということも理解していただく。全国の事例として毎年のように災害のある町が今も出てきているわけですこの８年間も。ですから我々としては例えば交付金の採択の率をそこを削減するところを被災地は少し多めに見てくれるような、ですから上乗せの要望というよりも削る率を下げてほしいといったスタンスの要望ですね。そういったことを中央にきちんとやっていかなければもう終わったんでしょってとられないように発信したり、要望活動していくことは大事ではないかということで昨年度からそういった動きもし始めていますので、今年も今年度もそういった趣旨の中からやっていきながら財源に少しでも充当できるように、そこも先ほど答弁の中でも言っていませんでしたが、胆振東部の話も出ましたので補足させていただきます。

〔高山議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　高山議員。

○11 番（高山正人君）　町長のお話の言っているとおり僕らの胆振東部の地震で道路ってダメージを相当受けているんだと。ただ表面に出てこなかっただけでこれが年数経ったおかげでじんわりと出てきたといったところは国に何とかして策を講じてもらえる形は陳情されるのが本当にそうしていかなければいけない。私たちの町だけでなくこの近郊の人たちはたぶん同じような現象になっているだろうなと思いますのでその辺は強力にやっていただければと思いますので。では最後の質問に移ります。町道及び公共施設環境整備（草刈り）に関してどのような年間スケジュールを立てているのか伺います。

〔塩谷土木公園担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　土木公園担当課長。

○土木公園担当課長（塩谷慎嗣君）　町有ロータリー除雪車に草刈り装置を装着し６月７月９月の年３回、郊外を中心に毎年実施していますが、天候や草の伸び具合などで若干前後することがあります。また、交差点などの見通しの

悪い箇所や各市街地の一部については人力による除草を行っています。

〔施設担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　施設担当課長。

○施設担当課長（伊藤富美雄君）　私の方からご質問にあります公共施設の自治会館及び町内会館について答弁させていただきます。町所有の自治会館及び町内会館の環境整備や毎年各自治会町内会に管理委託している業務に含まれているものと認識しています。自治会館管理委託契約書内では草刈り業務と特定した表現はありませんが、委託された施設についてはその環境を良好な状態に維持するよう努めなければならないと記載しています。よって各自治会町内会館の草刈りについては地域で実施するようご理解とご協力をお願いします。

〔高山議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　高山議員。

○11 番（高山正人君）　道路の草、非常に縁石付近が側溝側は割と綺麗に刈って頑張っていただいているなという気はします。ただ、歩道と道路との境目の縁石の下と上、昔はたぶん除草剤か何か撒いていたのかなという気はしますが撒いていないとしたらここ最近の草の生え方が異常でアスファルトもコンクリートもぶち破って出てくる現象がずっと続いていて、これ何とかしないといけないのではないかと。景観が非常に悪い。町が綺麗に見えないのはこれが一番かなと思って。一生懸命花は植えているのですけどね。綺麗なのです。でも周りが道路がよくても周りの草が生えていたら言い方悪いですけどローカル的というか町を売り込もうとする我が町にとっては来町者が来てどう考えるかと考えた時に草生えているのはどうなんだと。また、公園付近というか今これから売ろうとしている宅地の傍にしても割と公営住宅が建っているのですがその正面にあるところは管理がされていないからボーボーになっていて、今町を売ろうと綺麗にしているってイメージからするとイメージダウンなのですよ。細かな話というか逆にお金がかかって困る話なんだけど、でもこんなことはちゃんとやっていかないと町として綺麗なニュータウンという感じではなくてどっちかというとローカルなイメージそのものにしか見えない。ここでいつも思うのはここ最近公共事業というか特に建設関係のお仕事は意外と大きな事業はない。でも仕事が少しでもあればという気を考えると少しでもそういったところにお願いできるようなもの。自治会でもいろんなところでもボランティアっていろんなことやっているのですが全然追いつかない。予算がなければ回数減るんだからどっちみち。でも綺麗にしようと思ったら管理費用がかかったりするのは当たり前で、次来

てくれる方が税収を納めてくれる人が来るのであればこういったところに手を伸ばして環境も整っているって、学校だけが立派なのではなくて、周り全体が綺麗だよと売り込みをしていかないと町としてはいけないのではないかと私は思っているのです。それともう一つ次の会館の草刈りの件について、これは私も自治会の役員をやっていますからよくわかっているのですが、草刈りやりたくないと言っているわけではないのです。ここ最近草刈り機の講習を受けないと使えないとかってこんなのがあってこういうことを考えてじゃあ普通の自治会の役員にやらせていいのか。この辺も疑問に思って環境を整えるのであればちゃんとできるように全部渡したから大丈夫って話ではなくて公園管理は管理する人は本来は町のはず。ただそれを自治会や町内会に任せてるから大丈夫だと、お金はその分の見込みだよみたいな感じだよって、お願いだからってやっているけど、最近そういう時代ではなくなってちゃんと資格を有するとかって規則がいっぱいあるのだから整理しないといけないよという規則が必要なんじゃないかって。やり方変えないといけないんじゃないかというところを聞きたいと思ったもので。その辺についてお答えください。

〔塩谷土木公園担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　土木公園担当課長。

○土木公園担当課長（塩谷慎嗣君）　道路の草刈りについてですが、議員おっしゃられたとおり今から恐らく２、３０年前までは結構道路綺麗だったのです。なぜかというと除草剤を使っていた。議員おっしゃるとおりです。除草剤を使っていたものですから最初は草が生えるのですが除草剤を撒いて枯らした後草を刈るとその年ずっと草が生えてこない状態でいつも綺麗だったと。これがなぜやめたのかというと、その当時北海道新聞だったと思うのですが、新聞に道路に除草剤を撒いているということで投書か何か記事になりまして、それで北海道、道道も同じことをやっていたのです。北海道もやっていたからウチらも真似した部分があるのですが、そういう形で記事になってしまって問題になってしまったのです。それ以降除草剤をどこの自治体も撒かなくなったと思うのです。なので歩道に関しては草が生えてくることが現在もあるのですが、これを人力でできないのかということですが、業者さんにお願いしてやっていただければ一番いいのですが、業者さんもここ数年かなりマンパワーが少ないというかかなり厳しい状況が続いていまして、なかなか人手で草刈りをするのも難しいと。当然我々もお願いしているところもあるものですからそれ以外のことができるのかと。全町の歩道全部できるかといったらなかなかできないということです。ひと昔であれば一人で草刈りをして綺麗にしていくイメージだったと思うのですが、草を刈ることによって石が飛んで車のフロントガラスを割ってしまったという事故が結構

あるのです。今最低２人以上現場１か所に２人以上の人員を付けないと石が飛んで事故が起きる可能性があるということでどんどん人が取られてなかなか伸ばせない状況が続いています。なのでそこはやりたいのは山々なのですが、先日の自治会長等会議でも話がでました。安平自治会だったと思うのですが草刈りできないのかというお願いがあったのですが、その時もマンパワーが足りないとご答弁させていただきまして、我々だけでなくて業者さんもそうですが例えばシルバー人材センターにお願いできないかという話もあるかもしれませんが、シルバーさんも人手がだんだん減ってきていて厳しい状況と聞いています。なかなか人の手で草刈りをすることが難しくなってきている状況があります。なので我々としても例えばお祭りの時にお祭り会場の付近を人力で草を刈るとか、公園の中でも例えばはだしの広場とか大きなところをやったり、パークゴルフ場をやったり草刈りやっているのですが、それ以外のところに手を伸ばせるかと言ったら伸ばせない状況です。公園についてもそうですが、自治会町内会にお願いして草刈りを毎年のようにやっていただいているのですが、ここ数年皆さん高齢化が進んでいてできなくなってきたよとお話をいただいている自治会町内会さんがあります。そこについては毎年のように我々会計年度任用職員数名をお雇いして、その方たちに草刈りをやっていただいている状況です。それが全ての公園もできないよとか他もできないという話になったらそこで会計年度任用職員の人を増やせるのかということになると思うのですが、ここ数年コンスタントに募集すると手を挙げてくれる人がいるのですが、波ができるようになってきて毎年４人欲しいと言っているのですがその年によっては３人しかいなかったということが起きているので、ここはまた難しい部分なのかなということで全体的に草刈りについてはできる限りはやる方向ではいるのですが、予算よりも人的に足りない部分もありますのでそこについてはご理解いただきたいと思います。草刈り機の講習については役場組織みたいなところについては事業者が職員に草刈りをさせることから事業者団体については講習会なりを開いてやったり、業者さんが行っている講習会に参加させるということで講習を受講する流れになっているのですが、一般的に例えば個人的にやる場合は特にそれが必要ないということで認識していまして、個人の方の受講に関しては個人の判断によると。個人の方が例えば草刈り機を取り扱っているメーカーさんのところに行って講習を受けることもできますし、自分の身の安全とか知識を得るためにはあった方がいいことなので、受けるのは必要だと思っていますが、もし個人の方が受けなかったとしても特に問題にはならないと認識しています。

〔高山議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　高山議員。

○11番（高山正人君）　最後の草刈りの件について、自分もやっているのですが、草刈り機は本当に危険でどこに石が飛ぶか何するかわからない。講習受けないとならないで大丈夫だというなら受けなくていいよというなら受けなくても構わないのだけど、一応そんな講習を受けなくちゃならないとチラッと聞いているからやらないといけないんだったら誰がやってくれるのか、要らないなら要らないで個人だからいいよと言うならそれでも構わないならいいだけど、一応やれる体制ならやれる体制を作るとかお願いする以上は講習があるけどどうだいって話を声かける必要性はあるのではないかなと思っていますし、また、先ほどの草刈りの件の業者の件に戻りますが、正直これやっていただかないといけない。人員確保しなくてはいけないとやっていかないと本当にＰＲ活動でいろんな高額なお金を出して広告宣伝一生懸命していますが、そうではなくて人員的なところをもっと予算付けしていただいてこれはやっぱりイメージ戦略するのであればイメージに合った形の戦略を綺麗にするということを考えていただきたいと言って私の質問を終わらせていただきます。

○議長（小笠原直治君）　以上で11番高山正人議員の一般質問を終わります。
次に２番吉岡政昭議員の一般質問を行います。

【通告№.２　２番　吉岡　政昭】

〔吉岡議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　吉岡議員。
○２番（吉岡政昭君）　２番吉岡です。今日は声の調子が今日に限らず声帯半分いかれていまして、しばらく直りませんので我慢しながら聞いていただきたいと思います。

まず、件名は早来学園の当面の課題と必要な対策を問うということですが、及川町長の選挙公約に３期目のまちづくりの中で早来学園の現状に関して次のように述べています。児童生徒の増加により教室の不足が課題化している早来学園については、今後の児童生徒数の推移を見ながら必要なスペースの確保に努めますとあります。ここに児童生徒の増加により教室の不足が課題化しているとありますが、最初に確認したいのは１クラスの児童数は学校教育法によって設置基準があります。それで確認ですが１学級の児童生徒数の何名になっているか答弁お願いします。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君）　１学級の児童生徒数は公立義務教育小学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律により普通学級が小学校全学年 35 人以下、中学校第１学年 35 人以下、第２，３学年が 40 人以下、特別支援学級が各種別ごとに８人以下と定められています。

〔吉岡議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　吉岡議員。

○２番（吉岡政昭君）　これは早来学園は義務教育学校ですが、同じ配置になっていますのでその前提で質問します。早来学園は令和５年開校で現在４年目の状況ですが、１クラスの設置基準を超えたクラスの数、現在９学級中何クラスあるのか。それから学年ごとに何人に対していくら応募しているかというその数字をまず確認させてください。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君）　早来学園の普通学級において２学級以上となった学年と人数は令和５年度は前期課程２年 36 名と４年 37 名、後期課程８年 43 名で３学年です。オーバーした人数、１学級の基準で言いますと２年が１名、４年が２名、８年が３名となっています。令和６年度は前期課程３年 36 名と５年 36 名、後期課程９年 45 名で３学年となっています。１学級あたりの人数を超えた人数は３年の１名、５年の１名、９年の５名となっています。令和７年度は前期課程１年 41 名、６年 38 名で２学年で超えた人数は、前期課程１年が６名、６年が３名となっています。令和８年度は前期課程２学年 36 名で１学年が２クラスになっていますが、１学級あたりの人数を超えた人数は１名となっています。

〔吉岡議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　吉岡議員。

○２番（吉岡政昭君）　数字は若干調査の時点で違いがあるのか少し違いがありますが基本は学年で言えば１年目は小学校の２学年、４学年、中学校２学年。それから２年目では小学校１クラス、中学校１クラス。３年目では４クラストータルで小学校３クラスに中学校１クラス。４年目は３クラスというクラスのオーバー。いただいた資料でそう押さえています。若干違いはまずとりあえず付け合わせすることなく共通しているのは恒常的に設置基準を超えたクラスが生まれていると。いわば開校以来現在まで続いているという現状

に対してどうしてこういうことが起こったのか、原因をどう考えているか聞きたいと思います。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君）　まず吉岡議員がお持ちになっている資料と私の答弁との若干違いがあるというお話ですが、以前にお渡しした資料が児童生徒数の総体の人数でお渡ししていたもので、今回お話させていただいたのが普通学級の人数となります。なので吉岡議員にお渡ししている総体の人数は特別支援学級も含まれているものですから若干そこで違いが出ているものと思います。私の先ほどさせていただいた答弁はあくまでも普通学級基準での答弁とご理解いただければと思います。それでは３件目の教室不足の問題が生じた原因はどこにあると考えていますかという質問に対してご答弁させていただきます。遠浅小学校と安平小学校の統合及び転入者が増えたことによる児童生徒数の増加。また、特別支援学級在籍児童生徒数の増加も教室不足の要因の一つと考えています。

〔吉岡議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　吉岡議員。

○２番（吉岡政昭君）　生徒数の調整はとりあえず置きます。普通学級の人数と私も確認しながら述べているつもりですが、ここでやり取りしてもとりあえずはどうしようもないので先に進みます。今答弁の中で遠浅小学校と早来小学校の要するに早来学園に入ってきたと。統合したという理解でいいでしょうか。というのはあらび教育プランというパンフレットがありますね。それから他の町で出している文章もそうですが、その中に今の次長の答弁と違う表現がありまして、そこでは早来学園は３つの小学校と１つの中学校が統合して新設された義務教育学校とあるわけですが、この点は不正確ですね。確認します。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君）　早来学園については当初早来小学校と早来中学校で建設しましたが、途中から遠浅小学校と安平小学校を統合して令和５年４月１日に開校していますので、早来、安平、遠浅の３つの小学校と早来中学校による新設の義務教育学校という形になります。

〔吉岡議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　吉岡議員。

○２番（吉岡政昭君）　では確認しますが、いわゆる義務教育学校は２つの学校の合併として国から予算出ていますか。それともここでいう４つの学校の合併の予定した予算になっていますか。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君）　国の予算は校舎、体育館の建設にかかる予算で答弁させていただきますと、早来学園については当初早来小学校と早来中学校の校舎、体育館として建設していますので、その早来小学校と早来中学校の義務教育学校に対する補助金をいただいています。ですのでそのクラスについても早来小学校に入学する児童数の推移を見極めながら教室を決定させていただいています。

〔吉岡議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　吉岡議員。

○２番（吉岡政昭君）　簡単に言うとスタートは早来小学校と早来中学校の２校による義務教育学校の建設という予算が配られていたと思います。ところが早来安平地区、遠浅地区、合わせて追分地区の住民の中から教育格差あるいは学力格差が出るのではないかというような意見が直接地域の中でも出ましたし、議会の中でもそういう意味の確認の質問がありました。この点は間違いありませんね。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君）　後ほどの共通の心配事といった質問に対する答弁でよろしかったですか。（３）の①の中でそれぞれの地区の町民の共通の心配は何であったかというご質問がありますが、当時の遠浅地区、安平地区、追分地区の町民の共通の心配事ではありませんが、早来中学校の再建に関する合同学校運営協議会等においては、早期建設とか学校の建設場所、財政の影響などへのご意見があったところですが、当初先ほど答弁させていただいたとおり早来小学校と早来中学校による義務教育学校の建設だったため、その会議の中ではそれに入らない遠浅小学校や安平小学校と教育格差が生まれるのではないかとか、子ども、保護者、教職員に対しても不公

平さがあるのではないかというご意見が出たことは聞いています。

〔吉岡議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　吉岡議員。

○２番（吉岡政昭君）　議会の中での当時の佐々木次長の答弁だと思いますが、格差は生じないと。その理由として学習指導要領があるのでそれで処理されているから学力格差を含めて出ないという答弁があったのを記憶しています。ご承知のとおりもしもその答弁が正しければ全国どこへ行っても格差のない学校があるとなりますが、実際は格差が生まれます。それは学校の指導方針とかいろんな体制によっていろいろあると思いますが、何はともあれそういう心配の中で遠浅であれば保護者が集まって教育委員会に説明を改めて求めたりなどありました。その時に結局当時の教育長は何によってそれをいわばクリアしたかというと、今の溢れている原因となっているのは予定では早来中学校と早来小学校の２校を予定とした建物に後からスタートの時点では予算が出ていないわけだから４校分、後から遠浅と安平の小学校の生徒が合流する形になって、それはいわば予定外のスタートの予定外の事態ですから、ある意味では溢れるのは当たり前といってもいい状況だったと思います。それでその時に教育委員会レベルで町長も含めてだと思いますが、どのようにして合流させるか議会で議論になりまして、その時に出てきた理屈が学校選択制、自由に学校を選べるという選択制と区域外通学、決まっていますね。義務教育学校の通学できる区域が決まっていますから。それを両方認める。学校選択つまり早来学園を選んでもいいし今の住んでいる遠浅小学校でも安平小学校でも場合によっては追分小学校でも中学校でもいいという含めた学校選択制あるいは区域を離れて枠割りを切って自由に行っていいという方向を検討していくと。そこで当時の教育長の使った言葉が当時一般質問した議員が小笠原議員だったけれどもやりとりしたわけです。結局当時の教育長の答弁は活きるんだと町の中から早来地区の人が遠浅に行ったり、それから安平にも行けると。逆も行けるという極めて形式的な答弁をした時にそんな馬鹿なことないでしょ現実はというやり取りがありまして、その中で当時の教育長が認めて結局遠浅から大多数が早来学園に移動するでしょうと。安平もそうなるでしょうという見通しの中で当時の教育長が言ったのは、安平小学校や遠浅小学校をどう扱うのかと行ったら休校、それから閉校、２つの言葉を使って説明しました。それでそういう話はどうなんですかというやり取りがあったわけです。平成 30 年の 10 月議会の議事録に載っていますから。それはうまい手を使うもんだなと聞いていました。その時は私議場にいましたから。その時に結論はそれならば学校選択が自由ですから区域外通学も自由ですから、だから遠浅からも行きますよと。安平からも行きますよと。新しい立派な学校で快適に過ごせますというのでそこに集まっ

たのです。その結果、つまり２校の予定のところに４校が集まったから溢れるのは当然予想された範囲です。これは当時の新聞に載っていました。苫小牧民報の５月 14 日の新聞にも安平小学校に遠浅小学校、義務教育学校に統合と言うのですよ。スタートが４校ではなく統合なんです。それから令和３年度の教育方針、これ町長だったか教育長が言ったかと思いますが、安平小学校と遠浅小学校を令和５年に開校予定の義務教育学校に統合すると言ったのですよ。つまり義務教育学校ができたとそれに２つの周りの学校を統合させるというスタートです。だから結論言うと、４つの学校によって義務教育学校ができたというのはこれは客観的な事実と違います。その点まず指摘しておきます。それの他に安平町はいい町だ、そして早来学園は義務教育学校はいい学校だという宣伝がとにかく宣伝という表現が適切ではないかもしれないけどそういう情報が多く伝わりまして、私極めて縁のない人だったけれども偶然見つけたけれどもいみじくもの方にどこどこから来られたんですか、どこどこです。どうして来られたんですかと聞いたら、ここの学校はいい学校だから入れたいから来たと言っていました。その人はですよ。だけどそういう意味で穏やかな表現できないけれども、要するにそれを町長の言葉を使うと今回のあれでも出ていましたが、教育を柱とした移住定住政策が効果を現したという形になると思います。そこで問題なのは教育の中身ですが、町長は今後の児童生徒の推移を見ながら必要のスペース確保に努めますと述べています。具体的にイメージ説明してくれますか。

○議長（小笠原直治君）　答弁に入る前に確認したいことがありますので事務局時間を止めてください。吉岡さんに確認します。（２）の①②③の答弁が審議していません。（３）に今の吉岡さんの質問は３に入っています。ここについてどのように整理していくのか伺います。

○２番（吉岡政昭君）　今の質問の中で答えてもらいたいと思っています。なぜかというとどのようなスペース確保を務めるかという質問が（２）にあたると思います。

○議長（小笠原直治君）　もう一回確認します。もう一回２の１，２，３をやるってことですね。

○２番（吉岡政昭君）　そうですね。

○議長（小笠原直治君）　はい。時計を進めてください。それでは１，２，３を質問してください。先に。

○議会事務局長（石塚一哉君）　１の質問をしました。

○議長（小笠原直治君）　１の答弁。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君）　今いろいろ吉岡さんの方からご指摘がありましたさっきの質問の中で教育格差が生じないと答弁したところですが、当時前任者の次長からの答弁だったかと思いますが、教育委員会としては義務教育学校の整備は格差を生むものではなくて、各地域が持つ特性を最大限活かしながら町全体に波及させるために義務教育学校という選択をしてきたものと考えています。義務教育学校を含めた各校においてはその地域ならではの歴史、文化、自然、人材といった地域の特色を最大限に活かした学校運営を推進しています。吉岡議員の中にもありましたとおり、基本的には学習指導要領に基づく学習内容について基礎学力の定着とか学習環境の整備を行い、さらにはそれぞれの地域環境を活かした体験活動や特色ある教育活動について積極的に推奨し、それぞれの特性を活かした強みに変えていく学校づくりを支援しています。これらのことから格差が生じないと答弁されたものと考えています。また、学校選択制、区域外就学についての話題もありましたが、こちらについてもそのような議論があったと理解していますが、区域外就学についてはご承知のとおりその理由が的確になっていなければなかなか難しいものですので、そのような休校、閉校になるそこの答弁について詳細に記憶はありませんが、極端な例ですが可能性の問題として出たものではないかと考えています。また、統合というお話もありましたが、義務教育学校この早来学園建設にあたっては早来小学校と早来中学校の当初それぞれの合同校舎の形でスタートしていますが、あくまでも令和５年４月に遠浅、安平、早来小学校、中学校による義務教育学校の新設と考えています。それではご質問にありましたどのようにスペースを確保する考えを伺いますというご質問ですが、今後の児童生徒数の推移を見ながらそのスペースの確保に向けて増築、プレハブ校舎、内部改修等の検討が必要と考えています。

〔及川町長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　町長。

○町長（及川秀一郎君）　たぶん今２の①はこの後質問されると先ほど聞いていましたが今答弁されていました。先ほど吉岡議員が質問をされていた部分を僕はポイントでお答えさせていただきますが、平成 30 年 10 月の議事録の話だったり令和３年４年５年結構時間が長い中でのそれぞれの議事録ですので、震災直後それは吉岡議員もご承知のとおりまず早来中学校の建て直しから早来小学校中学校と一体校を整備していこうと。その中で義務教育学校制度も検討しながら安平小学校でそれであれば一緒に統合してほしいと。その後遠浅地区も時間差はありましたが最終的には開校に合わせて統合をさせてほしいという流れで最終的な４校１校型の義務教育学校ができたということです。それで足し算するとキャパオーバーではないかとのご指摘でしたが、その時にも少子化はずっと現在も続いていて、移住定住としてもなかな

かそこまで見込めなく、１つの教室を大きく作っていきながら当然先ほど申し上げた結果は若干上回る部分があったのですが、そこには十分収まるといった学校づくりをしてきたのがこれまでの経過でして、令和５年４月から開校してもう３年経ちましたが社会人口増が現在まで続いているということですので、建設当時からキャパオーバーを想定して建てたわけではないということは申し上げておきたいと思います。

〔吉岡議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　吉岡議員。

○２番（吉岡政昭君）　質問したことから少し外れて戻って答弁したりだいぶ時間損しました。発見されていなければ。制限があるから。その経過については本件を元にもちろん議場でのやりとりを記憶しながら質問しているのだけど、意見言っているんだけど、今は最後に佐々木次長が答えたようにこの人数に合わせた対応スペースを取るというけれどもどういう内容かを聞いたのです。その前の答弁は時間を戻してほしいですよ。10 分ぐらい喋られたから。いいですか。不満というか意見を言っているんだけれども。

○議長（小笠原直治君）　吉岡さんお待ちください。時計止めてください。吉岡さん何を言いたいのかもう一回説明してください。

○２番（吉岡政昭君）　指摘した義務教育学校は２校で作られたんだと。国のそのための建設補助金は２校分で出ているんですよと。その状況に対して周りの学校の住民は教育格差ができるでしょうということでやり取りやって最終的に考えたのが学校選択制とか区域外就学を認めて集まったと。その結果例えば遠浅小学校の関係者でいうと廃校、休校に扱う流れの中でいわば一つになったんだよ。だから正式にいうと早来小中の義務教育学校のところに周り２つの小学校が統合されたんだよと。４つがスタートで義務教育学校で始まったんじゃないんだということをまずいかにもそういう表現が随所にあるのでね。正確に表現した方がいいのではないかということです。それで質問に戻ると次長に戻ると、

○議長（小笠原直治君）　ちょっと待ってください。私の方から言いますと、通告順にきちんと整理をして質問をしていただかなければ理事者側も答弁することで行ったり来たりして飛んでますので、そこ辺りをしっかりと整理をされて通告順に質問をしながら前に進んでいただきたいと思いますがその点ご理解できますか。

○２番（吉岡政昭君）　私は教室不足の原因問題はどこにあるかということでいろいろ質問したわけです。それに関して出ているわけだから。その後でスペースのことを聞いたわけ。何もそのとおり質問していますよ。

○議長（小笠原直治君）　だって（３）まで入っていたでしょさっきの質問の中で。

○１番（三浦恵美子君）　（３）の①にも入っちゃっているんじゃないですかって。

○２番（吉岡政昭君）　（３）、うーん。

○議長（小笠原直治君）　理解できましたね。時間がないので。

〔吉岡議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　吉岡議員。速やかに進めてください質問。

○２番（吉岡政昭君）　プレハブを建てるとか増築という話のところから始めていいですね。それに対しての予算の目途とか時期的な計画とかどっちになるのでしょうかね。増築になるのかプレハブになるのかその辺教えてください。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君）　②の必要な予算の試算とその後の③の予算の財源の部分のご回答でよろしかったでしょうか。

○２番（吉岡政昭君）　そうですね。

○学校教育担当次長（佐々木英生君）　それでは②の必要な予算を如何ほどに試算していますかというご質問に対してご答弁させていただきます。昨年普通教室を２教室、その他教室、特別支援教室など３教室、トイレなど含めて 590 ㎡の別棟木造平屋校舎で想定した試算をしています。当時ですが、建築工事費が４億 3660 万円、基本設計、実施設計費が 3443 万円、管理費が 1203 万 4000 円、その他備品等で 1940 万 6000 円、合計５億 247 万円と試算しています。これはあくまでも別棟で木造平屋校舎で想定したものです。

〔吉岡議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　吉岡議員。

○２番（吉岡政昭君）　それでは今の予算による建設を前提にして考えますと当然４億以上の支出を予定しているわけですが、その出処について本当はもうちょっと聞きたいけれども要望を上げていきますと今までの例で言えば過疎債とか備荒資金とかありますが、この上の国の上乗せ補助金というのがありまして、ある新聞に津波避難タワー整備の予算化を釧路町が事業費 28 億円でやった時に国の上乗せ補助で町の負担は約３億に減って実施できたなどなどの報道がありました。ですから現実問題どのぐらい国の上乗せ補助金が獲得できるかわかりませんが、そっちの方面の交渉というかお願いしたいと思います。一応考えだけ聞きます。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君）　③のご質問に対してお答えします。今回想定させていただいたものについては教室不足による増築となりますので、公立学校施設整備費負担金事業が該当となります。この負担金事業は負担率が２分の１となっています。このことから昨年度の補助単価 34 万 4200 円より算出すると負担金が１億 2601 万 8000 円、起債に過疎債を見込み３億 2260 万円とすると一般財源が 5285 万 2000 円となります。その後に国の上乗せ津波関係での上乗せがあったというご紹介がありましたが、この情報だけではわからないのですが、国交省の都市防災事業といったところではないかなとは考えますが、そもそもがどうするかといった決定はしていませんが、先ほど答弁させていただいたとおり増築、プレハブ校舎、内部改修のやり方にもよって違いますが、議員おっしゃられるとおり国の補助金を少しでも有利なものを情報収集しながら事業実施の際には挑んでまいりたいと考えてます。

〔井内教育長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　教育長。

○教育長（井内聖君）　具体的な数字で少し説明させていただきます。今現在早来学園の１年生と２年生の生徒数を合わせると約 75 名です。この 75 名のうち小学校に上がる頃ぐらいまでに移住してきた方は 31 名です。ですので元々の子どもの推定から考えた場合は今の校舎で十分間に合うだろうと。次に今の校舎は恐らく 80 年ぐらい使います。最低でも今後 50 年は使います。そして現在安平町にいる子どもの１歳児、２歳児は町全体で 30 名前後です。この 30 名前後は追分地区と早来地区に分かれます。そしてもう一つは早来学園は開校して今４年目です。追分小学校は地区 50 年以上経っています。こういった安平町全体の学校の築年数とか今の移住の動向、さらに今後の子どもの数の推移といったものを勘案しながら最終的に決めますので、ただし、その考えるにおいてまずは試算といてあらゆるパターンの中の一つが先ほど次長が示したものですので、試算の数字は今お示ししましたがそれありきではなくて全体をしっかり見極めながら最終的に判断していきたいと考えています。

〔吉岡議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　吉岡議員。

○２番（吉岡政昭君）　次の質問に移ります。時間なくなりましたので。いいで

すね。（３）の②に行きます。令和７年度の早来学園の全国学力テストの結果はどうなっているか伺います。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君）　令和７年度の早来学園の全国学力テストですが、前期課程の全国学力テストの結果ですが、国語科においては言葉の特徴や使い方に関する事項で全国平均を上回り、必要な情報を集めたりそれらを発表したりする活動に関する問題で全国平均を大きく上回り、自分が聞こうとする意図において話の内容を捉えることができる思考力、判断力、表現力等の定着が見られ、算数科では伴って変わる２つの数量の関係に着目し、問題を解決するために必要な数量を見出し、知りたい数量の大きさの求め方を式や言葉を用いて記述する問題で全国平均とほぼ同等でした。日常生活の問題を解決するために伴って変わる２つの数量を見出す、それらの関係について考察することができています。理科では生命を柱とする領域で全国平均を上回り、特に顕微鏡を操作し適切なゾーンにするための機能や発現するために必要な条件について実験の条件を制御しながら解決するための観察実験の方法を発想し、表現することができる思考力、判断力、表現力等の定着が見られている結果となりました。後期課程の全国学力テストの結果ですが、国語科では言葉の特徴や使い方に関する事項の漢字の変換で全国平均を上回り、文脈に即して漢字を正しく使うことができており、文学的な文章を読む場面において全国平均を下回っているものの文章全体と部分との関係に注意しながら登場人物の設定の仕方を捉える問題に強みが見られました。数学科では図形の領域における外郭の大きさを求める問題で全国平均を上回っており、図形の性質を考察する場面において事象の特徴を的確に捉えることや多角形の多角の意味を理解していることについての知識及び技能の定着が見られました。以上、そのような結果となっています。

〔吉岡議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　吉岡議員。

○２番（吉岡政昭君）　言葉でいろいろ説明があるだろうなと予想していましたが一つ一つは当然評価すべきところ、一方、逆に現実を見なければならないところは実際あると思いますが、ここに一応早来学園だより等で配られたものがありますが、時間がないので個別の問題はこれ左側は追分小学校の６年生、それから早来学園の６年生です。国語も算数も理科も含めですか。円グラフになっていてこの赤く見えるのは全道平均です。黒く丸く中心になっているのは全国平均です。緑で太く書いてあるのが早来小学６年生の結果で

す。間違えました。追分小学の６年生。下が早来学園の６年生のスタイルです。今言葉でいろいろ説明がありましたが大雑把に言いますと追分小学校の方が数学でも算数でも全国平均を突出しているのが見えます。早来学園の方は１か所だけ突出していますが、大まかにこの中に収まっているのです。ところが今度それから高校受験の中学３年生ですが、追分中学校は全国平均の黒丸の外側に突き出ている状況が明らかになっています。ところが早来学園は９学年ということは今４年目ですから１、２、３って早来学園中学校で勉強したはずなんだけど見てください。一言でいうとあーでもないこーでもないって言っていろいろこんなところがいいって説明したってそれはそれで言葉の話で、グラフで数字を見ると縮こまっているでしょ。どっちとどっちが伸びているかわかるでしょ。だから新しい早来学園ができた時にあそこにいかないと学力が下がるのではないかって心配した父兄が多かったかもしれないけれども、心配ありません。建物だけじゃありませんよって。指導している先生方の指導力とか体制とか当然影響すると私は思いますが、追分中学校の方が全国平均オーバーしているんですよ。これは算数、これも算数ですね。こっちは国語ですが。端的に言うと早来学園随分金かけて宣伝もしたけど追分中学校の住民の人安心して追分中学校に行ってくださいってこの差だけ見れば言える状態です。はい、次行きます。もうあと 10 分しかないから。

〔井内教育長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　教育長。

○教育長（井内聖君）　あの、

○２番（吉岡政昭君）　端的に言ってね。時間ないから。

○教育長（井内聖君）　端的に言います。端的ですが残念だなと思いました。なぜならもしこの中継もしくはこのことをこの学年の子どもたちが見た時にどう思うかなと思いました。

○２番（吉岡政昭君）　でしょうね。

○教育長（井内聖君）　生徒たちも一生懸命勉強していたと思います。先生たちも開校して経験したことのないような校舎で一生懸命教育活動をしていたと思います。その中でこの公の場でこの数字が公表されてしまったということに残念だなと思いますし、また、これが早来学園の全体ではありません。この調査はある学年のある特定の時期の調査の結果でしかありませんので、それがあたかもこの学校全体のような印象として受け取られてしまうのは非常に残念だなと思います。ただ、現実の結果はしっかりと出ていますのでこのことについては教育委員会もそうですが、学校もしっかりと受け止めながら今現在も一生懸命教育活動に向き合っているということをお伝えさせていただきたいと思います。

〔吉岡議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　吉岡議員。

○２番（吉岡政昭君）　このことについて私、論評しません。次に私はこれは早来学園の一種の成績の低迷の一面を反映していると一応理解しますが、次の質問に移ります。③ですね。早来学園は宣伝効果があってたくさんの視察客が見えます。質問しますね。数字だけ教えてください。令和５年度の訪問個人団体含めてですが件数と人数、５年６年７年言ってください。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君）　令和５年度は77団体783名、令和６年度は94団体1042名、令和７年度は34団体300名となっています。

〔吉岡議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　吉岡議員。

○２番（吉岡政昭君）　また若干数字が違うんだけれどもとりあえず近い数字ですから触れていきますが、私のを見ますと５年度は80件783名、令和６年度は91件1056名、令和７年度は35件382と把握しています。どうですかこれ想像してみて。１年間に1000名も来るんですよぞろぞろと。それは校長室や教員との面談で終わっているかもしれないけれども。どう思いますかこの数。私は現職現場の教員だったら断ってくれって言いますよ。邪魔くさいって。子どもたちが落ち着かないって。こんな環境で勉強なんてできるかと腹立ちますね。私ここの学校の教員でなくてもこの数字を見ただけで腹立ちますから。それで伺いたいのは訪問客の団体人数多すぎませんか。生徒や学校は見世物ではありません。それによって誰かが得している人がいるかもしれないけれども子どもたちを材料にして得するような人がもしいるとすれば由々しきことです。それで聞きますが、人数多すぎませんか。こんな学校ありますか。素晴らしい学校だから来ていると言うかもしれないけれども。授業受けている生徒のことを想像してみてください。一応聞きます。

〔井内教育長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　教育長。

○２番（吉岡政昭君）　１分で終わってください。長いんだよ。

○教育長（井内聖君）　まず開校の時に校長先生と話した内容をお伝えします。

この学校を建てる時に全国からたくさんの方の応援や支援をいただいた。それは仮説校舎で過ごしている間も励ましの言葉や手紙、さらに建設においても寄附などをいただいた。その結果こんな素晴らしい学校を建てることができた。なので開校２年間においてはその恩返しの意味も含めてありがとうございますとして視察者を受け入れようという話になっています。ただし、初年度は授業時間の時にも受け入れていましたが、やはりこれは教育活動に支障が出るということで２年目以降は全て放課後に回し、そして３年目は一気に人数が減っていると思います。２年目は1000名いた視察者が３年目については300名。そして時間も全て放課後に昨年度から変えています。今年度はさらに回数を制限しているので恐らく団体数でいうと15団体もしくは20団体ぐらいになると思います。ですのでしっかりと子どもたちの教育環境を確保しながら、ただし、経緯もあるので感謝の意味を込めて視察を受け入れていた次第です。

〔吉岡議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　吉岡議員。

○２番（吉岡政昭君）　今のことに触れません。次行きます。時間ないんでね。次は中一ギャップの克服するデータを取っていますかという質問をします。教育委員会の方でも子どもたち向けの調査があれば教えてほしいと言いましたが、受け取ることができませんでしたが、なぜ中一ギャップかというとなぜ義務教育学校が必要かという理由の大きな一つに中一ギャップ、小学校６年生から中学１年生になった時にギャップがあるんだと。担任制が教科担任に変わったりいろいろあると他の学校の生徒も集まると。そのことによって不適応の生徒も出てくるから如何にも大多数が出るかのような言い方だったんだけれども。それでこの義務教育学校が必要だと言ったわけです。個人的に喋る時間がないけどね。私は自分の中学時代を思い出してね楽しみでしたよ。学年が変わる、教科ごとに担任が変わる、英語を習うとかね。いろいろ楽しみでした。でもそれはギャップだからわざわざ学校を建ててまでという発想が理解できなかったけれども。むしろ学習塾ギャップですよ。その生徒が通っていた。詳しく喋れないからパスしますけれども。だからなぜもし建築する原因が中一ギャップだったのであれば入学した生徒がどのぐらい中一ギャップに耐えているかとか影響を受けているかの調査をしていないならしていないで結構ですからあれこれ要りません。結論だけ言ってください。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君）　中一ギャップを克服したとするデータはありませんが、早来学園においては学校環境の変化が少なく、小学校から中学校への移行期における生徒の心理的な負担が軽減されスムーズな進級につながっていると認識しています。

〔吉岡議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　吉岡議員。

○２番（吉岡政昭君）　生徒指導の問題ということで実は早来学園だより、それからニュースレターというのがありまして、これも大量に配られています。これは早来学園だよりです。それからこれが拡大したものですがニュースレターです。この中で２代目の校長ですか。網代、名前は失礼しました。校長がこう言っているんですよ。この中に出ています。学習妨害という例が書いてあって、学習権の侵害とも書いてあって、そして授業態度、いじめ、騒音等々ありましてこんな発言が学校だよりに載ってニュースレターにも載りました。立派な建物があるがために学校の中身も立派に見られがちだが実際はそうではないと発言されました。これは近々学校はこの問題に対して何もしないわけではないという努力している姿も書かれていました。本当は予定では教育長や町長にどう思うかお聞きしたいところですが、そこを一つ飛ばして私この聞く前にこの言葉を聞いて２つ思いました。１つはこの校長は立派な人だなと。一番ある意味ではいろいろ中には反発を受けるかもしれないけれども現実の学校の状態、生徒の状態を伝えて地域の人からの協力を得て建て直そうという意欲を感じたことです。それ１点目。２点目はこの校長動かされるなと思いましたね。転勤させられるなと思いました。言ったのは去年の７月ですから。そしたら今年もしかしたらと思って注目してみましたら転勤しました。転勤させられたのかしたのか本人に聞かなければわからないけれど転勤しました。どこに転勤したかというと苫小牧の全校生徒 22 名の学校に転校しました。早来学園は大体 300 名ぐらいですから。ああ、やっぱり俗に言う飛ばされたのかと思うほどの状況でして、そこでこれについてまぁ一言だけでどっちか答えてもらいましょうか。長くは要りませんからね。

〔井内教育長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　教育長。

○教育長（井内聖君）　大変申し訳ありませんが悪い印象を与えるような発言については考えていただきたいなと思います。先ほどの視察の件についてもしっかりと意図意味があって設定もしていますし、そしてまた今回の学校だよりの件についても人事に関わることについてまで推測の中で語られるというのは非常に心外だなと思っています。校長先生しっかりと現場を見てこの

たよりを出すことによってもしかしたらハレーションというかいろいろな意見があるかもしれないけれども地域の方や保護者の方と一緒に学校を作っていこうという強い思いを持ってこのたよりを出したのだろうと受け止めていますし、このたよりの後半に書いてあります。教育委員会のサポートも受けながらという文言があったと思います。このたよりを出す時にはしっかりと話も聞いています。そしてそれを学校運営協議会という地域や保護者の方がいる中で議論してより良い学校を作っていこうとこのたよりを出されたのだと私は聞いています。

〔吉岡議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　吉岡議員。

○２番（吉岡政昭君）　次の質問にいきます。ここに早来学園の学校教育目標があります。読み上げる余裕はありませんが非常に長い文章になっています。私の理解では学校教育目標は私は５つ教員として回りましたけど、そのうち２校で学校教育目標を作る作業がありました。その中で１校たまたまその責任者になったのですが、作る時の目的とか柱は何にするかとかいろいろしましたけれども、一口に言えば生徒がわかりやすいもの。生徒の姿が見えるような学校教育目標でした。もう時間ないけど一応答えてくださいますか。この学校教育目標はどこで作りましたか。それからいつからいつまでの間に作ったのでしょうか。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君）　（４）の①は飛ばして②ということでしょうか。

○２番（吉岡政昭君）　そうですね。

○学校教育担当次長（佐々木英生君）　それでは早来学園の教育目標の内容をご答弁させていただきます。早来学園の教育目標は令和５年４月の義務教育学校開校に向け、令和３年から開校準備委員会において次世代を担う子どもたちへの願いを込めて作成されたものです。早来学園の教育目標はふるさとを大切にし自ら世界を広げる子、友達と夢を語らい未来に向かって挑戦する子、思いやりを持ち違いの良さを認め合う子、これらは生涯にわたって学びより良い社会を作るという大きな目的を達成するために掲げられたものです。単なる知識の習得に留まらず安平町というふるさとでの体験を通じて豊かな人間性を育み、社会とつながりながら自らの夢を追い求め、未来を切り拓いていく子どもたちの育成を目指しています。早来学園ではこの教育目標を具現化するため事業における話し合いを大切にし、友達や大人との対話を

通じて個性を磨き、自分自身を形作っていくプロセスを重視した対話を通じた成長、失敗を恐れず挑戦できる環境を整え、互いの良さを認め合うことで寛容で思いやりのある心を育む挑戦を支える環境、胆振東部地震の教訓と町民の皆様が子どもたちの未来のために結集した米百俵の精神を学校教育の根底に捉えています。子どもたちには新しい校舎というハード面だけでなく、地域の方々の思いや支えを実感し、感謝の気持ちを持って学びに励む感謝と継承の精神、これらの教育活動を重視しています。

〔吉岡議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　吉岡議員。

○２番（吉岡政昭君）　２分しかないんでね。この教育目標を作られたのは開校準備委員会の会議で作られたそうですが、令和３年４月から９月の間に作っています。約半年で作ったのですね。しかもこれは学校開校する１年半前です。作ったメンバーは小学校中学校の校長含めて集まっていますが、実際にいる生徒の姿を見ないで作ったものです。ええーと思ってびっくりしましたね。まずその点だけ言っておきます。それから時間ないのでね。教育を柱とした移住定住政策は私は教育の一種の政治利用ではないかという見方をしています。なぜかなれば人口を増やすために宣伝していく発想ですから。それは必ずしも適切ではないし、先ほど言いましたようにたくさんいろいろありますが、そういう意味では自重してもらいたいと。静かな環境でもっと親身に教育活動をやってもらいたいということを申し上げておきます。一応反論意見があればどうぞ。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。

○企画担当課長（木村誠君）　私の方から総合計画まちづくりの観点でお答えさせていただきます。端的に言うと恣意的な運用にはあたらないと認識していまして、第２次安平町総合計画の策定にあたりましては及川町長の就任以前から策定作業を進め、多くの町民参画手続き、議会の議決を経て行っていまして、この 10 年議会の皆様、町民の皆様とともに安平町全体でまちづくりとして進めてきた経過がありますので、議員ご指摘のような政治的利用、恣意的利用にはあたらないと認識しています。

〔及川町長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　町長。

○町長（及川秀一郎君）　30 秒ないので若干ポイントだけです。自治体運営につ

いて町の未来を考える際に教育施策を前面に出すということはこれは子どもを大切にするという町の姿勢を示すものであって結果として移住定住につながったというのは安平町の魅力を高めた証であると考えていますので、今後ともご指摘にあたらないように十分配慮して政策を進めてまいります。

○議長（小笠原直治君）　以上で２番吉岡政昭議員の一般質問を終わります。ここで午後３時１５分まで休憩します。

（休憩開始　１５００）
（休憩終了　１５１５）

○議長（小笠原直治君）　休憩前に引き続き会議を開きます。次に５番内藤圭子議員の一般質問を許します。

【通告№.３　５番　内藤　圭子】

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。
○５番（内藤圭子君）　５番内藤です。よろしくお願いします。私は教育魅力化推進事業の進捗状況について伺います。令和７年度より動いている教育魅力化プロジェクトは残すところあと１年となることから現在どのような成果が見られているかお聞きします。10 名以上の人手をかけたプロジェクトです。教育はこうしたらこうなったという単純なものではないと思います。２年と期限を切って現在どのような変化が見られるのかどのような中で学校がはたして対応できているのか子どもたちはどうなのか伺います。また、このような新しい取り組みで学校へ行きにくいお子さんたちへの取り決めについても伺います。１番、現状の取り組み状況をお願いします。幅広いですが目的地のどのぐらいまで到達しているのか伺います。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。
○学校教育担当次長（佐々木英生君）　子どもにやさしいまちづくりプロジェクトについては追分地区の教育魅力化や地域学校協働活動、子どもの権利普及など多分野を連携し専門人材を配置し、持続的な地域活性化を図るプロジェ

クトとして令和７年度よりスタートし２年間の計画で推進しており、現在は総仕上げの段階を迎えています。達成度については２年間の取り組む期間が終了した時点で設定したＫＰＩに基づき、詳細に整理検証を行う予定です。現段階では数値による確定的な評価をお示しすることが難しい状況ですが、現在各取り組みの実績や成果の取りまとめを鋭意進めており、別途機会をいただき議員の皆様にご報告させていただきたいと思います。現状報告としてはプロジェクトメンバーが主導となり、組織横断的に試行錯誤を繰り返しながら着実に各種施策の展開が進展しています。特に本プロジェクトが目指す子どもたちの変化、学校の対応、地域との協働という３つの側面においては単なる数値だけでは図り得ない確かな手応えが現場で生まれつつあると考えています。子どもたちの心の変容と成長についてですが、昨年度追分小学校５年生で実施した安平探究タイムでは児童が自身の強みを見つめ直すマイ名刺や自分の取扱書を作ろうという内容の授業を行いましたが、地域住民約 90 名が来訪した発表会において自らの言葉で学びを堂々と語る姿が見られました。それまで評価される側の受け身だった子どもたちが自ら学びを語る主体へと変化しています。また、学校現場がはたして対応できているかという点ですが、外部コーディネーターによる伴走支援により先生方の地域に学校を開くことへの心理的抵抗感は着実に低下しています。早来学園５年生の仕事学習では地域住民 10 名が７年生の防災キャンプでは地域保護者 24 名が授業をともに作り上げ、地域と連携した事業運営が定着しつつあります。次に地域とのつながりという目的地への到達度についてですが、早来学園のコミュニティスペースまなびおでは年間を通じてパン作りやベンチ作り、たこやき交流会などを実施、単発のイベントに留まらず日常的に子どもがふらっと立ち寄り雑談できる安心の見守り環境と大人側の学び合いが育まれています。このように２年間という限られた期間の中でも現場ではこうしたらこうなったという単純な結論を超えた成果が確実に生まれてきていると考えています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。

○５番（内藤圭子君）　いろいろやられていることがわかったのですが、試行錯誤しながら繰り返しやっていくことは大切だと思いました。私たち外部の人間にはちょっとまだ内容が見えてこないというか、それで今回聞きたいなと思ったのですが、２年間でこういう仕組みができたということを今やっているかという考えでいいかっていうことと、地域に開かれた学校を作るということで新しい取り組みが行われて地域と一緒にやってきたという実践のことが今紹介されたのですが、それのハブというか主体がそこの新しくプロジェクトに関わっているメンバーがそういうことをされているのかどうかと、

まなびおでもいろんな取り組みがされていると今紹介されたのですが、そこの誰がやっているかの確認をお願いします。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君）　このプロジェクトについては仕組みを作るというかそれぞれプロジェクトチームのメンバーによってきっかけを作っていただいてそれぞれの課題を解決するための取り組みを行いながら新たな課題に対して対処していくサイクルを繰り返していくかなと考えていますが、新たな地域の取り組みなかなか内容が見えてこないという言葉もありましたが、教育委員会としてもそこら辺が課題かなと考えていまして、昨年度からＣＦＣＩマガジンとか町内向けに発信をしていこうとは取り組んでいますが、まだまだ足りないところはあるかなと考えています。それから新しい地域との取り組みメンバーが関わっているかというご質問もあったかと思いますが、当然それぞれの先ほど紹介させていただきました追分小学校の取り組みについても協力隊が中心となって事業づくり、学校と連携しながら行っていますので、積極的に関わっていただいています。また、学校運営協議会についてもＬＰＭが中心となり、学校運営協議会の委員の皆様とともにさらには学校と連携しながら取り組みを進めているところです。なのでプロジェクトメンバーのそれぞれが中心的に関わっていただいていると考えています。それからまなびおの関係ですが、その事業にもよるかとは思いますが、コンシェルジュを配置、これも協力隊ですが配置していまして、こちらの方で施設の案内とかもちろんですが、イベント関係のご相談も承りながらやっていますので、まなびおの取り組みはコンシェルジュだけではないのですが、そういった関わりを持っていただいています。

〔井内教育長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　教育長。

○教育長（井内聖君）　恐らくはプロジェクトが終わった後それがどういった形になって維持継続可能なのかが趣旨の一番大きなところかなと思います。試行錯誤の取り組みを続けていてもそれは試行錯誤の取り組みなので安定しないと思うのです。なのでそれが安定するために仕組みを作りましょうと。その仕組みの一つが例えば学校運営協議会という仕組みだったり、地域学校協働本部という仕組みだったり、そういった仕組みづくりを行っています。部活動の地域展開もそうで、地域のクラブチームにただ任せるのではなくてしっかりと仕組みを作ることによってそれが維持継続するようになっていけばそのようにして今取り組んでいるところです。また、それを回している

担当している方が外部人材であればその方々の任期が終わったらどうするんだというところが気になるところだと思うのですが、そのために今年度コーディネーター養成講座を行います。この養成講座15名弱ぐらいの方がもう申し込みされていて、その中には地域の方がいらっしゃるのです。なので今までは外部の地域おこし協力隊の方にコーディネーターと言われる人をつなげるもしくは地域とつなげるハブ的な役割をお願いしていたのですが、町民の中でそういった方が担えるように今まではそれは誰かいないですかねと探していたのです。探すのではなくしっかりとコーディネーター養成講座という講座を設けてそこで専門的なレクチャーを受けながら地元にいる方々がその部分を担えるような取り組みを今年度行っていますので今年度が終わった段階で養成講座を受講した方が複数名町内にいらっしゃる形になります。これらがうまく機能するようにこれから総仕上げの時期２年目ですのでさらに取り組みを進めてまいりたいと思っています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。

○５番（内藤圭子君）　詳しい説明ありがとうございます。私もそれがどんなふうにこの安平町に定着していくかがこのプロジェクトの到達点というかそれが一番気になっていて今回の質問になりました。それについてもお答えいただいたのですが、今新しくその地域教育コーディネーター養成講座、私もこの案内をいただきました。内容を拝見させていただいたのですが、すごく本気を感じました。これが一応12月まで続くことになっていて、そこで立候補した方たちが養成されるわけですが、これを引き継いでいくその任期のある地域おこし協力隊とプロジェクトマネージャーという任期のある方たちとそこの新しく養成した方たち、地域おこしの方たちも年度がズレているので重なる方もいらっしゃると思うのですがそこら辺がこの内容を見るとかなり本気だなと思ったのですが、結局は受け入れられないとそれが進まないことも事実で、そこを学校と丁寧にやっていく必要があるのではないかと思ったのですがいかがですか。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君）　当然コーディネーターが学校に受け入れてもらえなければそこはなかなか進んでいかないものと思いますので、そこはプロジェクトメンバーとか教育委員会事務局が調整しながら深く連携できるようにそこについてはかなり重要だと思いますのでしっかりサポートしていきたいと考えています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。

○５番（内藤圭子君）　２番の質問は私これ任期について伺っているのですが、今、結構教育長も話してくださったのですが、これについてお願いします。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君）　プロジェクトチームの任期についてご回答いたします。お話がありましたとおりプロジェクトチームの任期や任用形態については地域協力隊地域プロジェクトマネージャー、それから任期付き職員の３つの枠組みをそれぞれの役割に応じて活用して構成しています。それぞれの制度の特性や採用募集のタイミング等によりメンバーによってプロジェクトへ加わった時期やそれぞれの任期満了時期はことなっている状況です。取り組みが特定のメンバーのみに依存するいわゆる属人的な形にしないこと。通読可能な仕組みや体制の構築に注力することが不可欠と考えています。現在このプロジェクトに関わっている地域おこし協力隊は８名となっていますが、任期についてはあびら教育プラン推進員２名、まなびおコンシェルジュ１名が令和９年３月 31 日まで。地域スポーツ文化活動支援員２名のうち１名が令和９年４月 30 日、１名が令和９年５月 31 日。幼保小駆け足推進員１名、多世代共生コーディネーター１名、教育まちづくりにおける継農分野１名が令和 10 年３月 31 日までとなっています。また、今年度においては教育課程支援員を１名募集していますが採用には至っていません。残りの期間においてもプロジェクトチームがハブとなり、これまで培ったノウハウを学校、保護者、地域の皆様へと確実に引き継ぐことでチームの任期満了後も安平町の教育とコミュニティが自走し、持続可能な体制の構築を目指していきたいと考えています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。

○５番（内藤圭子君）　私が心配するのはこの地域おこしの方たちって３年間という限られた期間で安平町にいろんな能力を発揮していただくのですが、その人たちのせっかく積み上げたノウハウがこの分野だけでないですがいろんな分野に関してもその後がないところで若い力が勿体ないといつも思っていて、それで安平町から去って行ったり、だからと行って全員雇うことができるかといったら確かにそうじゃないと理解はできるのですが、地域おこ

しという仕組みを使う時にもう少し先が見えていたら彼らのモチベーションの発揮の仕方も違うのではないかといつも感じています。中には残って仕事をしている方もいらっしゃるのですが、でもほとんどの方がここに残ることなく気が付いたらいない状況が寂しいなといつも感じていました。この町のために町を何とかしようと思って力を発揮して今もいろいろ考えてやってくださっているのですから使う私たちもという言い方は上から目線なのですが、でもやっていただくからには先も見据えた募集の仕方なりそこまで考えた人の使い方ができないかなって思いました。この教育に関しては特に今こうやったからこうなるというすぐ結果が出るものでもないですし、本当に長い目で関わって子どもたちが変わっていく様子を見る醍醐味もその若い人にとってはいい体験になるのではないかなと思って、その人の使い方をもうちょっと例えばこの後何かこういうところではまだ人手が足りないから何とか人を使っていきたいとかないかお聞きしたいと思います。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君）　教育委員会で関わっていただいたすでに退任された地域おこし協力隊の方もこちらの期待以上にそれぞれ能力を発揮していただいて実績を残していただいていると思いますし、その実績が人がいなくなることがないように後任で来られた方もしくは事務局職員でも継続定着できるようにこれまでも実施していきましたがこれからもそのようにやっていきたいと考えています。人の使い方、タイミングといったお話ですが、退任された方、今いる方についても人物的にも素晴らしい方ばかりですので、ぜひ安平町でという気持ちはありますが、そこは地域おこし協力隊という制度の難しさもあろうかと思いますし、３年の任期終了後寄与していただいて残っていただく形ができれば一番よろしいかと思うのですが、なかなか町の規模とかその分野で難しさもあったり、また、本人の希望もありますことからこれまでなかなかいなかった状況です。何とかはないのかということですが、協力隊制度を使っている以上は気持ちはあっても難しいところも多々あると考えています。

〔井内教育長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　教育長。

○教育長（井内聖君）　今回の子どもにやさしいまちづくりプロジェクトに関しては、安平町の第二次総合計画に基づきながらプロジェクトを構築しています。それは何かというと改めてですが最も優れた町の強みが子育て教育、そしてこの子育て教育の強みを伸ばすことによって移住定住。そして移住して

くださった方、定住してくださっている方がこの町で新たな担い手になっていただくと。まさに今取り組んでいる取り組みがそうで、きっかけは外部人材を頼らなければいけませんので地域プロジェクトマネージャーや地域おこし協力隊に来ていただいています。そして移住してきた方が今回コーディネーター養成講座を複数人受けてくださっています。なので安平町の子育て教育の魅力によって移住してくださった子育て世代の方がコーディネーター養成講座を受講し、そして今度は自分が町の担い手に変わっていく。これが第二次総合計画で描いていた姿だと思いますので、それの具現化として行いました。とはいえ、では地域おこし協力隊が表現の仕方は適切ではないかもしれませんが、そのためだけの３年間ウチの町に来て終わったらはいさようならなのかもそれもまた寂しい話だなとは思いながらも先ほど内藤議員がおっしゃってくださったように全て町で雇用するもしくは仕事を作り出すのは難しい中ではある程度一人一人の個性が活きる生き方。また、今回の募集に関しては募集の段階で３年間自分のキャリアで安平町で挑戦してみませんかという声のかけ方をしています。ですので自分の人生のキャリアの中でこの３年間を安平町で挑戦してみたい。そしてその３年が終わった後さらにこの町の中で挑戦したいことがあるのであればぜひ地域おこし協力隊ではない違った形でお願いしたいなと思いますし、もしくはその挑戦やチャレンジが安平町の外である場合もあります。ただ、そういった場合は関係人口として引き続き関わっていただきながら安平町としては強みや厚みを増していく考えのもとで今回たくさんの協力隊や外部人材に関わっていただいていますが、一つは移住定住によって町の担い手を増やしていくことと、町を離れてしまう協力隊の方々がいるかもしれませんが、それは関係人口として引き続き安平町に関わっていただきたいと考えています。

〔及川町長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　町長。

○町長（及川秀一郎君）　教育委員会サイドのお話として今答弁したとおりです。地域おこし協力隊の中で先ほど内藤議員がいつの間にかいなくなって寂しい気持ちになったというそんなお話もあったので、以前にもご説明の機会があったかもしれませんが、地域おこし協力隊員制度の中で安平町については見直しを随時行ってきまして、指定課題を突破していく目的とした地域おこし協力隊でＮＰＯ活動だったりさまざますでに実績が出てきていますがそういったものだったり、創業者を誘致する形、ファンファーレだったりチャレンジショップということであびら起業家カレッジ。まさしくそこで実際にチャレンジショップで学んだものを地域の起業してお店屋さんはすでにスタートしているといった地域おこし協力隊の形だったり、また、企業経営の強化型ということで任期後企業または会社に就職しながら移住定住を目指

していく。一方、教育委員会で多いのですが高度専門人材型という４つの分類に分かれていてまさしくここが任期後は町内に定住に縛られないで関係人口の存在、先ほど教育長がおっしゃったような形でそれぞれの給与体系もことなってきますので、国の制度の見直しもあって我々も活用しながらそれぞれの課題に合った地域おこし協力隊の募集と採用、そして内容によってはそのまま残っていただく方だったり、関係人口としてまた他の地域に飛び立っていく方がいらっしゃるということです。

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。

○５番（内藤圭子君）　そうやって実際に起業して安平に住んでいる方もいるし、ココ・カラの関係者でいうとちゃんと２名の方が地域おこしの後住んでいることがあって、その人その人の考え方もあるのかなというのは思うのですが、ただ、やっぱり出口がはっきり見えていた方がその人その人のモチベーションにもなるかなと今の若い地域おこしの人たちと話をしていてよく感じることでした。それで今はまだ任期で聞きたかったのですが、確かにこれをつないでいく必要があって今それを１年なり今までかけて作ってきたものをつないでいく今の担い手は今やっている人ですが、その終わってすぐの人たちの担い手になる人たちっていうのは私まだここのコーディネーターの方たちがすぐそれになるのか、それともももっと違うふうなのかをお聞きしたいと思います。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君）　次の担い手ということですが、その事業によって異なるかとは思いますが、例えば現場に返すというか学校に入っている事業であれば学校に返すものもありますし、別に継続するための人員配置も必要になってくるものもあるかと思います。そこについてはどこまで定着するのか、どうやって定着させていくのかといったそれぞれの事業によって変わってくると思いますので、そこについてはあくまでも定着させることを最優先に考えながら検討していきたいと考えています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。

○５番（内藤圭子君）　10名以上の手をかけた大きなプロジェクトですのでぜひ無駄にならないようにその定着を目指してほしいと思いました。ただ、それ

が学校がいいと思わなかったら定着しないと思うのですが、そこはしっかり見ていこうと思います。
それで３番目、この取り組みで変化が見られたことはありますか。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。
○学校教育担当次長（佐々木英生君）　本プロジェクトを通じた変化については、現在発行していますＣＦＣＩ情報誌等でも都度ご報告させていただいています。本プロジェクトがもたらしている変化は教職員や地域の皆様の意識、そして町全体の土壌の変容にあると考えています。具体的な変化の兆しとしては、現場の教職員が子どもの権利や子どもを主役とする視点を意識し、日々の関わり方や事業の在り方をより深く探求する機会を確実に増えていることが挙げられます。これは子どもたちを単に評価される受け身の存在として捉えるのではなく、自ら学び成長する主体として尊重しようという主導観の肯定的な変化の表れだと考えています。また、これからの教育制度や環境の在り方という点については、これまで公の学校を考える会などを通じて地域の皆様と紳士の議論は積み重ねられてまいりました。この土台の上に令和７年度からはさらに一歩進んだ取り組みが始まっています。追分早来の両学校運営協議会においてローカルプロジェクトマネージャーがＬＰＭが進行役を務め、子どもを真ん中においた地域と学校による本格的な熟議が日常的に交わされる体制が動き出しており、こうした大人が意識や仕組みの変化は子どもたちの活動にも成果となって表れています。先日の早来学園スポーツフェスティバルにおいてはルールメイキングプロジェクトを通じて子どもたち自身から投げかけられた主体的な意見やアイデアが実際に運営に採用されました。自分たちの声によって行事が作り上げられることで子どもから大人までこれまでにない強い一体感が生まれ、ここから誰もが楽しむことができる笑顔溢れる素晴らしいスポーツフェスティバルを実現することができました。プロジェクトを通じて子どもたちを真ん中においた子どもの権利を尊重する土壌が学校、家庭、地域の枠を超え着実に醸成されていると考えています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。
○５番（内藤圭子君）　子どもの権利というのは私たちも子どもを育てる中でそれが守られていたのかなって自分にも疑問がついてしまうのですが、こういう意識が醸成されていくことで安平町の子育てとか子どもたちの育ちが変わっていくのは素晴らしいことだと思います。今の話の中で学校を考える会

で議論を重ねてきてさらに一歩進んだ取り組みが始まっていますという説明がありましたが、それはどのようなことになりますか。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君）　表現が悪かったかもしれませんが、同時並行的に進んでいる形でしたが、学校運営協議会についてはＬＰＭが中心になりましてそもそもが近年は学校長が主体となって運営していましたが、なかなか計画が見られるということで教育委員会事務局で何とか活性化させようと動き出しています。その中で教育委員会にいますＬＰＭお二人をそれぞれ地区に中心となるよう進めていただきましてそれぞれ学習会から始まりまして行っています。その中で学校運営協議会は、まず国の状況とか学校教育を取り巻く環境についての学習をはじめ、その後実際その地区の学校はどういった状況にあるかといったことも見ていただきながら学校運営協議会として先ほど熟議と言いましたがどのような形で関わっていけるのか連携して子どもたちに関わっていけるのかをかなり活発に意見交換していただきながら学校運営協議会が進められています。また、学校におきましてもそれは学校運営協議会の影響を受けたというとまたあれかもしれませんが、積極的に学校側も関わっていただいて、学校の経営方針といったことに関しても先ほど吉岡議員からもお話があった件もありますが、学校の問題について学校側から積極的に学校運営協議会に投げかけて地域と一体となって取り組んで行こうという形でかなり活性化しているなと考えています。

〔井内教育長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　教育長。

○教育長（井内聖君）　内藤議員から考える会の話もありましたので、追分地区の学校を考える会についても少し補足させていただきたいと思います。子どもを真ん中においた考え方が浸透してきたなと感じたのは昨年追分の学校を考える会で追分地区のコンセプトを決めようという話になったのです。最後３つの言葉が生まれてこの中から一つを選ばなければいけないとなったのですが、最後その３つのうちの一つをどれにするかという時に考える会で出した結論は子どもの選択、子どもの決定を私たちの会の決定にしようとなったのです。大人でこの３つある候補から１つを決めるのではなく、最後は子どもに聞いて子どもの意思決定を私たちの意思決定にしようといったプロセスを踏んでいることがこれは子どもを真ん中に置いた意識がしっかりと醸成されてきているんだなと感じています。また、それが学校現場ではコンセプトはできたけれどもコンセプトに基づいた学校ってどういう学校な

のと。今までは校長先生が考えて、そして校長先生がこういう学校ですと児童生徒に下ろしていたと思うのですが、今年度追分中学校では１年生、２年生、３年生全員が総合的な学習の時間で追分地区のコンセプト、学校のコンセプトであるつくる、つながる、学ばさるというのはどんな学校なんだろうかということを全学年でしかも縦割りで学年の枠を超えて、先生方は全先生が参加して１年間のテーマで学びを含めています。これも子どもを真ん中において子どもの主体的な力を信じて伸ばしていこうという地域で動いている動き方がそのまま学校と連携して今実践が進んでいるといった事例ではないかと考えています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。

○５番（内藤圭子君）　町民が参加するとか子どもが参加するとかそれは上が決めてしまうとすごく楽だし早く決まるので経費を考えるとそれが手っ取り早いのかもしれないですが、こういうやり方は本当に時間もかかるしお金もかかっていると思います。でも今そういうことができる土壌があるというのは子どもたち幸せだと思うし、その 32 年に間に合わせてそれを作っていくことで時間的余裕もあるんだなとお話を伺いました。今このどんな変化がありましたかというところで読んでいてあらっと思ったのですが、学校から部活動が切り離されて学校の先生たちが見ていた部活動から地域の活動になって学校の方で子どもの様子がわかりにくくなったというのをお便りに書いてあって、そういうところはどうなっているのかなってお聞きします。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君）　たしかに内藤議員おっしゃられるとおり令和７年度をもって学校から地域といった中で学校がどこまで関わるかの部分でこれまでいつどこに行ったまで学校現場では把握していたものが全て地域に行っているわけですので、そういう状況には若干なっているかなとは内藤議員ご指摘のとおりと考えています。そこでこれもどこまでと行ったところでいくと働き方改革の部分も出てきますし、難しいところではありますが、あくまでも移行したものですので、移行したから知らないとはならないと思いますので、そこは何とか今後の課題として学校でも一定程度把握できながらも負担にならない形で把握できる体制の構築は必要かなと考えています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。

○５番（内藤圭子君）　学校にいる子どもと地域の部活動をやっている子どもの姿は違うと思うので、ぜひそういうことも先生たちが把握できたら素敵だなと思いました。次の質問です。学校に行きにくいお子さんの対応について伺います。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君）　不登校及び不登校傾向の児童生徒への対応ですが、教員による家庭訪問、事業のオンライン配信、保健室登校や事業の空き時間がある教員による別室での個別指導、放課後登校による個別指導などを行っています。また、今年度より追分小学校に校内支援センターを開設させていただきました。現時点では通っている児童はいませんが、今年度より配置した支援員が学校など関係者と個別の対応について協議している段階です。いずれにしても不登校対策は本人の気持ちの尊重と需要、支援機関の活用、家庭内の支援や段階的な登校支援が有効とされていますので、町内の各学校においてこれまでも行っていただいていますが、本人保護者の気持ちに寄り添った対応を継続していきたいと考えています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。

○５番（内藤圭子君）　こちらのことについては大体行きにくいお子さんってどれぐらいの数がいらっしゃるかまずお聞きします。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君）　正確な数字は数は押さえているのですが資料が飛び飛びになっていて申し訳ないですが、現時点では 10 名前後と考えています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。

○５番（内藤圭子君）　今の 10 名は例えば給食を止めるほど学校にずっと来られないというお子さんなのか、それとも時々休みがちだというお子さんなの

かをお願いします。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。
○学校教育担当次長（佐々木英生君）　給食を止めているお子さんもいらっしゃいますが、それぞれ状況によって違いますので答えが難しいのですが、ほぼ来ていないお子さんもいらっしゃいます。

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。
○５番（内藤圭子君）　これは追分と早来合わせてということでよろしいですか。前回私が質問した時よりオンライン配信ができたり、対応が進んだなと感じました。どれぐらいのお子さんがそれを希望しているかお願いします。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。
○学校教育担当次長（佐々木英生君）　不定期ですが１名が実施しているお子さんと希望はあったけれどもまだそこの実現に至っていないお子さんもいらっしゃいます。

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。
○５番（内藤圭子君）　学びたいという気持ちがそういうことで実現できるんだったら今の時代は便利になったなと思います。集団に行くのは苦手だけど勉強はしたいという子どもの気持ちを叶えられたらいいなと思います。それの対応は専門の方がいらっしゃるのですか。それとも先生がやっているのですか。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。
○学校教育担当次長（佐々木英生君）　安平町の現状においては校内支援センターを開設した追分中学校に支援員が１名います。その他の日常については教員が対応しているのと道の事業によりカウンセラーの派遣、これは非常に月あたり２日とかかなり少ないですが派遣も受けています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。

○５番（内藤圭子君）　今カウンセラーと出たのでお聞きしたいのですが、こういう支援員の方とかカウンセラーは毎回同じ方で対応していただけているのでしょうか。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君）　支援員については今年度からですが、１年間通して雇用計画を結んでいます。カウンセラーについてもここ数年変わっていないと思うのですが道の派遣事業ですので１年１年で変わる可能性がありますがそういう状況です。

〔井内教育長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　教育長。

○教育長（井内聖君）　専門員について少しご説明をさせていただきたいと思います。まずカウンセラーですね。スクールカウンセラーというのは本人が学校に行きにくかったり、もしくは自分自身の中に悩みがあった時に本人自身の見方、考え方、これが変わったらもしかしたら学校に行けるようになったり、悩みが軽くなったりするかもねというところがカウンセラーです。ただ、そうではなくて例えば家庭での過ごし方だったり、もしくは学校との関わり方だったり、本人ではなく本人の周りにあるもの。これを調整することで学校に行けるように悩みが軽くなったりする。これを調整するのがソーシャルワーカーという方なのです。なのでカウンセラーとソーシャルワーカーは別で、そしてさらにその子が学校に来た時にその子に対してじゃあ今日何やろうかとか、あなたに合ったペースでこういったことをやっていこうかって関わっていく方が校内支援センターの支援員という方です。だけどその手前の段階のちょっと調子が悪いんだけどという時はそこは心と体が調子悪いので養護教諭、保健の先生だと。こういったそれぞれの分野においての専門員、今安平町は外部からスクールカウンセラーの方に来ていただいて配置して、スクールソーシャルワーカーは町として配置しています。そして校内支援センターもまず追分地区には配置しました。今後さらに展開を考えていきます。養護ケアはすでにいます。その中で対面が難しいのであればオンライン。ただし、先生方もオンライン全てできるかというと先生方の得手不得手があるので、そういった部分も含めてＩＣＴのサポートの方を今業務委託として

１人学校の方に連携を取ってもらえるように。その方はオンライン授業だけでなくて先生方の公務、普段の日常の業務もデジタル化が進んでいくのでそれをサポートすることによって先生方が子どもに向き合う時間が増えるようにしっかりと子どもを真ん中しながら大人の体制を整えて取り組みを進めてまいります。ですので以前、内藤議員から質問いただいた時にはこの体制はまだ取れていませんでしたのでその質問を受けてから今に至るまでででその体制を今構築し、今はまだ体制ができた段階ですので、これが機能するように進めていきたいと考えています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。

○５番（内藤圭子君）　最近また聞いたのですが、どこに相談したらいいかわからないという方がまだいらっしゃって、学校のことだから学校が一番じゃないかなと思ったのですが、安平町は窓口の名前何と言いましたっけ。健康福祉課にできたこども家庭センター。そういう窓口もありますし、そういう意味では充実しているのではないかなって思いました。ただ、どこにも相談できなくて抱えている方もいらっしゃるので、そういう人たちが主に私は母親だと思うのですが、救われるような気軽に相談できるところがそういう方たちに情報が行けばいいなとこの不登校問題で家庭で抱えちゃうこともあるので、サポートができればいいなって今回学校行けていないお子さんの話を聞いた時に思いました。私の質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（小笠原直治君）　以上で５番内藤圭子議員の一般質問を終わります。一般質問の途中ですが、ここで皆様にお諮りします。本日の会議時間は次の梅森議員の一般質問が終了するまで延長したいと思いますがご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　異議なしと認め本日の会議時間は梅森議員の一般質問が終了するまで延長することに決定しました。それでは会議を続けます。次に 10 番梅森敬仁議員の一般質問を許します。

【通告№.４　10 番　梅森　敬仁】

〔梅森議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　梅森議員。

○10 番（梅森敬仁君）　10 番、梅森敬仁です。私は今年４月の町議選において町民の声を町政にとスローガンに立候補し当選させていただきました。３期目となりますが今後も住民の皆様と安平町の発展のために頑張っていきたいと思いますのでどうぞよろしくお願いします。

それでは通告どおりに一般質問に入っていきたいと思います。本日の命題については安平町の現状と今後の展望について質問します。質問要旨としては千歳市へのラピダス進出により我が町を含む周辺自治体への関連産業の広がりや移住の拡大が進み、安平町にもさまざまな影響があるものと考えられます。来年からスタートする総合計画、今後は今までは 10 年計画だったようですが、今後は町長の任期に合わせて４年ベースということで８年計画になるようですが、その策定が今年度行われると。ほぼ基本的なことについては決まっていると思いますが、それに合わせて町の現状認識と今後の展望を確認するとともに、町内の商工業の振興や業者からの要望対応についても合わせて伺います。なぜこのような質問に入るかというと、私は２年前から毎年この６月定例会においてほぼ同じ質問を繰り返しています。主にラピダス対応になりますが、最初１年目についてはその前の年の秋に発表されてラピダスができるということでなかなか実態が掴めない状態で成り行きを冷静に見極めるということで慎重な姿勢で進んできていました。確かにそのとおりだと思います。しかしもう２年経って来年からは本格稼働が始まるということで新聞紙上にも出ていますが、国においては今年までに支援金というか補助金を２兆 6000 億も注ぎ込んでいるということで、これはもう国家的プロジェクトと捉えなければいけない。我が町としても慎重姿勢から積極対応にシフトチェンジしていかなければいけないのではないかということでその思いから重なる点もあると思いますが、確認の意味で質問させていただきます。

まず最初に（１）ラピダス対応の進捗状況について従前から情報収集や近隣自治体、関係団体との協議を進めると町長はかねてからおっしゃっていましたが、その進捗状況はどうなっているのだろうと。今年で３年目になります。去年の定例会においてその後に行われるいろいろな団体との協議は８月 22 日にも恐らく今年もあると思いますが、それにおいて町長は総会に出席してその後の懇親会などにも出席していろいろな市や町との協議、情報収集に努めていきたいとおっしゃっていましたが、現在の進捗状況についての説明をお願いします。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。

○企画担当課長（木村誠君）　今ご質問いただきました件について私から所管し

ています関係団体、協議会による活動状況についてお答えさせていただきます。まずご質問のありました枠組みの一つとして千歳、苫小牧地方拠点都市地域整備推進協議会という枠組みがありますが、こちらについては千歳、恵庭、苫小牧、白老、厚真、安平の３市３町の構成体でして、当該協議会における次世代半導体工場等に関する動きとしては令和６年度に各首長が集まりまして現状や課題について意見交換、現地視察を行っていますが、令和７年度については意見交換等は行っていません。令和８年度については現時点で首長による意見交換は予定がありませんが、担当課長による会議が行われていまして、構成市町での次世代半導体工場関連や当該エリアでの動き等について意見交換や情報収集を行ったところです。また、苫小牧地方総合開発期成会については、苫小牧、白老、厚真、むかわ、安平の１市４町の構成体でして、当該期成会における次世代半導体工場に関する動きとして１市４町の共通要望として次世代半導体工場建設に伴う経済波及効果の促進と周辺環境の整備ということで最重要事項として継続して共通要望を要望活動として行っています。要望内容についてはこれまでもお答えしていますが、次世代半導体工場周辺のインフラ整備、住環境の整備などの課題解決と水の確保、きめ細やかな情報提供などについて圏域共通の課題として北海道や国に対して要望活動を行っており、昨年夏には国土交通省との面談及び意見交換をしたところです。また、この後の質問になると思いますが、町道遠浅酪農２号線については道路整備に対する国の交付金の予算確保や確実な配当をお願いするため、馬産地振興の対応や次世代半導体工場を見据えて安平町の最重要事項として今年度から新規に要望を開けたところです。また、現時点ではこれら要望に対して国や北海道からの具体的な動きには至っていませんが、要望事項を具現化いただくことの効果としてはインフラ整備や住まい確保による物流の効率化、人流の円滑化につながること。千歳市はもとより周辺自治体への産業集積や経済波及効果につながっていくと考えています。

〔梅森議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　梅森議員。

○10 番（梅森敬仁君）　国土交通省との面談及び意見交換と積極的になさっているところは頑張ってくれているんだなと思う反面、このあびらチャンネルを見ている方についてはなかなかじゃあ安平町何に取り組もうとしているのか。新聞などを見るとすでに千歳では工業団地が 11 か所あってそれぞれが９割以上埋まっている状態でもう満杯ですよと。それに対して安平町としてはそういう関連企業含めて企業を引っ張ろうとしているのか、もしくは稼働人員が来年から本格稼働を始まると 5000 人程度の方ということで今も新聞によると札幌のバスの会社が通う従業員の搬送のためにマイカー出勤はダメなようですね。それで修学旅行のようにぞろぞろ朝、夕方になるとバスが

走っているということで多くの人が入り込んでいると。それもほぼ満杯状態ということで安平町としては国際空港に一番近い安平町と今まで宣伝してきましたが、これからはラピダスに一番近い安平町ではないですか。車で来れば僅か15分程度で来る。その中で苫小牧まで行って倉庫を作る土地を探している企業もあるようですが、もっと積極的にここに安平町があるんですよということで安平町に何かを引っ張ってくるのがなかなか見えてこない。先ほど言いましたけれども関連企業をどういう業種を引っ張ってこようとしているのか。もしくは人口を引っ張ってこようとするのであればどのぐらいの規模の人口を引っ張ってこようとしているのか。兼ねてから町長は安平町には安平町のキャパがあるので水の問題その他があるのでそれなりの能力の中でないと対応ができないと言っているけれども、ならば逆にオーバーで入って来ないようにしっかり計画を立ててその範囲内で引っ張ってくる努力が必要だと思うんだけども、戻って申し訳ないけれども、どういう関わりを持っていこうとしているのかなかなか見てきていないのですよ。安平町としては来年から総合計画が始まりますが、どういうお考えでいるのかその点の説明をお願いします。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。

○企画担当課長（木村誠君）　今のご質問ですが、これまでも答弁の中でお答えしている部分については、まず第２次安平町総合計画で子育て教育環境の充実による人口確保を掲げ、ここ数年においては社会人口の増加、また、昨年においては人口増加の成果につなげてまいりました。住宅施策、梅森議員の方では企業の方も引っ張ってくるという部分と人を引っ張ってくる部分と２つ論点としてはあったかなと思っていますが、まず安平町としてはこの第２期の中で子育て教育を充実魅力化させることで人口確保につなげていきましょうというのがこの10年間の総合計画の考え方だったと思います。今も住宅施策については昨年一昨年は栄町のさつき団地横の町有地の売却、また、今は早来学園の前の町有地の宅地売却、また、民間アパートの建設促進による住まい確保を進めてきています。今回の議会においても民間アパート建設助成の補正増額、早来大町の宅地町有地の売却においてはＺＥＨ＋住宅の建設助成の補正を上げさせてもらっていまして、この議会後について販売開始をさせていく予定です。そういった意味でも人口確保、住まい確保といった点では着実に一歩ずつ進めていると認識しています。また、半導体企業体に向けた人口推計のお話については第３次総合計画の策定作業を行っていますが、次世代半導体工場がもたらす影響、人口推計にどういった影響をもたらすかといった部分で今年度予算を付けさせていただいていまして現在金融機関系のシンクタンクの方に委託をかけて協議を進めていまして、こ

の後第３次総合計画の策定進捗のご説明を秋ぐらいにさせていただきたいと思っていますが、その際に改めてこの辺りを詳しくご説明させていただきたいと思っています。

〔及川町長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　町長。

○町長（及川秀一郎君）　若干補足させていただきます。これまでも毎年のようにラピダス関係で質問いただきまして、安平町の千歳苫小牧地方の拠点都市の関係では最初の段階で敷地の視察を２回ほどさせていただいたり、それはまだ工場が完成する前でしたが、また、千歳市長とは違う案件でも同席することもあって、そういった中でお話しすることはありますが、具体的には苫小牧総合開発期成会である１市４町での要望活動も行ってきました。安平町の強みでいくと教育を柱に移住定住がすでに結果も出て評価も一定程度いただいている町です。ラピダスに勤務する方のみならずその関連企業、周辺企業、そこの集積が千歳市を中心に先ほど千歳市の工業団地の話も出ていましたが、相当な人数が張り付いてくる。逆に千歳市の課題としては地価が全国でもトップ 10 に入ってくる地価上昇によってこれまで住んでいた方々が家賃の上昇ということから移住されているという話も聞いています。安平町としては早来地区、追分地区もほぼ同じ距離感で隣接していますので、私としてはまずは先ほど木村課長が答弁の中で触れた旧早来中学校跡地、ここはエコタウンの住宅地として戸建て住宅とアパート建設も計画的にやりながら、また、追分地区においてもこれも議会の中でもご説明してきたＪＲアパートの移転によって駅裏、鹿公園サイドの方に６棟 40 戸がほぼ完成状態にあって一部住み始めていますが、そういうことによって今年の 12 月ごろまでに現在のＪＲアパートは解体し更地になる。土地はすでに交換していますので。そういったところに積極的にアパートの建設助成をしていき、また、今回追分地区の青葉の北公営住宅についても解体を今年度予定していますが、ラピダスさんは列車だったりバス通勤でなければダメだというハードルが高いのですが、関連企業においてはハードルもないと思っていますので、そういった方たちに安価な土地で通勤しやすい場所に選んでいただけるよう役割を１市４町の中で安平町は他の厚真、むかわ、白老も同様かもしれませんが、そういった役割を担っているだろうと私は思っていますので、まずは担っていきながら、ただ、水の問題があってこの後にご質問いただきますが、見通しも付けなければならないということで昨年から富岡地区の地下水の調査をしていきながら目途もついてきたということですので、若干人口増加も昨年結果が出た以上、人口が減るだけの推計だけでなく人口増加も見据えた水の確保も同時に行っていきながらまずは移住定住の施策の中で取り組みを進めていきながらもうちょっと先の将来においては違う考え方もあ

ろうかと思いますので、現在策定をしています総合計画の構想の中で方向性についても位置づけをさせていただければと思っています。

〔梅森議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　梅森議員。

○10番（梅森敬仁君）　積極的に取り組みたいという気持ちは伝わってきました。ぜひ頑張っていただきたいと思いますが、私としては先ほど言ったように人口推計、社人研その他であと10年20年経ったら安平町は5000人ぐらいの規模の町になってしまうのではないかという予測もありますが、今踏ん張って確保しないで頑張っているということで将来的な予想はなかなか難しいかもしれないけれども、今町長がおっしゃったように町内の何か所かで町有地を分譲して戸数を受け入れる計画を立てていくのですよと。追分の青葉のところもそうだろうけれども、その中でどのぐらいの人口増をイメージして来年からの総合計画を作ろうとしているのか。具体的な数字はまだ出ていませんか。なかなか将来の推計は難しいかもしれないけれども。それをした上で積極的に取り組んで行かないと現状維持でいいのかどうか。先ほどの学校の問題とか水道の関係も関わってきますが、その辺積極的に取り組んでいかないと前に進まないと思うのですよ。兼ねてから私言っているようにいろいろな説明会で聞きに行くのではなくて安平町がイニシアティブを取ってぜひ来てくれと。工業団地があってこれだけ空いているとか、宅地についてもこれだけの宅地があって今分譲しようとしている。現在しているんだというアピールをしてこちらが主導権を握って安平町のキャパで収まるように自分たちの計画の中に取り組んで行くような発展の方法をしないと気が付いたらドッと入ってきましたよというなら後追い行政だったらダメだと思うんですよね。その点で積極的に取り組んでほしいんだというのが私の本意ですが、とりあえず人口の今後の推移についてはどう今判断していますか。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画財政担当課長。

○企画担当課長（木村誠君）　まず人口については、先ほどもお話したように第３次に向けて人口推計を始めたところです。やはり社人研推計でいくとどうしても５年ごとの国勢調査ベースで行くものですから今の推計でいくとどうしても落ちていくと。ここを町長も答弁させていただきましたが、追分地区側の民間アパートの誘導もしくは宅地の造成はやった時にどのぐらい人口確保できるか、また、今委託している業者さんと話をしているところでは、千歳、恵庭も含めたラピダスが来た時の半導体企業さんが来た時にどれぐらいそこに人口が来てその周辺の安平、厚真、苫小牧、白老にどれぐらい好影

響がでるのかを分析していただいていまして、その上で安平町として落ちるところをどのぐらい維持するのかどうかを議論、検討していきたいと思っています。

〔梅森議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　梅森議員。

○10 番（梅森敬仁君）　よろしくお願いします。期待していますので各町民も期待していますのでぜひ頑張っていただきたいと思います。それでは２番目に入りますが、今度は道路の関係ですが、②の中央要望など国や道に対してインフラ整備の進展については一体どうなっているのかということで、なぜこういう質問をするかというと我が町には国道 234 号線がメインに南北に走っていますが、特に早来市街地から千歳に向かっていく道路。これは道道 10 号線ですね。道道千歳鵡川線と種苗センターから富門華の前を通ってショートカットを走って行く道道の早来千歳線というのが２本走っています。町道ではないので守備範囲ではないだろうと言われればそれまでなのですが、これを使っているのはまさに安平町民であって今それぞれが１車線ということで今後交通量が増える可能性があると思います。現在もお子さんを南千歳に通学のために送り迎えしている車が多く走っている話を聞いていますし、昼間であれば買い物に行く道路、病院に通う道路で利用頻度が高くなっていると。特に地元の方たちに聞くとラピダスの工業用水の排水路の関係で工事車両、大型車両が入ってくることによって今年は特に道路の破損が酷いんですよということで補修はなさっているようですがなかなか追いつかない状態で苦情も出ています。その他に先ほど少し話が出てきましたが、町道の遠浅酪農２号線についても数年前に地元で説明会があって私も出席してお話を聞かせていただきました。その時の計画ではもう終わっている時期なのかなと思っているけれどもなかなか進捗はしていないということで単独予算ではなくて道の補助金その他でそれが下りてこないということで理由はわかるのですが、地元の方たちにとってはどうなっているんだろうという段階になっているので、しっかりとした地元説明が必要かなと思っています。あとここにあえて自衛隊前道路と書いていますが、以前から言っているように何か事があった時には自衛隊車両を結構多く走っています。駐屯地が２か所あるのでできれば迂回路という意味合いにおいても、そしてラピダス関係で交通量が増えることが予測されますので安平町民早来市街地の町民にとっては生活道路でもありますので、何とか２車線化になるように頑張ってほしいし、それにつながる自衛隊道路ということで整備されれば災害時の対応にも有効ではないのかと。ましてや今は防衛費が増えてきてこれからはミサイルを使用するようなことが想定されて、ミサイルの製造が始まっているけれどもそのミサイルを保管する場所がないということでまさに安平町であれ

ば２つの駐屯地の一つはそれに適用できるのかなという考えもありますので、そういうものを運ぼうということで町道になるとは思いますが、安平町単独ではなく、ラピダス関係に被せてあるいは防衛問題に被せて国の予算を利用して何とかならないのかなと考えていますがその辺道路の関係についてはどうでしょうか。水道についてはまた後でお聞きしますので。

〔塩谷土木公園担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　土木公園担当課長。

○土木公園担当課長（塩谷慎嗣君）　道道千歳鵡川線及び道道早来千歳線に関しては片側２車線化などの整備については特に情報はありませんが、路面補修に関しては定期的にパトロールカーが走っていますので路面状況による補修しているものと認識しています。また、交通量に関してですが、国土交通省が概ね５年に１回の割合で行っている全国道路街路交通情勢調査。いわゆる道路交通センサスについて調べたところ、令和３年度の道路交通センサスにおいて道道千歳鵡川線及び早来千歳線の交通量は平成 27 年度の交通量に比べて若干減少している結果になっています。また、令和７年度においても交通量調査を実施していまして、その結果が令和８年度中に公表されると思いますので、注視していきたいと思いますが、今後交通量の増加が顕著になり常に交通渋滞が発生するようであれば片側２車線化も含めた対策について国や北海道に働きかけていきたいと考えています。次に遠浅酪農２号線についてですが、度々議会のご質問に対しご答弁申し上げていますが、国土交通省の社会資本整備総合交付金については、毎年要望額に対する内示率が低く、２，30％程度しか交付金が付かない状況が続いており、現在のところ工事の着工は令和９年度の予定となっています。最後に自衛隊前道路の延伸についてですが、町道早来安平線と北町東早来線を結ぶ計画について平成 29 年ごろに検討しています。ルート選定ですが現道の線形を見直す案を基本に対案として北町ルート案についても検討を行った経緯です。その当時の結果ですが、一部ルートに２級河川安平川の堤防を兼用道路とするため、河川管理者である北海道へも相談しましたが、災害時の通行止めの問題があるとの回答がありましてその後検討を保留しています。また、事業費が 20 億円以上かかると予想され実現性は非常に低い印象です。

〔梅森議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　梅森議員。

○10 番（梅森敬仁君）　遠浅酪農２号線については地元説明が大事かなというのが私の質問の趣旨ですので、丁寧に説明をしていただきたいと思っています。また、自衛隊前の道路の延伸についても 20 億以上ということですが先

ほど申しましたように国の施策にうまく乗ることができるのであれば町からの持ち出しが少なくて済むのかなと勝手に想像していますが、その辺についてもぜひ検討をしていただきたいと思います。では最後になりますが水道の量についてですね。これ別項目にすれば良かったと思いますが、水道の量、兼ねてから安平町は飲み水足りないんだよということで今年から水道ビジョンを策定して進めていく話ですが、現在の安平町にある浄水場の現状とビジョンの基本的なものがあればご説明願います。

〔谷村水道担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　水道担当課長。

○水道担当課長（谷村英俊君）　水道量の確保について答弁します。安平町では胆振東部地震以降水源である河川への土砂流入の増加、また、近年は集中豪雨の影響もあり取水制限せざるを得ない事態が発生しているのが現状です。こうした課題を踏まえラピダス社への対応を目的としているものではありませんが、町では新たに経営戦略案を策定しました。未来へつながる安定した水道水の供給を目指し今年度は富岡浄水場の取水栓の新設工事を行います。合わせて取水量の増加に対応するため、富岡浄水場の改修に向けた実施設計を進めてまいります。なお、安平町の吸水量の現状としては100世帯程度の余力はあると考えています。

〔梅森議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　梅森議員。

○10番（梅森敬仁君）　水道の関係については兼ねてから何回かお願いしています。特に私たちの町は地震災害を経験してその時一番困ったのは水の問題だったんですね。私、早来地区に住んでいますが早来小学校で給水車が来るということで並んで待っているとそれを使い切ってしまうと追分の浄水場までわざわざ汲みに行って帰ってくるので長時間待たされました。私たちまだ若い部類なのでいいのですが小さいお子さんの手を引いたお母さんとか、お年寄りにとっては非常に困った状態だったと思います。その時にお願いをして旧追分町と早来町を結ぶ連結管が端境だったのでなかったのですが、震災後は皆さんも目にしていると思いますが、国道縁でずっと工事していただいて今風のちゃんとした地震に耐えるような蛇腹のもので地震があっても揺れても破損しないような連結管をしてもらって今は早来地区と追分地区が結ばれているということで遠くまで給水車で汲みに行くようなことはもうないでしょうと。その時の状態ではね。そういうふうになりました。なんぼか良くなったのかなと思うのですが私たち議会も給水場を見てまいりました。追分は美園と、追分と早来と富岡ですね。４か所の見学してきました。

その中で実は災害が地震なければ富岡は閉鎖するはずだったんだけれどもなんと頑張ってくれて、そこだけは普通のところはいわゆる昔風で言えば沢水を集めてやる浄水場だけれども富岡は地下水を汲み上げてやっているということで今回も説明あると思いますが違う水脈まで深さを下げて量を確保することができるのかな。そういうことも含めて水道ビジョンに上がってくると思いますが、ただちょっとびっくりしたのは安平町の給水量の現状としては今後100世帯ぐらい増えても対応ができますよというのだけれども、先ほどの町長の説明であったように分譲地にたくさんの家が建つのであればこれはあっという間に100世帯を超えてしまうと思うのですよ。であればもっとバージョンアップして水量を確保することを考えなければいけないのかなと思っていますが、その辺について水道課はどう考えていますか。

〔谷村水道担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　水道担当課長。

○水道担当課長（谷村英俊君）　現在進めている富岡浄水場の事業ですが、こちら水源となっている今確認しているところの水量の多さは確認できています。ただ、こちら取水制限が課題となっている現状のバックアップのためのそのバックアップ機能としての役割がこの事業の目的となりますので、この事業によってさらに給水量を増やせるかどうかは今年度やる取水栓の工事と富岡浄水場の来年度に向けますが改修が終了して実際に給水が開始した段階で余力がどれぐらい出るのかになろうかと思いますので、現段階での明言は難しいかなと考えています。

〔梅森議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　梅森議員。

○10番（梅森敬仁君）　事前に課長ともお話させていただきました。先ほどの話に戻りますが、人口推計から考えていくと今のままの状態であればということを基本に水道ビジョンを作らなければいけないのはわかります。予測付かないものについてということ。ただ、水の量なので他の浄水場は今のよりもバージョンアップって難しいんですよね。私素人ですが、要するに雨が降ればいいけれども日照りになってしまうと量が減ってしまうということで、そこをバージョンアップしろと言っても雨が降ってくれなければバージョンアップできないんだけれども、富岡については地下水なのでこれ何とか例えばそれこそ素人で申し訳ないけれども取水する管を太くするとか、溜める装置を作るとかで量をアップする可能性はあるじゃないですか。そういうことを見据えてぜひ水道ビジョンに活かしてほしいなと思いますけどいかがですか。

〔谷村水道担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　水道担当課長。

○水道担当課長（谷村英俊君）　現状の安平町の安定した給水のための水道ビジョンということで作ってはいますので、ラピダス対応といった目的ではできないかなと思っています。

〔及川町長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　町長。

○町長（及川秀一郎君）　梅森議員もご理解いただいていると思いますが、先ほどおっしゃっていただいた胆振東部地震の８年前の大きなインパクトがあって、あの時は早来地区の浄水場がもう少しで破損するといった緊急事態だったわけです。ですから富岡浄水場の廃止する予定ですでに進めていたのですがそこをバックアップということで戻しながら地下水も調べながらで当然あそこの臨空工業団地は皆さん地下水を使っていて、量的には問題ないことがありますから、量の課題はないと自分は思っていますが、現時点作っている水道ビジョン、下水道ビジョンも作って全員協議会でも日程調整しながら近くご説明しますが、水道料金を値上げしていかなければならないといった全体の話も含めたビジョンを作っていますのでラピダスといったところの想定を付加した形でビジョン作りはスタートしていないので、現在の余力でも当然人口減少は今も進んでいまして、ただ、社会人口増は転入増加によって今維持されていると。ただ、人口の推計を社人研だけで今までは結構いろんな計画を推計してきたのですが、安平町の実態と過去の人口の移動の実績値では合わないことも含めて今回先ほど委託をかけながらラピダスの状況も含めて現時点での踏み込んだ詳細な制度のある程度高い人口推計をすることによって社人研がダメだという話ではないですが、人口の推計をとっている位置と年代が違うものですから社会情勢も含めて推計しながらきちんとご説明する担保に耐える数字を根拠に総合計画を作っていきながら、ただ、現状の中でも追分の水源もありますから。先ほど緊急連絡管の話をしていただいて一部安平地区にもその水が行っていますので、トータルの中で100ぐらいはまだあるということでいけば人口は僅か昨年20人増えましたがこれからずっと人口増加し続けるという保証もないですが、そういった中で今はビジョンづくりはやっています。そこで議論を進めていきながら新たな要因としてラピダスの関連企業の先ほど前段の質問にあったような移住定住がある程度数字が明らかになってきた段階で当然水不足があってはならないのでそこをどういう形でまた改善していくのかといった２段階方式にならざるを得ないかなと現状は思っています。ただ、他の町が人口減少だけ

しか推計しない、計画も事業もそうですが、逆にプラス要因が大きな要因となっていますので、そこを嬉しい課題なのですが、そういったところの課題と受け止めながら８年間の構想を描く中で、またその先を見据えた構想になろうかと思いますので構想の中で方向性を議論しながら方向性を決めていければいいなと思っています。

〔梅森議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　梅森議員。

○10 番（梅森敬仁君）　よろしくお願いします。それでは（２）商工業の振興についてということで①で合併 20 年を迎えていろいろイベントその他あるいはイベントに対するバージョンアップをお話を伺っていますが、商工業者の実態と振興策についてを伺います。

〔山口総合支所長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　総合支所長。

○総合支所長（山口崇君）　それではまず現在の安平町の商工業者について本年の５月 21 日に開催された安平町商工会の令和８年度通常総会議案書に記載されている会員数から引用して事業者数を申し上げたいと思います。令和８年３月 31 日現在で 177 事業者となっています。これは前年と比較すると５件増加している状況です。続きまして令和８年度における商工業の振興に関する主要事業の概要についてご説明します。まず地域経済の循環と活性化対策に関連する主な事業を申し上げますと、商工会が実施する通称プレミアム商品券事業やポイント安平会が実施する商店街ポイントカード事業に対して予算措置を行っています。特に通称プレミアム商品券事業は地元の消費者と事業者の双方を支援することができ、このプレミアム商品券を通じて当初予算ベースになりますが約１億 4400 万円の経済波及効果を地元に見出すことができ、直接的な地域内経済の循環と活性化に加え、商店街の賑わい創出に効果を発揮している事業と認識しています。次に商工会事業者の育成確保対策に関連する事業を申し上げます。一つ目はチャレンジショップ事業で、これは店舗使用を目的としたトレーラーハウスを最長で２年間貸付を行うことで商業活動への起業創業を後押しする事業でして、安平うどんやクラフトビールなど町内事業者として創業し、自立を志す挑戦者の育成に効果を発揮しています。２つ目は創業者等支援事業補助金で、これは商工会が実施する創業塾を受講し、起業創業のできる段階に至った事業者に対して商工会の加入を要件に初期投資に対して 200 万円を上限に２分の１を補助。空き店舗を活用する場合は 250 万円を上限に３分の２を補助する内容となっており、令和 30 年度から令和７年度の８年間で 18 件の起業創業者が生まれている状

況です。商工事業者の育成確保という面において効果を発揮している事業と認識しています。また、この 18 件の起業創業者のうちの９件、半分の方々が胆振東部地震の後に移住してきた方となっていまして、移住定住の観点においてもこの間の起業創業施策と移住定住施策の連動が有効に機能しながら相乗効果を発揮している事業と認識しています。この他にも北海道銀行と連携した中小企業誘致制度及び利子補給制度の運用や地域おこし協力隊制度を活用した起業創業希望者の確保対策、町内商工業者の経営改善、経営強化を目的とした商工業経営強化促進補助金など各種施策にかかる予算を措置しながら商工業の振興に関する各種取り組みを総合的かつ一体的に展開しているところです。

〔梅森議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　梅森議員。

○10 番（梅森敬仁君）　いろいろ効果的な施策をしていただいていると私は捉えています。特にチャレンジショップについては私が以前から私が一番最初に言ったのは公設民営という形で飲食店ビルを建てたらどうですかと。早来の空いている市街地にとお話をした際に町長がとりあえずトレーラーハウスを設置してチャレンジショップということでやってみますということで成功していると思いますね。だからぜひ続けていただきたいなと思う。ただ、チャレンジなので２年間しか利用できないのがあって、安平うどんとかクラフトビールの方が地元で頑張ってくれているとか、また、飲食店の方がこれから入ると聞いています。ただ、一つ残念なのがあそこに３台あるのですよね。トレーラーハウス。そのうち１台は政策推進課でサテライトオフィスで使用されていると。町民の方あそこを通ると同じものが３つあるのに何故かしら右側の１か所だけが全く人の出入りがないところでなんであれ使わないのってことで、私は知っているのでサテライトオフィスとして使っているんだって。だって誰も出入りしていないじゃないってことで繁華街というか早来市街地の一番いい場所なのにサテライトオフィスは別にあそこでなくてもいいわけで、違うところの場所を用意してあげればたぶん一生懸命頑張ってくれている。具体的な会社の名前は言わないけれども安平町と他の企業を結びつけるお仕事をしてくれているんだと聞いていて非常に有効だとはわかっているのですが、あれ３つとも飲食店の関係のチャレンジショップとして使用した方がお互いに相乗効果でいいんじゃないですか。なぜあの１台だけがサテライトオフィスで人の出入りが全くないところでぽつんとあるのかが理解できないのですが。希望者が少ないなら仕方ないけれども希望者結構いるんじゃないですか。成功例を見ているので。２台よりも３台の方が今言ったように相乗効果もあるし、人の集まる場所としてはぜひチャレンジショップに転用してはいかがですか。

〔山口総合支所長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　総合支所長。

○総合支所長（山口崇君）　ご提案ありがとうございます。まず現状を申し上げますと４月１日に機構改革がありましてサテライトオフィスが昨年までは政策推進グループだったのですが、本年から商工観光課へ移管されていまして、現在企業誘致の関係と商工業事業のことに関しても商工観光課が施設を管理している状況となっています。また、チャレンジショップについては今新たな事業者が７月 11 日からオープンする準備ともう１つについても７月 15 日からオープンする形で準備を進めていますので、この２棟についても実績を出しながら有効活用されている状況で梅森議員ご説明ご認識のとおりだと思います。もう１件のサテライトオフィスですが、こちらについては１番目の質問の方から企業誘致の関係とも絡むのですが、安平町においては現在工業団地が全て完売しているという状況がありまして、現在の企業誘致の施策の柱としては事業誘致ということからまず始めていこうと。事業誘致というのは具体的な事業を安平町で展開していただくと。その後の事業所というのは事業誘致を行った後に成果をみながらステップを踏んでいこうという考えでして、その一つサテライトオフィスの位置づけで現在トレーラーを考えていますので、現状としては今後実績が少しずつ出ているところですが、国費の事業も活用していまして事業誘致の観点からこのサテライトオフィスの部分は現在も有効活用していまして、現在チャレンジショップが成功していますので町民の方々にはそのように見えてしまうんだなと私どもも政策ＰＲも少し足りなかったなと思うのですが、事業誘致で役割をそれぞれ施設に持ちながら展開しているということで一つご説明させていただきます。

（理事者側協議）

〔山口総合支所長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　総合支所長。

○総合支所長（山口崇君）　サテライトオフィスの出入りのことがあったのですが、梅森議員はちゃんと事業者が活用していることをご承知くださっているのですが、現在も安平町でサテライトオフィス事業を事業委託している業者がありまして、こちらのところがあそこで事務所を構えて各種内地から来るマッチングをして安平町で事業をしたいという方が来た時にあの場所を使いながらサテライトオフィスの事業誘致を図っているような事業展開をして使用している状況になっています。

〔梅森議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　梅森議員。

○１０番（梅森敬仁君）　わかりました。最後にちょっと言っておきたいのですが、公設民営は非常に大切だと思うのですよ。何か商売をするためには初期投資を圧縮してやることによって経営に入りやすいといった意味でいろいろ補助金も書いていますよね。200 万、250 万を限度に出しますよと。ちょっと業者が違いますが早来市街地、安平も含めてアパートマンションどんどん建っています。あれは補助金額がいいのでそれに対して不動産業者がどんどん入ってきていると。建っている最中にもう部屋が埋まっていますよというぐらい非常に好評で非常に効果があると思うのです。それも資金の援助ということが利いている。そういう意味では商売する方は 200 万、250 万、空き店舗であれば 250 万という金額ではありますが、もう少しバージョンアップしてあげればより入って来やすくなるのかなという感情を持っているので、今後ぜひ考えていただければなと思います。返答は要りません。では最後になりますが、建設協会からの要望の対応について、これも以前から何回もお聞きしています。今年度も建設協会から５月 15 日に要望書が上がってきていると思いますが、これに対する対応についての説明をお願いします。

〔木林財政担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　財政担当課長。

○財政担当課長（木林一雄君）　安平建設協会からの要望ですが、本年は議員おっしゃいますとおり４月 27 日にいただいています。その後５月 15 日総会の日になりますが、建設協会の総会の日になりますが、５月 15 日に回答しています。本年度の要望は大きく８点ございますが、時間の関係上何点か抜粋しますと河川、町道、公園などの工事の提案。それから共同企業体の構成条件の見直し、旧早来中学校の解体工事の実施、そして施設管理委託業務の諸経費の増額と高騰した資材価格等の対応といった要望をいただいています。次に梅森議員が以前にこの質問を取り上げてからの変化、町の対応ですが、昨年建設協会から要望を受けました建設工事発注予定情報の公表回数を増やしてほしいという要望は通常は４月と 10 月の年２回にわたり公表していましたが、中間となる７月にも公表することとし、令和７年度中に年２回から３回に公表回数を増やし要望に対応しています。また、地元業者の受注機会の確保については格付け基準の設計金額が概ね 15 年程度見直しが行われておらず、その間物価高騰とか労務単価が上昇しているため、等級に対する設計価格を引き上げるとともに、一般競争入札の対象金額についても引き上げ、地元業者の受注機会の確保について本年４月から対応しています。最後に施設管理委託業務の諸経費の増加ですが、昨今の物価高騰や人件費労務単

価の上昇などの現状を踏まえ、諸経費をこれから検証していきたいと考えています。いずれにしても建設業界が持続可能な産業であり続けるため、令和６年度に大幅な法改正があり、週休２日制の導入や作業を伴わない猛暑日の設定、適切な単価の使用、適正な請負代金の設定や適正な法規の確保などを我々発注者側には求められていますので、そのように適切に対応してまいりたいと考えています。

〔梅森議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　梅森議員。

○10 番（梅森敬仁君）　積極的に対応していただいているということで建設業界の方も要望がある程度通ってきたということで喜んでいました。ただ、私ちょっと言っておきたいのは、私たちの記憶にも残っていますが震災の後、非常に土木土建業者の方は頑張ってくれました。その中でも北海道の宿命としては冬の除雪体制その他で年間を通じての雇用が非常に難しい状態で、例えば今説明にはありませんでしたが、河川の浚渫工事、底ざらいとかああいうものは年間を通じてできるとかってことでそういうものにも積極的に取り組んでいきますよという回答書を見せていただきました。季節雇用だけでなくて年間を通じての雇用体制が安定してできるということで地元業者にとっても非常にいいことだと思います。また、先ほどから言っていますがラピダスが入ってくるとどうしても稼働人口を持って行かれる可能性があるということで土建業者の働く方々の人数が減れば我々の公共サービス、わかりやすくいえば除雪体制の保持ができないとかそういうことになってはいけないので、やはり地元の土建業者をしっかり守ってやらないといけないというのが根本的にあると思いますので、町長も同じ考えだと思いますので返答は要りませんが、その点も考慮していただいて今後の建設業界その他の対応についてはよろしくお願いします。以上をもって私の一般質問を終わります。

○議長（小笠原直治君）　以上で 10 番梅森敬仁議員の一般質問を終わります。

◎　延会宣告

○議長（小笠原直治君）　お諮りします。本日の会議はこの程度に留め、これで延会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会いたします。なお、明日は午前 10 時に再開しますのでご参集願います。本日はご苦労様でした。

延会　午後　4 時 20 分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、地方自治法第123条第２項の規定に基づき、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

署名議員

署名議員